

パブリックコメント  
閲覧用

# 第2次北名古屋市 緑の基本計画

(案)

北名古屋市

# 目 次

---

序 章 緑の基本計画の前提	P.序—1
序—1 緑の基本計画改定の背景と目的	P.序— 1
序—2 緑の基本計画の概要	P.序— 2
序—3 現在の国の動向	P.序— 6
第1章 上位関連計画の整理	P.1—1
1—1 県の計画	P.1— 1
1—2 市の計画	P.1— 3
第2章 現況調査	P.2—1
2—1 自然的条件調査	P.2— 1
2—2 社会的条件調査	P.2— 7
2—3 緑地現況・緑化状況調査	P.2—15
2—4 前回の緑の基本計画の検証	P.2—29
第3章 緑に関するアンケート調査	P.3—1
3—1 緑に関するアンケート調査	P.3— 1
第4章 解析・評価と課題の整理	P.4—1
4—1 解析・評価の視点	P.4— 1
4—2 解析・評価の結果	P.4— 2
4—3 課題の整理	P.4—10
第5章 計画の基本方針	P.5—1
5—1 緑の基本計画の理念と緑の将来像	P.5— 1
5—2 計画の基本方針	P.5— 3
5—3 緑の基本計画の目標水準	P.5— 4
第6章 緑の施策	P.6—1
6—1 緑を守り育み、緑のネットワークを形成します	P.6— 3
6—2 公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります	P.6—12
6—3 農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます	P.6—24
第7章 緑化重点施策	P.7—1
7—1 緑化重点地区	P.7— 1
7—2 生産緑地地区	P.7— 5
第8章 施策の方針図	P.8—1
8—1 施策の方針図・整備量	P.8— 1
8—2 施策の推進に向けて	P.8— 4

---

---

## 序 章 緑の基本計画の前提

### 序－1 緑の基本計画改定の背景と目的

・緑は、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、まちの良好な環境や景観を形成するほか、健康づくりやレクリエーション、防災においても重要な役割を果たしています。本市は、平成 21 年 3 月に緑の基本計画を策定しましたが、策定から概ね 10 年が経過しており、以下に示す社会情勢の変化等を踏まえた改定が必要となっています。

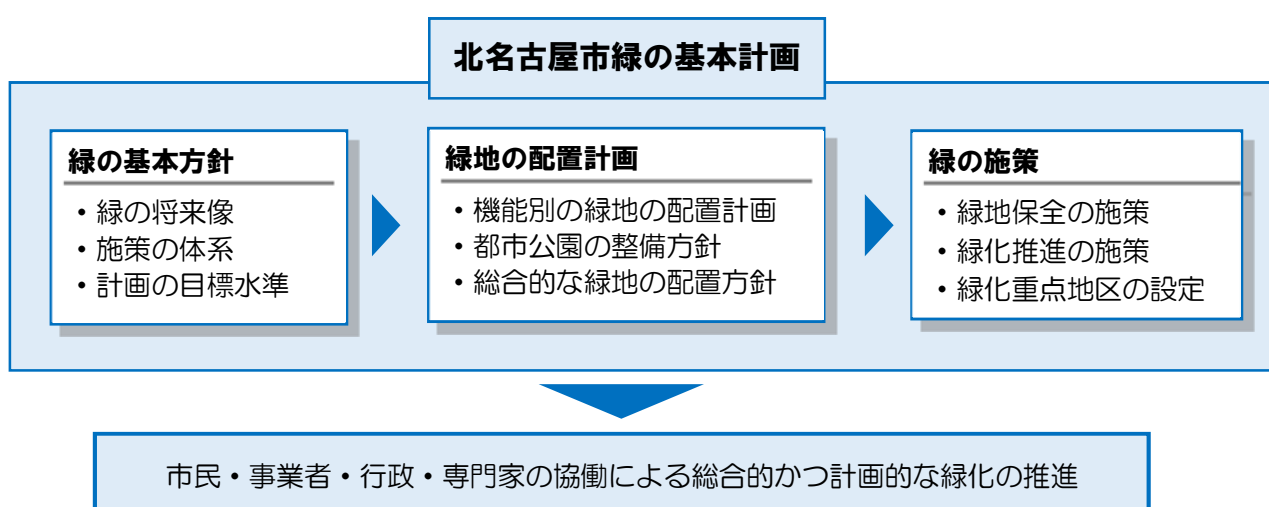
- ①我が国全体は人口減少時代・超高齢化社会に突入しており、近い将来、人口減少に転じるが見込まれています。
- ②都市づくりでは、安心・安全に関する取組がこれまで以上に重視されています。平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震では甚大な被害が生じましたが、近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震では、大きな被害が生じることが想定されています。
- ③リニア中央新幹線の開業に伴い、東京－名古屋間の移動が約 40 分となる中で、名古屋市隣接都市では移住・定住や企業誘致の取り組み等が活発になっており、本市としても、リニアインパクトを見込んだ魅力的な都市づくりが必要となっています。
- ④平成 27 年 4 月に制定された都市農業振興基本法に基づき、平成 28 年 5 月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されました。また平成 29 年 6 月には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都市における緑地・農地の保全・活用によって潤いのある豊かな都市づくりを推進するため、新たな用途地域（田園住居地域）の創設や、生産緑地地区の面積要件等が緩和されました。名古屋市に隣接しながら一定の農地を残す本市においても農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが必要となっています。

## 序－2 緑の基本計画の概要

### 1. 緑の基本計画とは

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、緑の目標、緑の方針、緑の施策に関する基本計画として、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政・専門家との協働により、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

#### ■緑の基本計画の概念図



- 従来の緑の基本計画は、将来に向けての公園配置計画という性格が主で、公園整備にその役割が果たされてきました。近年では、社会情勢の変化に伴い、都市環境の質的向上を基調とした都市づくりへの転換に対応した、緑の保全や緑化推進、緑の維持管理に向けた指針づくりとしての役割が重要となってきています。

### 2. 計画の目標年次

- 計画の目標年次は、都市計画マスタープランとの整合を図り、平成41年（2029年）とします。
- なお、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 計画の対象区域

- 本計画は、市域全域 1,837ha を対象とします。平成 30 年現在、市街化区域面積は 1,210ha、市街化調整区域面積は 627ha となっています。なお、広域的な観点からは名古屋都市計画区域（愛知県広域緑地計画）での考え方と整合を図っていきます。

■計画対象区域

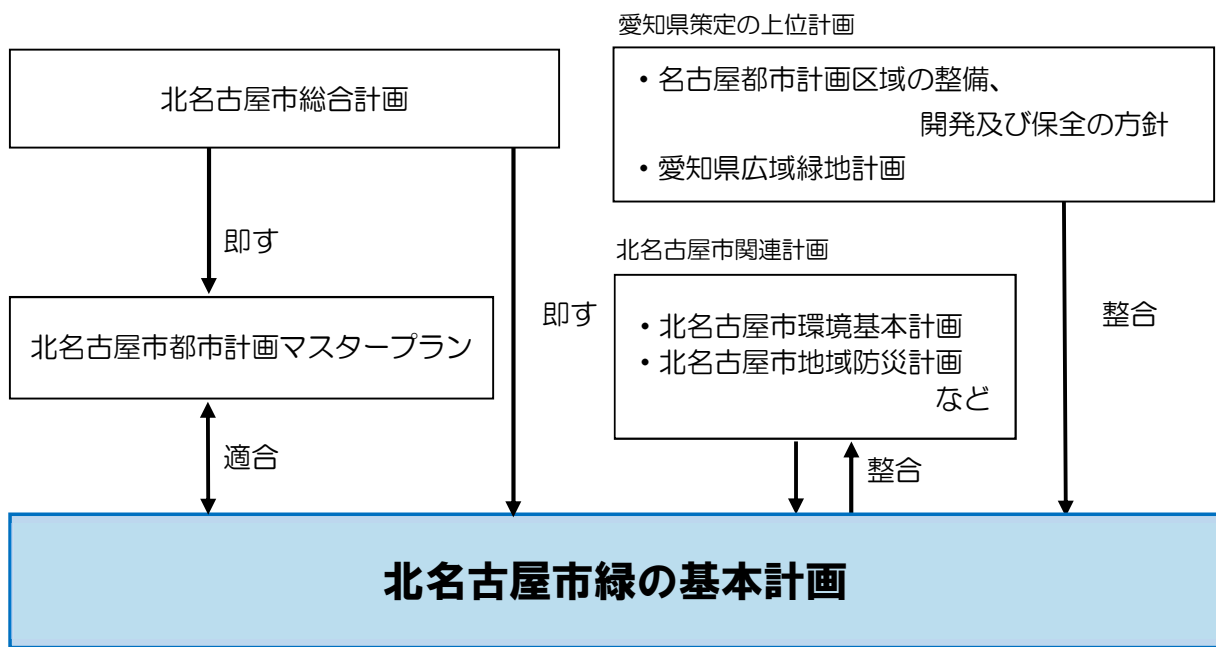
区 域		面 積	割合
市全域		1,837ha	100.0%
都市計画区域	市街化区域	1,210ha	65.9%
	市街化調整区域	627ha	34.1%

資料：名古屋都市計画用途地域の変更（北名古屋市決定、平成 29 年 3 月 17 日現在）

### 4. 計画の位置づけ

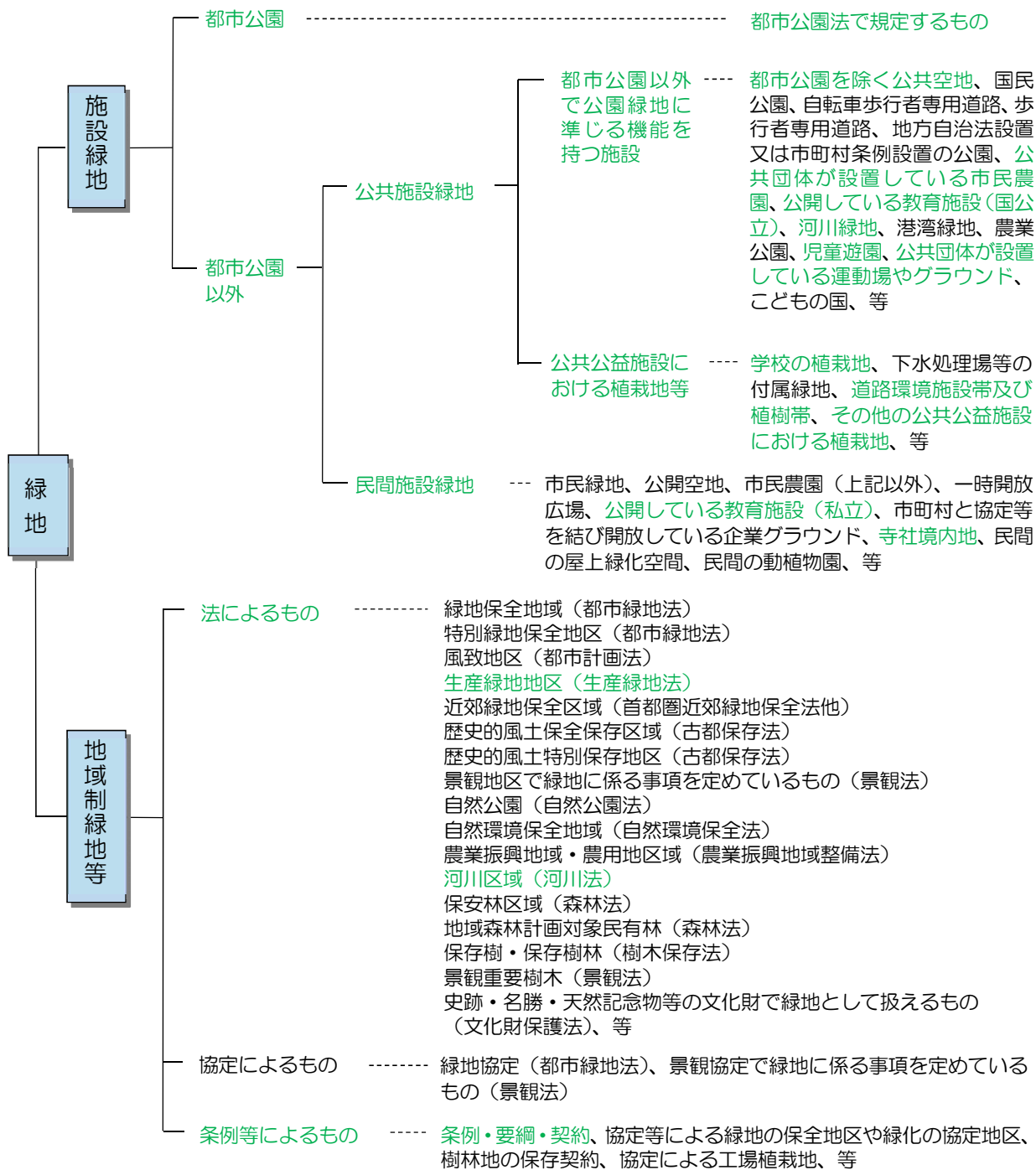
- 北名古屋市緑の基本計画の位置づけは以下のとおりです。

■上位関連計画との関係図



## 5. 緑の基本計画で対象とする緑地

- 緑の基本計画で対象とする「緑地」は、大きく施設緑地と地域制緑地に区分され、さらに公共施設緑地、民間施設緑地や法によるもの、条例によるもの、その他に区分されます。
- 以下の緑文字で示した制度等は北名古屋市において現況で施行されている制度です。



※施設緑地は、都市公園や公共・民間の施設として利用できる緑地です。  
地域制緑地等は、法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地です。

資料：新編緑の基本計画ハンドブック

---

## 序－3 現在の国の動向

### 1. 都市農業振興基本計画 農林水産省（平成 28 年 5 月策定）

都市農業の振興に当たって、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、これを通じて農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成を目指して、平成 28 年 5 月に都市農業振興基本計画が策定されました。

#### （1）都市農業基本法の目的及び基本理念

##### 【目的】

- 平成 27 年 4 月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが目的

##### 【基本理念】

- 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- 都市農業の振興は、農地とその他の土地が共存する良好な市街地形成に資するよう行われるべきこと
- 幅広い国民の理解の下に、地域の実情に即して、都市農業の振興に関する施策の推進が図られるべきこと

#### （2）都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 地方計画の策定について

### 2. 都市公園法の一部改正 国土交通省（平成 29 年 6 月改正）

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多様性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視し、平成 29 年 6 月に都市公園法の一部改正が行われました。

#### （1）公募設置管理制度の創設（park-PFI）

#### （2）PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸

#### （3）保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

#### （4）公園の活性化に関する協議会の設置

#### （5）都市公園の維持修繕基準の法令化 ※平成 30 年 4 月 1 日施行を予定

---

### 3. 都市緑地法の一部改正 国土交通省（平成 29 年 6 月改正）

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29 年 6 月に都市緑地法の一部改正が行われました。

- (1) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
- (2) 市民緑地認定制度の創設
- (3) 緑化地域制度の改正 ※平成 30 年 4 月施行
- (4) 緑地の定義への農地の明記
- (5) 緑の基本計画の記載事項の追加 ※平成 30 年 4 月施行

### 4. 生産緑地法等の一部改正 国土交通省（平成 29 年 6 月改正）

平成 28 年 5 月に策定された「都市農業振興基本計画」との連携を図るため、平成 29 年 6 月に生産緑地法等の一部改正が行われました。

- (1) 生産緑地地区の面積要件の引下げ

【概要】

- ・生産緑地地区の面積要件を条例で 300 m<sup>2</sup>（政令で規定、現行 500 m<sup>2</sup>）まで引下げ可能。
- 運用改善
  - ・併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能。（ただし、個々の農地はそれぞれ 100 m<sup>2</sup>以上）

- (2) 生産緑地地区における建築規制の緩和

【概要】

- ・営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める施設を追加。

【追加する施設】

- ①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン等

- (3) 特定生産緑地制度

【概要】

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から、10 年延期される。10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。



---

## 5.都市計画法の一部改正 国土交通省（平成 29 年 6 月改正）

都市計画法により定められる用途地域に、「田園住居地域の創設」が追加されました。

### （1）田園住居地域の創設 ※平成 30 年 4 月施行

#### 【概要】

#### ■住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

- 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発／建築規制を通じてその実現を図る。

# 第1章 上位・関連計画の整理

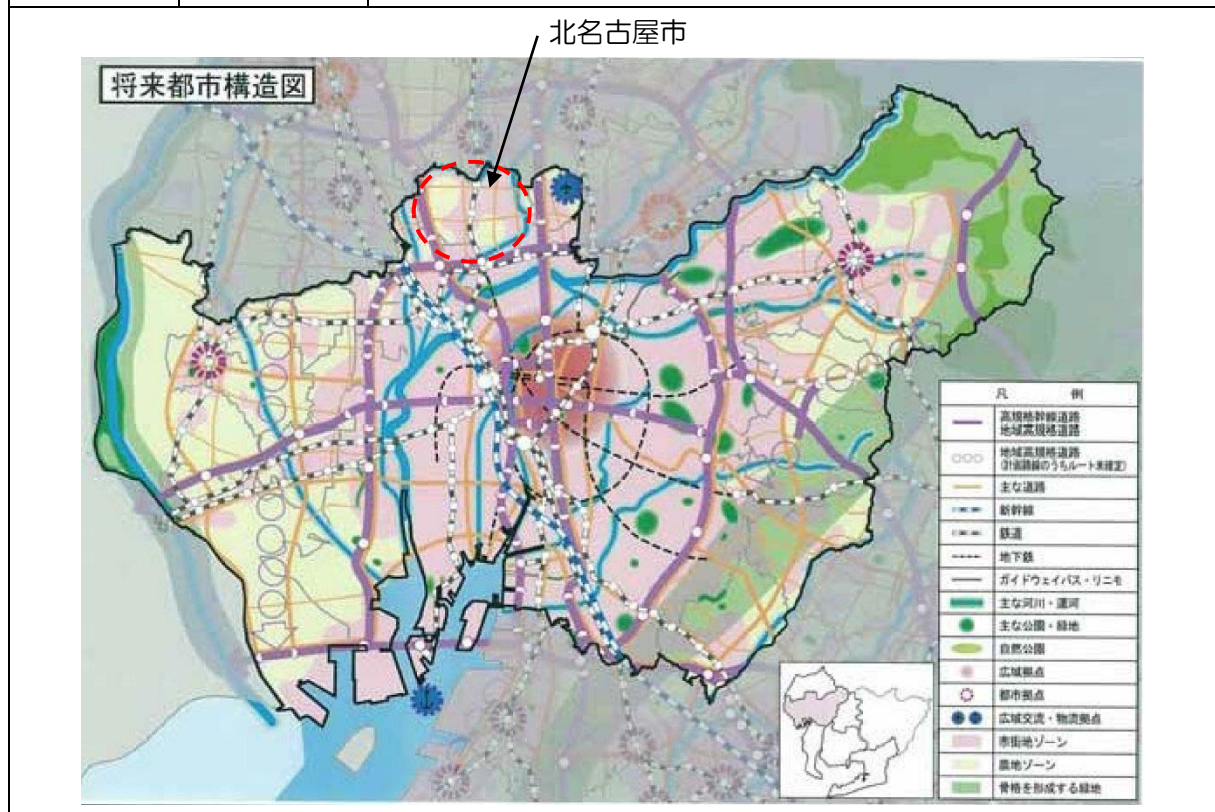
## 1-1 県の計画

### 1. 愛知県広域緑地計画（平成23年11月改定）

項目	内容	
計画の理念	都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり	
基本方針	環境	都市と自然が調和した環境首都を支える水と緑のネットワーク形成
	安全	東海・東南海・南海地震等の自然災害による被害を軽減する緑の確保
	活力	愛・地球博記念公園などの緑の交流の場づくりやあいちの歴史・景観資源を活かした緑の確保
	生活	少子高齢社会に対応し健康長寿あいちを目指す公園づくり
	県民協働	公共 <sup>※</sup> ・県民・NPO・モノづくりあいちの企業など、多様な主体で支えあう県民協働による緑のまちづくり <small>※地方公共団体、公共セクター等</small>
地域別計画（名古屋地域） 北名古屋市にかかわる記述としては、五条川の河川沿い緑地について、重要地域としての位置づけが示されている。 「木曾川、庄内川、日光川及び五条川の河川沿いの緑地は、山地や海洋の冷気を市街地に導入する風の道を形成するなど、本地域の都市環境を保全するとともに、生態系ネットワークの形成などに役立つため、水と緑のネットワークの拠点としていくことが必要です。」		

## 2. 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）

項 目		内 容
都市づくりの基本理念		高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり
都市づくりの目標  （緑の基本計画関連項目を抽出）	人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市の都心域では、多様な都市機能の集積をいかした都心居住を促進します。</li> <li>・主要な鉄道（軌道）駅周辺では、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい居住空間の形成をめざします。</li> </ul>
	環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風の通り道に配慮しながら、河川、公園、緑地、道路などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成して、緑豊かで快適な都市をめざします。</li> <li>・パークアンドライドの取り組みの促進などにより、公共交通の利用を高め、環境負荷の低減が図られた都市をめざします。</li> <li>・地震、水害、土砂災害などに強い都市をめざします。</li> </ul>
主要な都市計画の決定の方針	自然的環境整備または保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進します。</li> <li>・都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、河川や道路空間の活用も図りつつ、都市公園を拠点とした自然的環境インフラネットワークの形成を図ります。</li> </ul>



## 1-2 市の計画

### 1. 第2次北名古屋市総合計画（平成30年3月）

項 目		緑に関する記述（抜粋）
計画期間		2018-2027 年度
めざすまちの姿		「健康快適都市」～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～
基本理念		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「こころ」と「からだ」と「まち」が健康で、活力あるまち</li> <li>●便利で安全・安心な質の高いまち</li> <li>●やすらぎと愛着を感じ、いつまでも住み続けたいまち</li> </ul>
緑にかかわる分野別目標	豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり （スポーツ・レクリエーション）	<p>○施策が目標とするまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが生涯にわたって自主的、主体的にスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康とふれあいの喜びを感じています。</li> </ul> <p>○主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のスポーツ環境の整備</li> </ul>
	快適で利便性の高いまちづくり （公園・緑地・緑化・景観）	<p>○施策が目標とするまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が公園や緑地を快適に利用しており、市街地や郊外の緑豊かな景観に温もりやうるおいを感じています。</li> </ul> <p>○主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある公園や緑地の整備 （主な取組）→緑の基本計画の推進、五条川プロムナード計画の推進、大規模公園、緑地の整備、街区公園の整備、児童遊園の適切な維持管理</li> <li>・公共空間・市街地の緑化の推進 （主な取組）→街路樹の植栽、樹木や花の植栽、生産緑地地区、アダプトプログラムの活用</li> <li>・やすらぎある景観の形成 （主な取組）→景観計画の策定、緑地の保全</li> </ul>
	快適で利便性の高いまちづくり （河川・雨水処理）	<p>○施策が目標とするまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修や下水道整備が着実に進み、浸水被害や河川の決壊などの水害のリスクが少なくなっています。</li> </ul> <p>○主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な水辺環境の整備 （主な取組）→水辺公園の整備、河川遊歩道の整備</li> </ul>
	魅力的で活力あるまちづくり （農業）	<p>○施策が目標とするまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者や事業者、後継者が安定した農業を営んでいます。市民が農業に親しみ、食の大切さを実感しています。</li> </ul> <p>○主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に土とふれあえる機会の充実 （主な取組）→レジャー農園の整備、地産地消の支援、遊休農地対策</li> </ul>



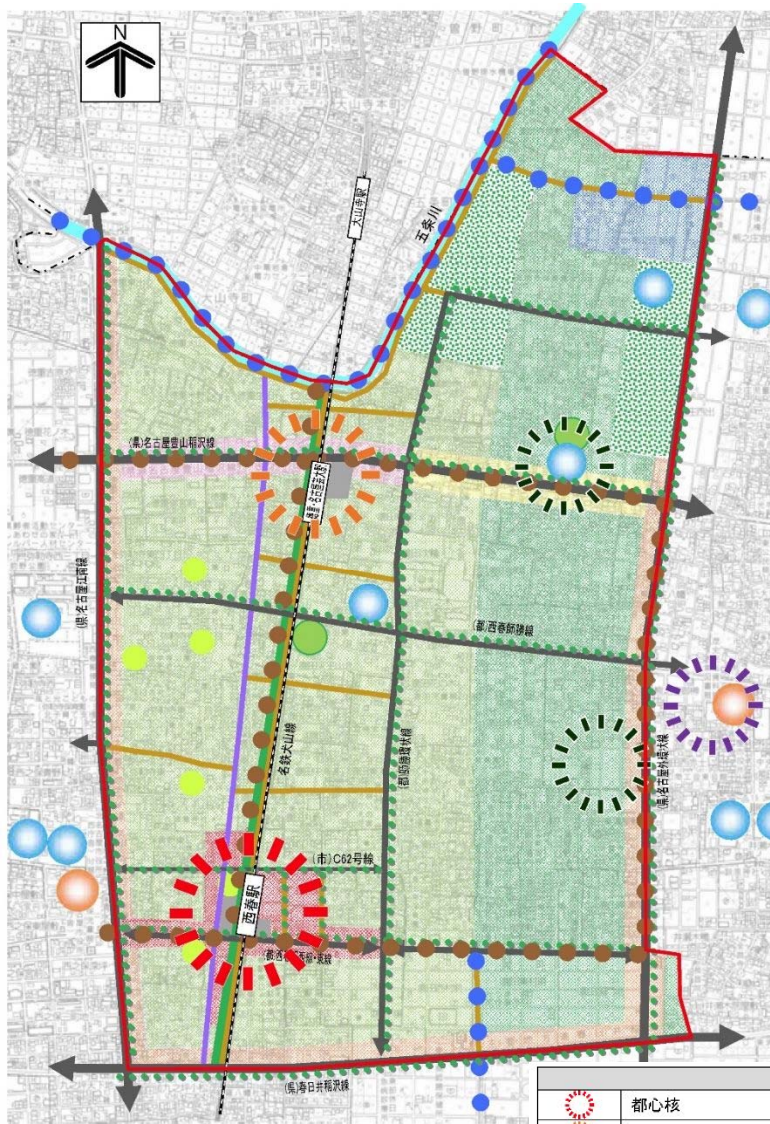
### 3. 北名古屋市環境基本計画（改定版）（平成 28 年 3 月）

項 目	緑に関する記述（抜粋）														
将来都市像	<p style="text-align: center;">環 境 共 生 都 市 ～健康で快適なまちをつくらう～</p>														
	<p>① 健康で安心して暮らせるまち ② 地球環境にやさしいまち ③ 身近な自然が保全され、ゆとりのあるまち ④ 資源が循環するまち ⑤ 次世代に誇れるまち</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="746 707 794 734">将来像</th> <th data-bbox="798 707 1029 734">環境像</th> <th data-bbox="1032 707 1353 734">基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境共生都市 ～健康で快適なまちをつくらう～</td> <td>1. 健康で安心して暮らせるまち</td> <td>①監視・指導の強化 ②情報提供等による支援</td> </tr> <tr> <td>2. 地球環境にやさしいまち (地球温暖化対策実行計画(区域施策編))</td> <td>③省エネルギーの推進 ④再生可能エネルギーの普及促進 ⑤MM（モビリティ・マネジメント）の推進 ⑥エコカー・エコドライブの普及促進</td> </tr> <tr> <td>3. 身近な自然が保全され、ゆとりのあるまち</td> <td>⑦生物多様性の保全 ⑧水辺と緑地の確保 ⑨ゆとりある生活空間の創出</td> </tr> <tr> <td>4. 資源が循環するまち</td> <td>⑩ごみ減量の推進 ⑪ごみの再使用・再生利用の推進 ⑫ごみの適正処理</td> </tr> <tr> <td>5. 次世代に誇れるまち</td> <td>⑬環境情報の充実 ⑭環境学習、環境教育の推進 ⑮活動の支援</td> </tr> </tbody> </table>	将来像	環境像	基本施策	環境共生都市 ～健康で快適なまちをつくらう～	1. 健康で安心して暮らせるまち	①監視・指導の強化 ②情報提供等による支援	2. 地球環境にやさしいまち (地球温暖化対策実行計画(区域施策編))	③省エネルギーの推進 ④再生可能エネルギーの普及促進 ⑤MM（モビリティ・マネジメント）の推進 ⑥エコカー・エコドライブの普及促進	3. 身近な自然が保全され、ゆとりのあるまち	⑦生物多様性の保全 ⑧水辺と緑地の確保 ⑨ゆとりある生活空間の創出	4. 資源が循環するまち	⑩ごみ減量の推進 ⑪ごみの再使用・再生利用の推進 ⑫ごみの適正処理	5. 次世代に誇れるまち	⑬環境情報の充実 ⑭環境学習、環境教育の推進 ⑮活動の支援
将来像	環境像	基本施策													
環境共生都市 ～健康で快適なまちをつくらう～	1. 健康で安心して暮らせるまち	①監視・指導の強化 ②情報提供等による支援													
	2. 地球環境にやさしいまち (地球温暖化対策実行計画(区域施策編))	③省エネルギーの推進 ④再生可能エネルギーの普及促進 ⑤MM（モビリティ・マネジメント）の推進 ⑥エコカー・エコドライブの普及促進													
	3. 身近な自然が保全され、ゆとりのあるまち	⑦生物多様性の保全 ⑧水辺と緑地の確保 ⑨ゆとりある生活空間の創出													
	4. 資源が循環するまち	⑩ごみ減量の推進 ⑪ごみの再使用・再生利用の推進 ⑫ごみの適正処理													
	5. 次世代に誇れるまち	⑬環境情報の充実 ⑭環境学習、環境教育の推進 ⑮活動の支援													
<p>取り組み ⑦生物多様性の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境を保全する活動の促進と支援</li> <li>・ 外来生物の取り扱いに関する情報提供</li> <li>・ 特定外来生物等の駆除</li> </ul>														
<p>取り組み ⑧水辺と緑地の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水貯留施設や浸透施設の設置促進</li> <li>・ 社寺林などの保全</li> <li>・ 農地の保全と活用</li> <li>・ 公園や水に親しめる空間の整備</li> </ul>														

#### 4. 北名古屋鉄道沿線まちづくり構想（平成 25 年 2 月）

項目	緑に関する記述（抜粋）
まちの将来像	にぎわいとるおいが溢れる 快適で安全・安心なまちづくり

■まちづくり基本構想図



凡 例			
	都心核		都市幹線道路
	副都心核		地区幹線道路
	交流核		補助幹線道路
	歴史核		主要な歩行者動線
	文化の回廊		歴史街道（岩倉街道）
	水辺の回廊		駅前広場
	商業地		地域の交流拠点となる公園
	沿道利用地		その他の都市公園
	沿道複合利用地		緑道
	工業地		街路樹
	一般住宅地		市役所
	中高層住宅地		学校
	低層住宅地		検討対象地区
	農地		





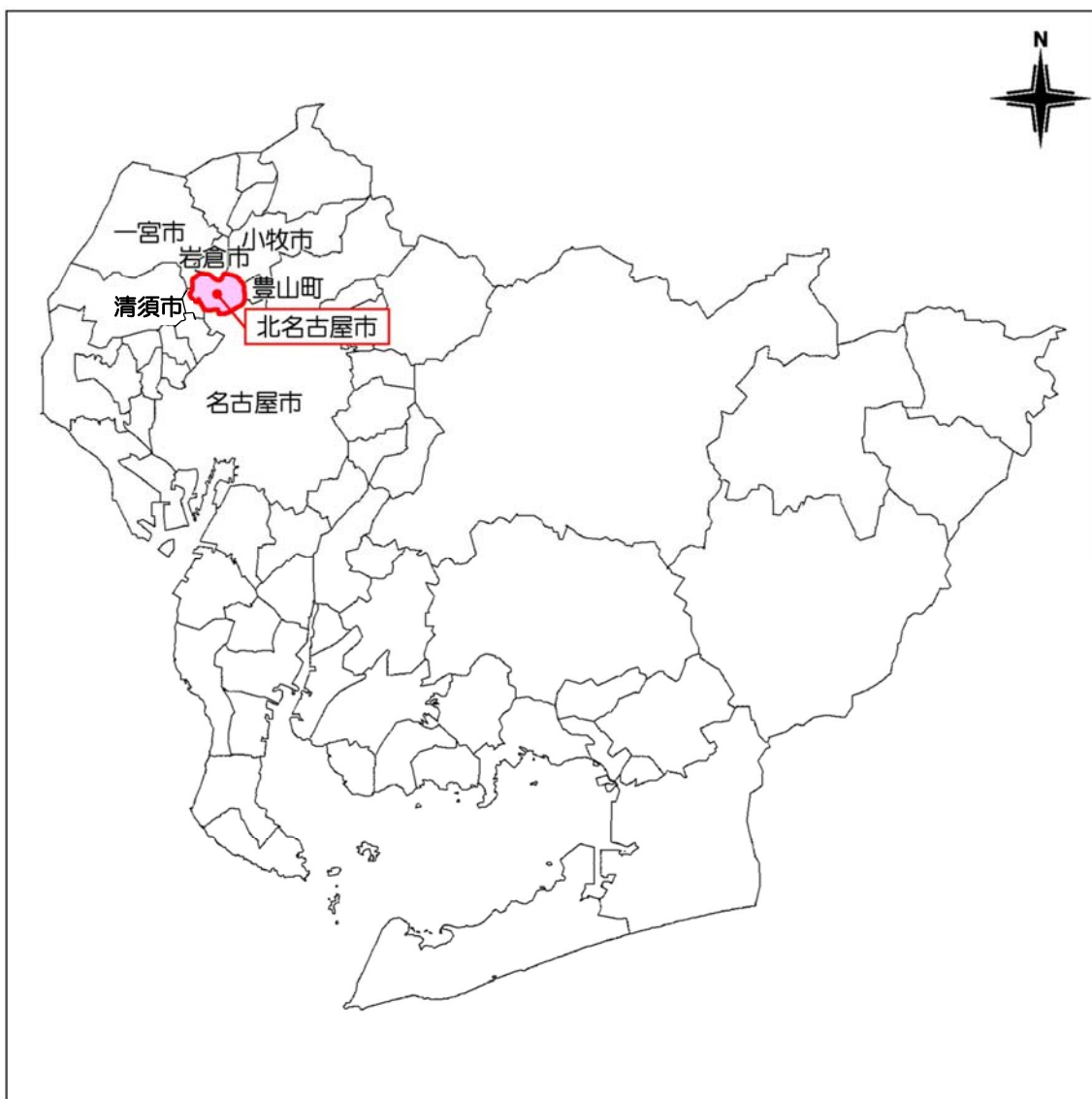
## 第2章 現況調査

### 2-1 自然的条件調査

#### 1. 北名古屋市の位置

- 本市は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接しています。
- 東西は約6km、南北は約4km、面積は18.37km<sup>2</sup>と比較的小規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から10km圏内に位置しています。

■北名古屋市の位置図



## 2. 緑の現況調査

- 本市における緑の大部分は水田、畑による農地で占められており、農地以外の樹林地といわれるものは、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地となっています。
- 水田や畑などの農地は、市街化調整区域にまとまって分布していますが、市街化区域内においても生産緑地として点在しています。
- 都市公園は大坪公園やコッツ山公園など街区公園が 15 箇所（約 4.09ha）と都市緑地である、ふるさと広場（約 0.14ha）があります。他に公共施設緑地として児童遊園が多く整備されていますが、300～500 m<sup>2</sup>の規模であり、都市公園のように広いスペースが確保されていません。
- 民有地の植栽地としては、神社・仏閣の樹林などがあり、特に白山社のツブラシイ、長岳院のクロマツ、松林寺のイチヨウと亀甲竹林などが市の天然記念物に指定されています。

### ■植生区分面積

植生区分	市街化区域内面積 (㎡)	市街化調整区域内 面積 (㎡)	総計 (ha)	構成比 (%)
水田	497,859	2,350,298	284.8	63
畑	647,673	657,327	130.5	29
水辺	49,822	28,815	7.9	2
都市公園の植栽地	25,126	2,250	2.7	1
公共公益施設の植栽地	24,937	68,754	9.4	2
民有地の植栽地	127,785	18,577	14.6	3
計	1,373,203	3,126,021	449.9	100

### ■緑被率

都市計画区域における緑被率

$$450\text{ha (都市計画区域内の緑被地面積)} \div 1837\text{ha (都市計画区域面積)} \times 100 = 24.5\%$$

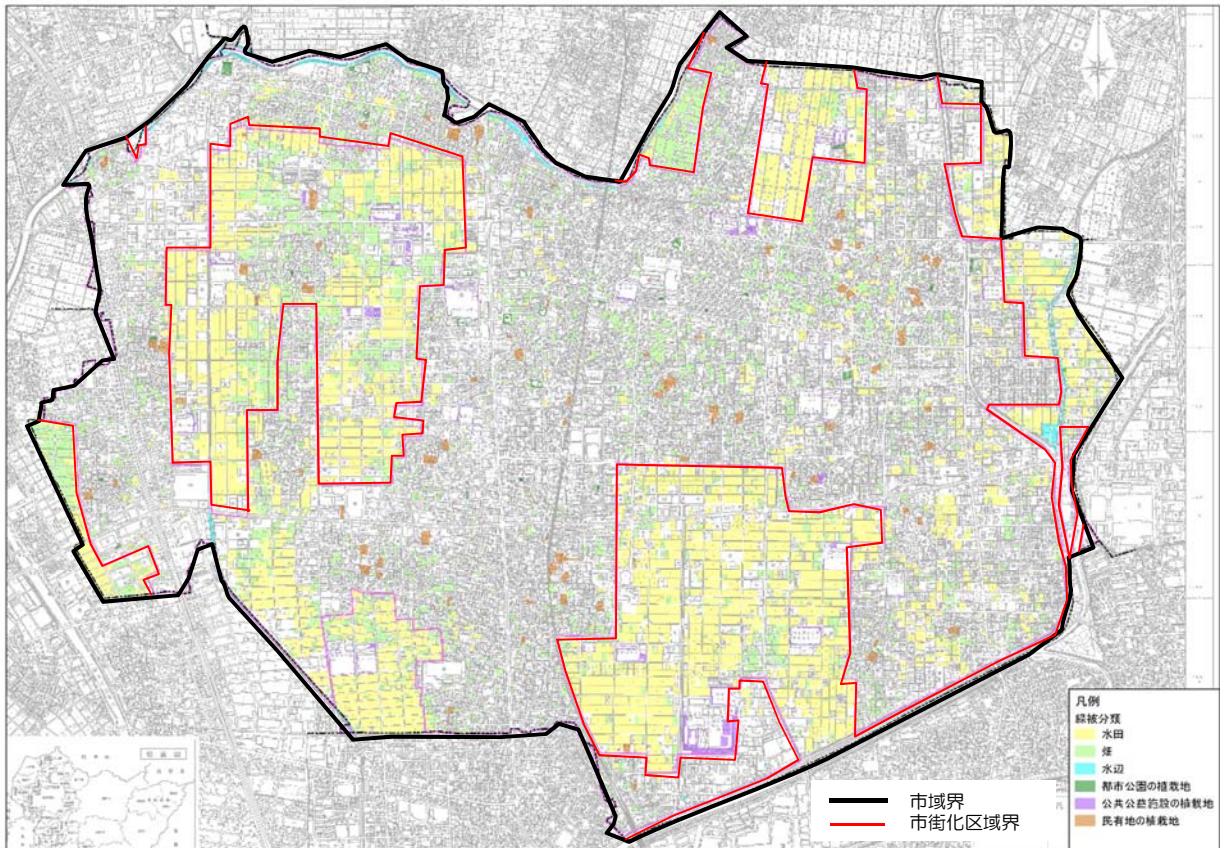
市街化区域における緑被率

$$137\text{ha (市街化区域の緑被地面積)} \div 1210\text{ha (市街化区域面積)} \times 100 = 11.3\%$$

市街化調整区域における緑被率

$$313\text{ha (市街化調整区域の緑被地面積)} \div 627\text{ha (市街化調整区域面積)} \times 100 = 49.9\%$$

## ■緑の現況調査



資料：北名古屋市課税台帳など（平成 28 年）

## ■航空写真



### 3. 水系

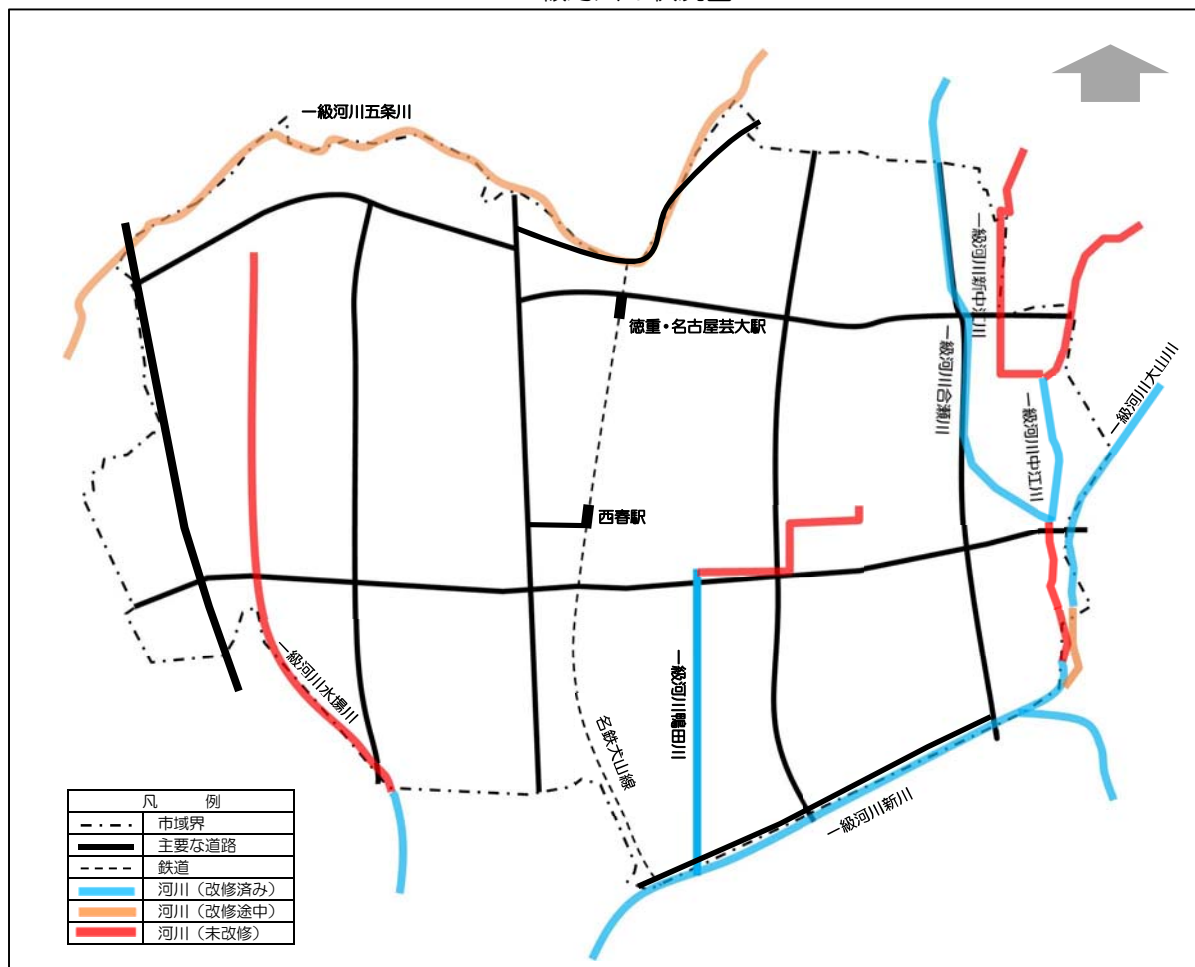
- 本市には、新川をはじめとし8本の一級河川があり、総延長は20,700mとなっています。  
五条川や合瀬川は、桜並木が整備され市民の散策の場、憩いの場となっています。
- 本市は全域が新川流域に含まれており、新川流域では、河川改修と流出抑制対策を併せて実施することにより流域全体の治水安全度を向上させる「総合治水対策」を実施しています。

■一級河川の状況

水系名	種別	河川名	延長（市内 m）	管理団体	備考
庄内川	一級河川	新川	2,500	愛知県	改修済み
//	//	大山川	1,000	//	一部区間改修途中
//	//	合瀬川	3,600	//	一部区間未改修
//	//	五条川	4,700	//	改修途中
//	//	鴨田川	3,000	//	一部区間改修済み
//	//	中江川	1,300	//	一部区間未改修
//	//	新中江川	1,200	//	未改修
//	//	水場川	3,400	//	未改修
合 計			20,700		

資料：北名古屋市地域防災計画（平成28年2月）、新川流域水害対策計画（H26年10月17日一部変更）

■一級河川の状況図



#### 4. 良好な自然特性

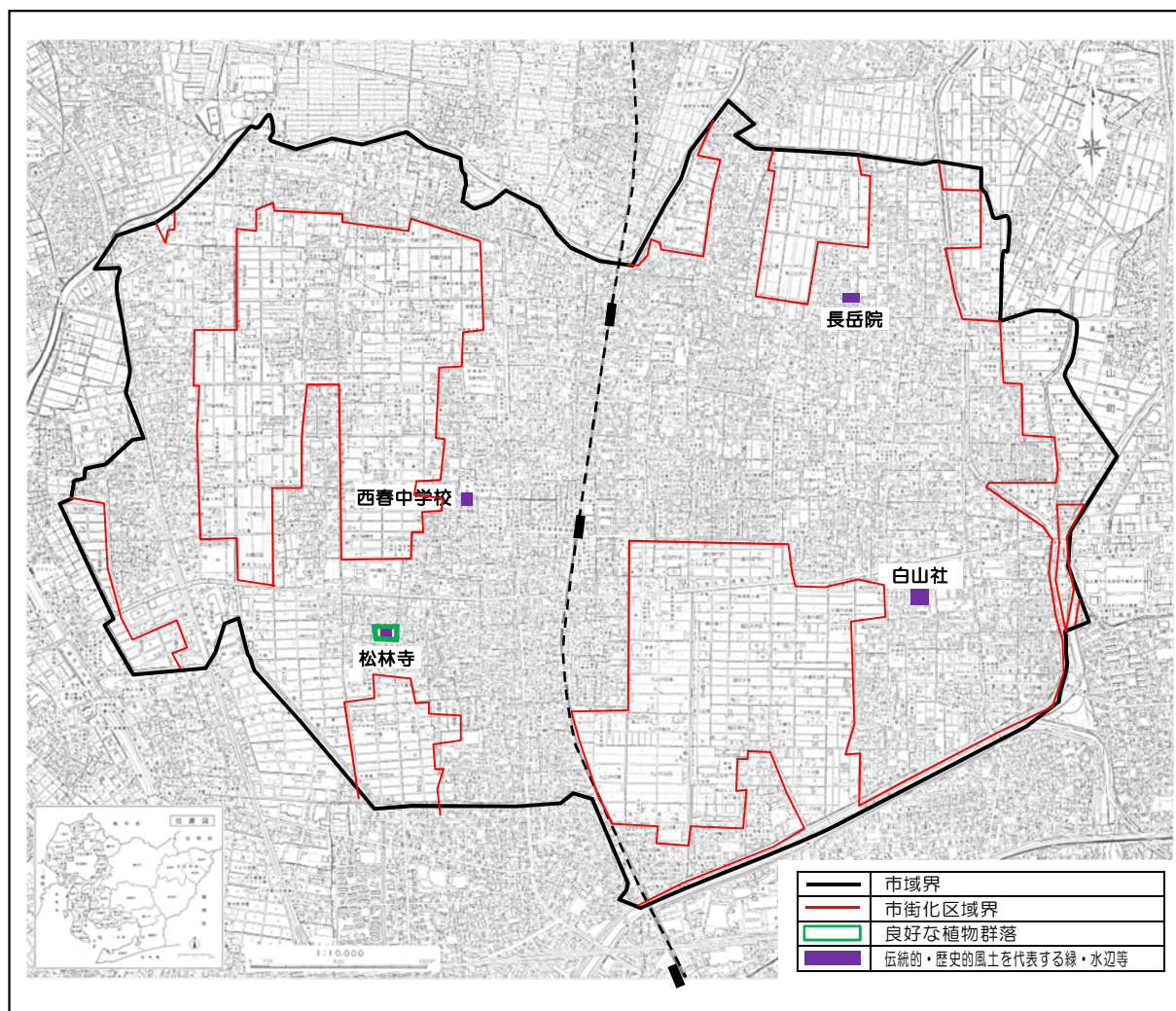
- 本市において、良好な植物群及び伝統的・歴史的風土を有する緑として、松林寺、長岳院、白山社、西春中学校があげられます。いずれの施設も、本市の天然記念物として登録されている緑が存在しています。

##### ■土地自然特性

区 分	規模 (ha)	主な内容等
良好な植物群落	0.06	松林寺 (亀甲竹林)
伝統的・歴史的風土を代表する 緑・水辺等	—	松林寺 (伊吹木)
	—	松林寺 (銀杏)
	0.40	白山社 (ツブラシイ)
	—	西春中学校 (とうかえで)
	—	西春中学校 (菩提樹)
	—	長岳院 (クロマツ)

資料：北名古屋市ホームページ（平成 29 年 7 月現在）

##### ■土地自然特性図



---

■松林寺（亀甲竹林 1）



■松林寺（亀甲竹林 2）



■白山神社（ツブラシイ）



■長岳院（クロマツ）



## 2-2 社会的条件調査

### 1. 文化・歴史施設

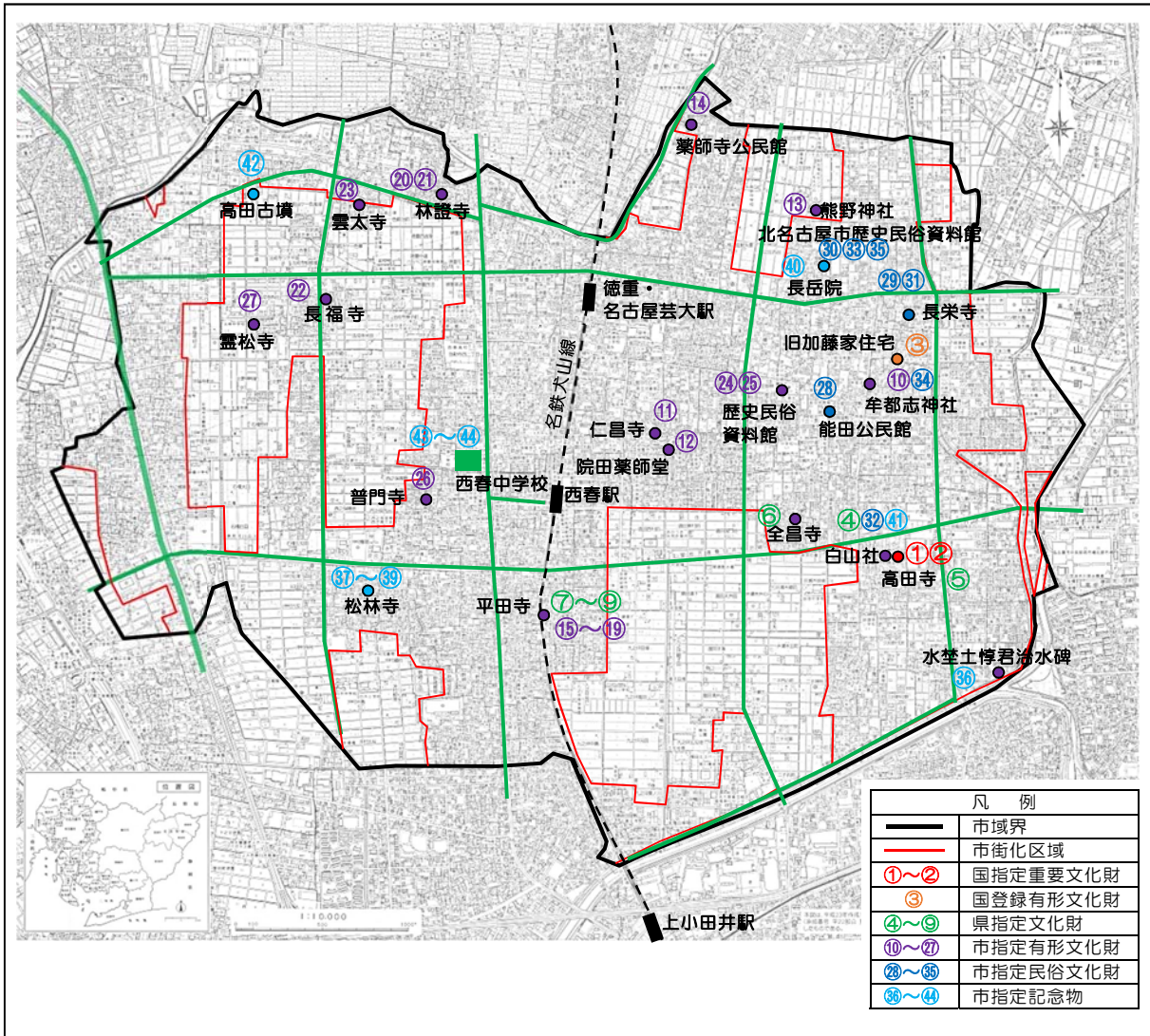
- 本市には、高田寺本堂をはじめとする国指定重要文化財が2件、国登録有形文化財が1件、県指定文化財が6件、市指定有形文化財が18件、市指定民俗文化財が8件、市指定記念物が9件など歴史のある文化財が数多くあります。
- 歴史のある風土の緑として、高田寺や白山社などの社寺の樹林は地区のランドマークとなっています。他にも旧加藤家住宅、高塚古墳、長岳院、松林寺など、起伏がない平坦な地形の中で社寺境内地の樹林はまとまった緑を形成しています。

#### ■文化財

指定区分	名 称	管理団体等	指定年月日
国指定重要文化財	1 高田寺本堂	宗教法人 高田寺	大正 9. 4. 15
	2 木造薬師如来坐像		大正 11. 7. 15
国登録有形文化財	3 旧加藤家住宅	北名古屋市教育局委員会	平成 11. 11. 18
県指定文化財	4 白山社本殿	高田寺自治会	昭和 29. 2. 1
	5 木造大黒天立像	宗教法人 高田寺	昭和 30. 5. 6
	6 鑄鉄地藏菩薩立像	宗教法人 全昌寺	昭和 36. 3. 30
	7 木造五劫思惟弥陀坐像	宗教法人 平田寺	昭和 51. 11. 1
	8 絹本着色釈迦三尊図		昭和 54. 3. 22
	9 絹本着色羅漢図		昭和 54. 3. 22
市指定有形文化財	10 木造愛宕神立像	牟都志神社	昭和 49. 11. 3
	11 木造聖観世音菩薩立像	宗教法人 仁昌寺	昭和 49. 11. 3
	12 木造秋葉神立像	院田町内会	昭和 50. 11. 3
	13 木造阿弥陀如来立像	熊野神社	昭和 51. 11. 3
	14 壺形土器薬師寺	自治会	昭和 51. 11. 3
	15 黒池龍神謡曲	宗教法人 平田寺	昭和 59. 8. 1
	16 黒印状付通函		昭和 59. 8. 1
	17 木造天神像		昭和 59. 8. 1
	18 木造薬師像		昭和 59. 8. 1
	19 木造観音像		昭和 59. 8. 1
	20 銅造立山懺悔観世音菩薩立像	宗教法人 林證寺	昭和 59. 8. 1
	21 銅造阿弥陀如来立像	宗教法人 長福寺	昭和 59. 8. 1
	22 銅造釈迦如来立像	宗教法人 長福寺	昭和 61. 4. 1
	23 木造阿弥陀如来坐像	宗教法人 雲太寺	昭和 61. 4. 1
	24 土師器	歴史民俗資料館	昭和 61. 11. 3
	25 壺形土器		昭和 61. 11. 3
	26 糞掃衣		宗教法人 普門寺
27 絹本着色千手観音画像	宗教法人 霊松寺	平成 元 11. 1	
市指定民俗文化財	28 能田徳若万歳	能田徳若万歳保存会	昭和 47. 11. 3
	29 六ツ師神楽屋形	六ツ師神楽ばやし保存会	昭和 50. 11. 3
	30 熊之庄流鎗馬諸道具	熊之庄文化財保存会	昭和 56. 11. 3
	31 六ツ師神楽ばやし	六ツ師神楽屋形保存会	昭和 60. 9. 1
	32 高田寺白山社神楽太鼓	高田寺白山社神楽太鼓保存会	昭和 60. 9. 1
	33 熊之庄上之切神楽屋形	熊之庄文化財保存会	昭和 61. 11. 3
	34 六ツ師獅子舞	六ツ師獅子舞保存会	平成 9. 4. 15
	35 熊之庄流鎗馬行事	熊之庄文化財保存会	平成 9. 4. 15
市指定記念物	36 水埜土惇君治水碑	久地野自治会	昭和 53. 11. 3
	37 伊吹木	宗教法人 松林寺	昭和 59. 8. 1
	38 銀杏		昭和 59. 8. 1
	39 亀甲竹林		昭和 59. 8. 1
	40 クロマツ	宗教法人 長岳院	平成 3. 11. 3
	41 ツブラシイ	高田寺自治会	平成 3. 11. 3
	42 高塚古墳	鍛冶ケ一色自治会	平成 8. 11. 13
	43 とうかえで	北名古屋市教育局委員会	平成 8. 11. 13
	44 菩提樹		平成 8. 11. 13

資料：北なごやの統計（平成28年度刊）

■文化・歴史施設



■旧加藤家住宅



■少林寺・亀甲竹林





## 2. レクリエーション調査

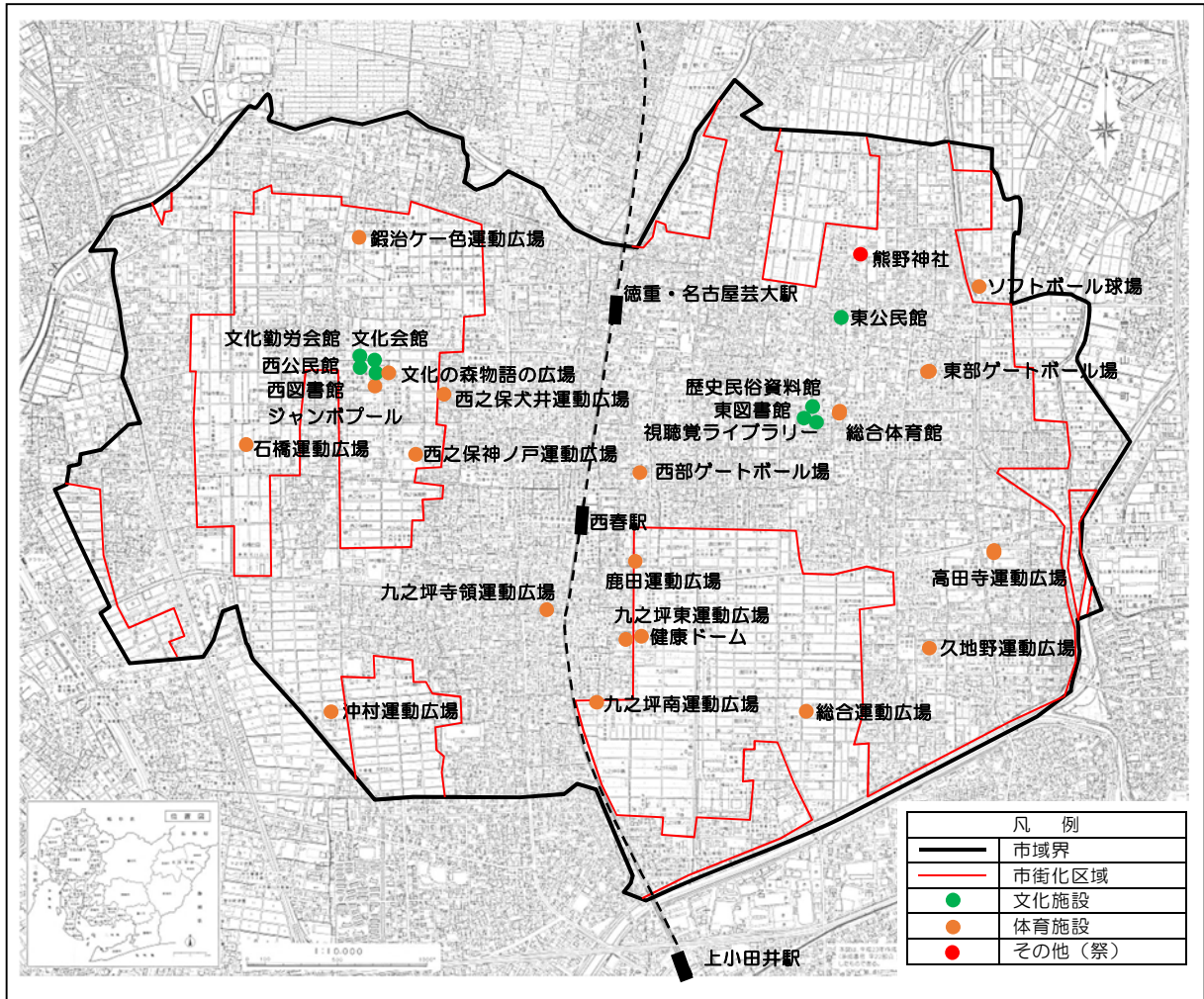
- 本市のレクリエーション施設は、主な文化施設は7施設、主な体育施設として文化の森物語の広場などがあります。
- 施設の配置を見ると体育施設は比較的分散していますが、文化施設については、旧2町の中心部に集中しています。
- 古くから続く熊野神社の五穀豊穡を祝う伝統行事の流鏝馬は、広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。

### ■レクリエーション施設

分類	種別	施設名	設置主体
文化施設	市民会館・ホール	文化勤労会館	公共
		文化会館	公共
	公民館	東公民館	公共
		西公民館	公共
	図書館	東図書館	公共
		西図書館	公共
		視聴覚ライブラリー	公共
	博物館・資料館	歴史民俗資料館	公共
体育施設		文化の森物語の広場	公共
		鍛冶ヶ色運動広場	公共
		石橋運動広場	公共
		西之保犬井運動広場	公共
		沖村運動広場	公共
		九之坪南運動広場	公共
		九之坪東運動広場	公共
		西之保神ノ戸運動広場	公共
		総合運動広場	公共
		九之坪寺領運動広場	公共
		鹿田運動広場	公共
		高田寺運動広場	公共
		ソフトボール球場	公共
		ジャンププール	公共
		久地野運動広場	公共
		総合体育館	公共
		健康ドーム	公共
		東部ゲートボール場	公共
	西部ゲートボール場	公共	
その他（祭）		熊野神社	民間

資料：北なごやの統計（平成28年度刊）等

■レクリエーション施設



■文化勤労会館



■健康ドーム



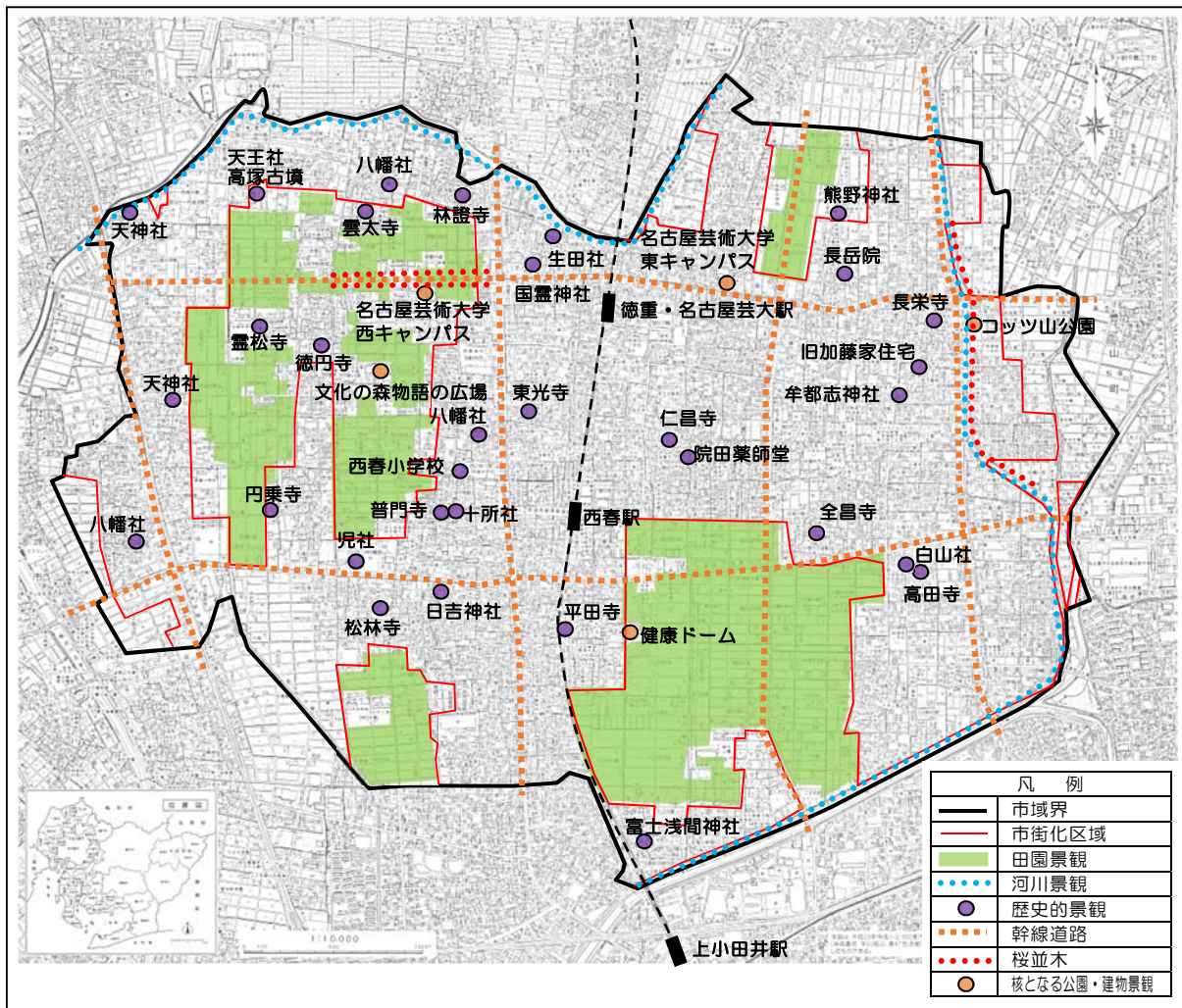
### 3. 景観特性

- 本市の地形はきわめて平坦であり、田園風景が多く見られます。河川が市街地を囲むように流れ、その市街地に囲まれるように農地が広がり、その中に歴史や文化を有する社寺が点在するなど、以下のような特徴的な景観が見受けられます。

■景観要素及び状況

区分	景観要素など		代表的な景観など
自然景観	河川	河川、河川敷の景観 地形的な変化に乏しい本市において、河川は重要な景観要素である。	合瀬川や五条川の河川敷の桜並木
	農地	市域南側に広がる水田景観 市域南部の市街化調整区域には水田が広がっており、重要な景観要素である。	鹿田南部、九之坪の田園風景
都市景観	街並み 道路	道路沿いの景観	アートエリアロード、街路樹
		名古屋芸術大学に接続する（都）豊山西春線はアートエリアロードとして、街路樹とアートが一体となった良好な景観を有している	
歴史景観	寺社、史跡 など	社寺林を持つ神社仏閣や歴史的建造物	高田寺、白山社
		まとまった緑の少ない市内にあって、貴重な緑が残されており重要な景観要素となっている。	
シンボル景観 ・ランドマーク	シンボリックな景観	名古屋芸術大学、文化の森物語の広場、健康ドーム、コッツ山公園	

■景観要素及び状況



---

《自然景観》

■合瀬川



■農地



《都市景観》

■アートエリアロード



■（都）西春駅東線のケヤキ並木



■市役所の緑のカーテン



---

《歴史的景観》

■高田寺



■熊之庄流鏝馬行事



《ランドマーク・シンボル景観》

■文化の森物語の広場



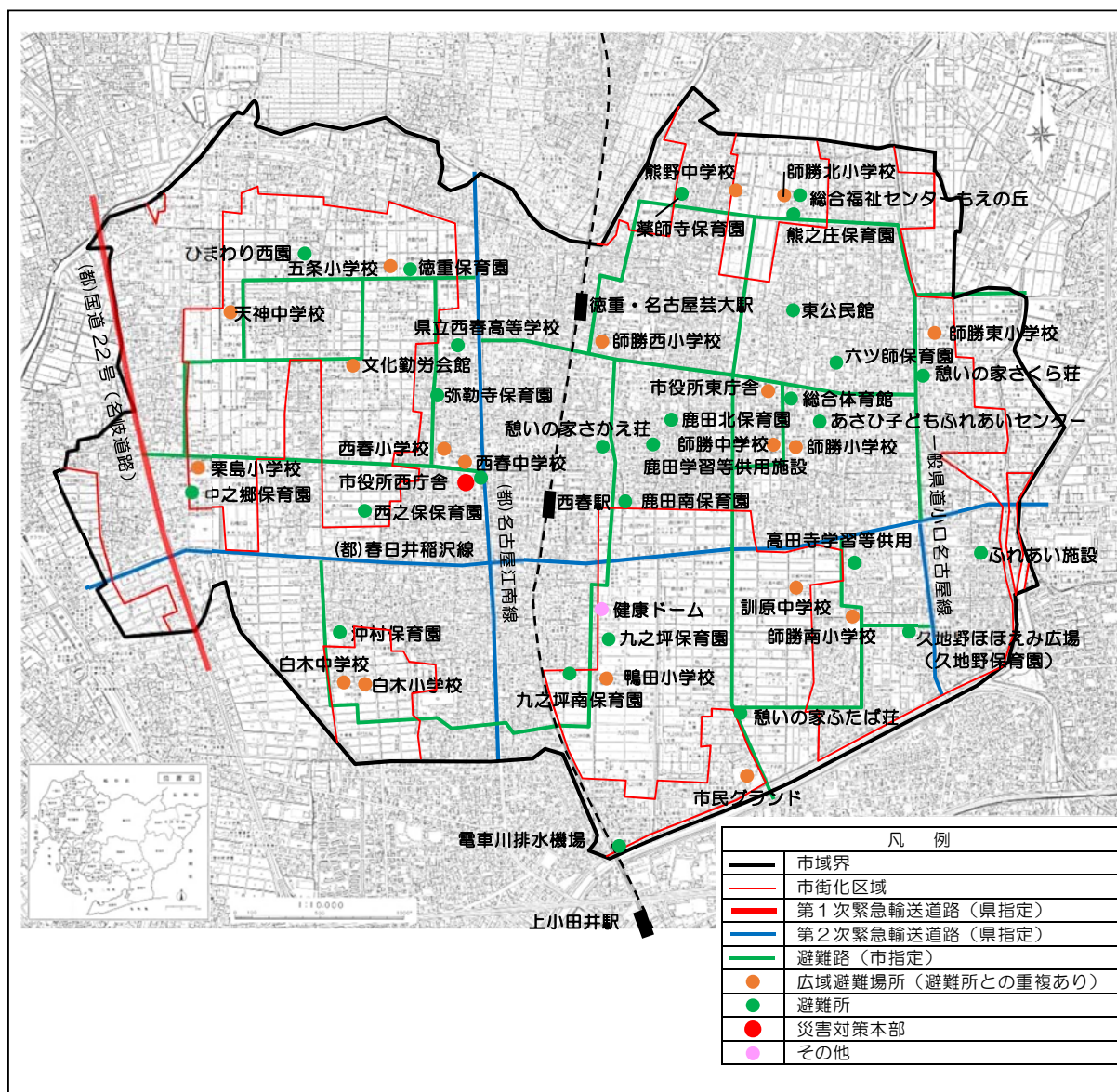
■もえの丘総合福祉センター



#### 4. 防災調査

- 本市では、愛知県の第1次緊急輸送道路として（都）国道22号が、第2次緊急輸送道路として、（都）春日井稲沢線、（都）名古屋江南線の市内の全区間と、一般県道小口名古屋線の一部が指定されています。
- 北名古屋市地域防災計画において小中学校をはじめとした市内17箇所の広域避難場所が設定されているとともに、45箇所の避難所が設定されています。

■ 緊急輸送道路



資料：地域防災計画付属資料編（平成30年2月）

## 2-3 緑地現況・緑化状況調査

### 1. 緑地現況調査

#### (1) 施設緑地の現況

- ・本市の平成 28 年度末現在の住区基幹公園面積は 4.09ha で、市民 1 人当たり 0.48 m<sup>2</sup> /人となっています。
- ・都市公園以外では、公共施設緑地として児童遊園、グラウンド・広場（公共）、教育施設、福祉・厚生施設、レジャー農園、河川緑地、その他があります。
- ・民間施設緑地として民間の教育施設、社寺境内地等が点在しています。

#### ■都市公園・都市計画公園等の1人当たりの面積（平成 28 年度末現在）

種別	市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域			
	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	
都市公園	街区公園	15	4.09	0.53	0	0	0	15	4.09	0.48
	住区基幹公園 計	15	4.09	0.53	0	0	0	15	4.09	0.48
	都市緑地	0	0	0	1	0.14	0.20	1	0.14	0.02
都市公園 計		15	4.09	0.53	1	0.14	0.20	16	4.23	0.50
公共施設緑地		139	18.58	2.39	52	16.60	23.53	191	35.18	4.18
都市公園等 計		154	22.67	2.91	53	17.09	24.23	207	39.41	4.68
民間施設緑地		73	10.38	1.33	13	2.77	3.93	86	13.15	1.55
施設緑地 合計		227	33.05	4.25	66	19.51	28.15	293	52.56	6.23

注：平成 28 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口 84,906 人、

市街化区域人口 77,852 人、市街化調整区域人口 7,054 人（H22 年国調の比率で按分）

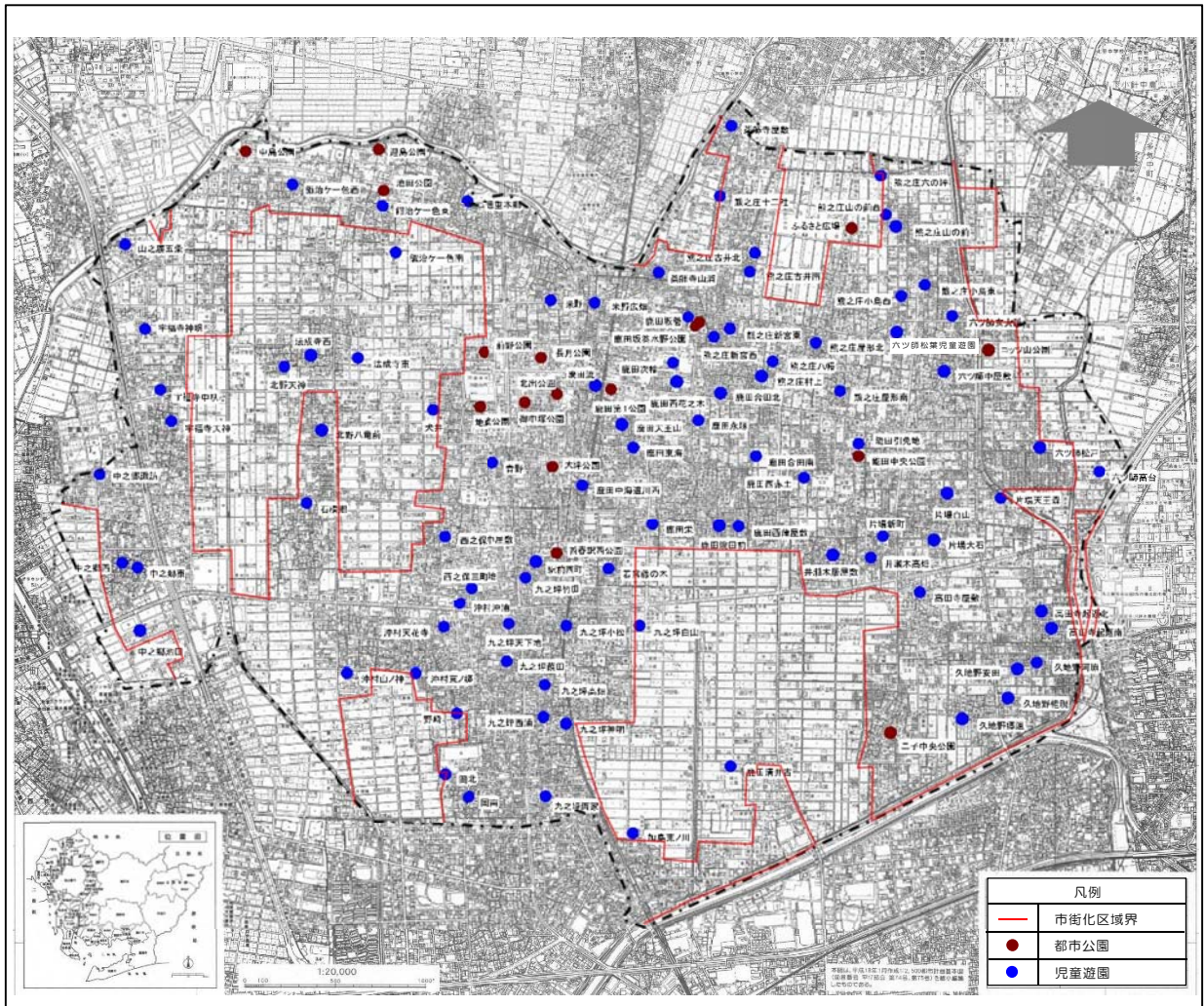
資料：北名古屋市ホームページ

#### ■都市公園

種別	番号	名称	計画決定面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)
街区公園	街-1	大坪公園	0.25	0.25	0	0.25
	街-2	北出公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-3	地藏公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-4	前野公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-5	御申塚公園	0.25	0.25	0	0.25
	街-6	長月公園	0.30	0.30	0	0.30
	街-7	コッツ山公園	0.43	0.43	0	0.43
	街-8	二子中央公園	0.14	0.14	0	0.14
	街-9	能田中央公園	0.34	0.34	0	0.34
	街-10	中島公園	0.35	0.35	0	0.35
	街-11	鹿田第 1 公園	0.33	0.33	0	0.33
	街-12	迎島公園	0.60	0.60	0	0.60
	街-13	池田公園	0.14	0.14	0	0.14
	街-14	西春駅西公園	0.08	0.08	0	0.08
	街-15	鹿田坂巻水野公園	0.28	0.28	0	0.28
計			4.09	4.09	0	4.09
都市緑地	都緑-1	ふるさと広場	0.14	0	0.14	0.14
合計			4.23	4.09	0.14	4.23

資料：北名古屋市ホームページ（平成 29 年 7 月現在）

■都市公園・児童遊園配置図



資料：北名古屋市ホームページ



■ 公共施設緑地-1

種別	番号	名称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
児童遊園	公-1	駅前西町児童遊園	0.04		0.04
	2	九之坪西浦児童遊園	0.06		0.06
	3	九之坪高畑児童遊園	0.08		0.08
	4	九之坪神明児童遊園	0.05		0.05
	5	九之坪葎田児童遊園	0.05		0.05
	6	九之坪両家児童遊園	0.07		0.07
	7	加島東ノ川児童遊園		0.09	0.09
	8	九之坪小松児童遊園	0.05		0.05
	9	九之坪白山児童遊園		0.08	0.08
	10	野崎児童遊園		0.04	0.04
	11	岡南児童遊園	0.11		0.11
	12	沖村沖浦児童遊園	0.01		0.01
	13	沖村天花寺児童遊園	0.35		0.35
	14	岡北児童遊園	0.08		0.08
	15	沖村東ノ郷児童遊園	0.07		0.07
	16	沖村山ノ神児童遊園	0.05		0.05
	17	石橋郷児童遊園	0.04		0.04
	18	中之郷西児童遊園	0.03		0.03
	19	中之郷東児童遊園	0.06		0.06
	20	宇福寺天神児童公園	0.08		0.08
	21	宇福寺中杣児童遊園	0.04		0.04
	22	北野天神児童遊園		0.08	0.08
	23	北野八竜前児童遊園	0.03		0.03
	24	法成寺西児童遊園		0.05	0.05
	25	法成寺東児童遊園		0.04	0.04
	26	鍛冶ヶ一色東児童遊園	0.13		0.13
	27	鍛冶ヶ一色西児童遊園	0.03		0.03
	28	鍛冶ヶ一色南児童遊園		0.04	0.04
	29	徳重本郷児童遊園	0.09		0.09
	30	米野児童遊園	0.06		0.06
	31	米野広畑児童遊園	0.04		0.04
	32	西之保中屋敷児童遊園	0.11		0.11
	33	青野児童遊園	0.09		0.09
	34	犬井児童遊園		0.05	0.05
	35	山之腰五条児童遊園	0.04		0.04
	36	中之郷池田児童遊園	0.05		0.05
	37	九之坪竹田児童遊園	0.05		0.05
	38	九之坪天下地児童遊園	0.03		0.03
	39	宇福寺神明児童遊園	0.04		0.04
	40	熊之庄山の前児童遊園	0.04		0.04
	41	鹿田坂巻児童遊園	0.04		0.04
	42	鹿田西花の木児童遊園	0.05		0.05
	43	鹿田天王山児童遊園	0.04		0.04
	44	鹿田合田北児童遊園	0.02		0.02
	45	熊之庄村上児童遊園	0.05		0.05
	46	中之郷諏訪児童遊園	0.06		0.06
	47	六ツ師松戸児童遊園	0.04		0.04
	48	若宮藤の木児童遊園	0.04		0.04
	49	鹿田西蒲屋敷児童遊園	0.04		0.04
	50	鹿田院田前児童遊園	0.04		0.04

■ 公共施設緑地-2

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
児童遊園	公-51	六ツ師松葉児童遊園	0.06		0.06
	52	井瀬木居屋敷児童遊園	0.03		0.03
	53	片場大石児童遊園	0.04		0.04
	54	片場白山児童遊園	0.04		0.04
	55	高田寺起返北児童遊園	0.04		0.04
	56	高田寺起返南児童遊園	0.04		0.04
	57	久地野安田児童遊園	0.03		0.03
	58	久地野河原児童遊園	0.06		0.06
	59	久地野権現児童遊園	0.03		0.03
	60	久地野郷廻児童遊園	0.04		0.04
	61	薬師寺屋敷児童遊園	0.02		0.02
	62	熊之庄山の前西児童遊園	0.09		0.09
	63	片場大石児童遊園	0.06		0.06
	64	熊之庄六の坪児童遊園	0.06		0.06
	65	薬師寺山浦児童遊園	0.05		0.05
	66	熊之庄古井北児童公園	0.09		0.09
	67	熊之庄古井南児童遊園	0.08		0.08
	68	熊之庄小烏東児童遊園	0.15		0.15
	69	熊之庄小烏西児童遊園	0.07		0.07
	70	熊之庄屋形北児童遊園	0.05		0.05
	71	熊之庄新宮東児童遊園	0.03		0.03
	72	熊之庄新宮西児童遊園	0.06		0.06
	73	鹿田次輪児童遊園	0.14		0.14
	74	熊之庄八幡児童遊園	0.06		0.06
	75	六ツ師中屋敷児童遊園	0.06		0.06
	76	熊之庄屋形南児童遊園	0.08		0.08
	77	鹿田流児童遊園	0.04		0.04
	78	鹿田永塚児童遊園	0.05		0.05
	79	鹿田東海児童遊園	0.06		0.06
	80	鹿田中海道川西児童遊園	0.01		0.01
	81	鹿田栄児童遊園	0.04		0.04
82	鹿田合田南児童遊園	0.04		0.04	
83	鹿田西赤土児童遊園	0.07		0.07	
84	能田引免地児童遊園	0.03		0.03	
85	井瀬木高畑児童遊園	0.07		0.07	
86	西之保三町地児童遊園	0.07		0.07	
87	片場天王森児童遊園	0.02		0.02	
88	六ツ師高台児童遊園		0.04	0.04	
89	片場新町児童遊園	0.05		0.05	
90	高田寺屋敷児童遊園	0.11		0.11	
91	六ツ師女夫越児童遊園	0.18		0.18	
小計			4.97	0.51	5.48
グラウンド ・ 広場	公-92	文化の森物語の広場		0.64	0.64
	93	鍛冶ヶ一色運動広場		0.12	0.12
	94	石橋運動広場		0.13	0.13
	95	西之保犬井運動広場	0.11		0.11
	96	沖村運動広場	0.11		0.11
	97	九之坪南運動広場		0.11	0.11
	98	九之坪東運動広場	0.12		0.12
	99	西之保神ノ戸運動広場		0.06	0.06
	100	総合運動広場		1.98	1.98

■ 公共施設緑地-3

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区 域面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
グラウンド ・ 広場	公-101	九之坪寺領運動広場	0.06		0.06
	102	鹿田運動広場		0.17	0.17
	103	高田寺運動広場	0.11		0.11
	104	ソフトボール球場		0.30	0.30
	105	ジャンボプール		0.54	0.54
	106	市民プール(廃止)	—	—	—
	107	久地野運動広場	0.10		0.10
	108	総合体育館	0.52		0.52
	109	健康ドーム		0.92	0.92
	110	東部ゲートボール場	0.07		0.07
	111	西部ゲートボール場	0.04		0.04
小計			1.24	4.97	6.21
教育施設	公-112	西春小学校	0.71		0.71
	113	五条小学校		1.02	1.02
	114	鴨田小学校		1.27	1.27
	115	栗島小学校		0.97	0.97
	116	白木小学校		0.99	0.99
	117	師勝北小学校		0.76	0.76
	118	師勝西小学校	0.88		0.88
	119	師勝東小学校	0.86		0.86
	120	師勝南小学校	0.84		0.84
	121	師勝小学校	0.71		0.71
	122	西春中学校	0.91		0.91
	123	白木中学校		1.71	1.71
	124	天神中学校		1.36	1.36
	125	熊野中学校	1.23		1.23
	126	師勝中学校	0.81		0.81
	127	訓原中学校		1.20	1.20
	128	西春高校	2.11		2.11
	129	名古屋芸術大学西キャンパス	0.33		0.33
130	名古屋芸術大学東キャンパス	0.38		0.38	
小計			9.77	9.28	19.05
福祉施設 ・ 厚生施設	公-131	能田保育園	0.09		0.09
	132	鹿田北保育園	0.18		0.18
	133	熊之庄保育園		0.16	0.16
	134	久地野保育園	0.08		0.08
	135	薬師寺保育園		0.10	0.10
	136	鹿田南保育園	0.10		0.10
	137	六ツ師保育園	0.13		0.13
	138	徳重保育園	0.08		0.08
	139	弥勒寺保育園	0.10		0.10
	140	西之保保育園		0.15	0.15
	141	中之郷保育園		0.15	0.15
	142	沖村保育園	0.05		0.05
	143	九之坪保育園		0.26	0.26
	144	総合福祉センターもえの丘		0.17	0.17
小計			0.81	0.99	1.80
レジャー農園	公-145	石橋角畑4	0.05		0.05
	146	西之保		0.05	0.05
	147	北野B	0.09		0.09
	148	徳重東出	0.01		0.01
	149	弥勒寺A	0.06		0.06

■ 公共施設緑地-4

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
レジャー 農園	公-150	弥勒寺 B	0.03		0.03
	151	光明田		0.07	0.07
	152	熊之庄屋形	0.05		0.05
	153	鹿田坂巻	0.08		0.08
	154	鹿田永塚	0.05		0.05
	155	鹿田西赤土	0.05		0.05
	156	鹿田西赤土 2	0.04		0.04
	157	鹿田清井古		0.04	0.04
	158	六ツ師江向		0.03	0.03
	159	井瀬木高畑	0.03		0.03
	160	高田寺起返	0.10		0.10
	161	高田北の川 3	0.05		0.05
	162	六ツ師宮西	0.03		0.03
	163	熊之庄八幡 2	0.05		0.05
	164	薬師寺村前		0.07	0.07
	165	鹿田花の木	0.05		0.05
	166	鹿田永塚 2	0.07		0.07
	167	鹿田廻間	0.04		0.04
	168	鹿田永塚 3	0.05		0.05
	169	鹿田南蒲屋敷	0.06		0.06
	170	薬師寺草木		0.06	0.06
	171	熊之庄六の坪	0.03		0.03
	172	熊之庄八幡 4	0.09		0.09
	173	六ツ師大島		0.04	0.04
	174	薬師寺草木 2		0.03	0.03
	175	六ツ師大島 2		0.02	0.02
	176	鹿田流	0.04		0.04
	177	熊之庄古井	0.05		0.05
	178	石橋大日		0.03	0.03
	179	石橋惣作		0.10	0.10
180	北野 A	0.02		0.02	
181	才戸		0.02	0.02	
182	八之坪		0.04	0.04	
183	神ノ戸		0.03	0.03	
184	西之保第 2		0.10	0.10	
185	青野	0.04		0.04	
186	西之保西出		0.03	0.03	
187	九之坪葎田	0.02		0.02	
188	北野第 2		0.02	0.02	
189	九之坪松本	0.03		0.03	
小計			1.36	0.78	2.14
河川緑地	190	合瀬川	0.25	0.07	0.32
	191	五条川	0.18		0.18
小計			0.43	0.07	0.50
その他	192	北名古屋ごみ焼却工場	未定		-
小計			0.00	0.00	0.00
公共施設緑地計			18.58	16.60	35.18
都市公園等合計			22.67	16.74	39.41

資料：北名古屋ホームページ

■民間施設緑地-1

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
教育施設	民-1	名古屋芸術大学西春テニスコート		0.14	0.14
	2	名古屋芸術大学グラウンド	0.18		0.18
	3	名古屋芸術大学師勝テニスコート(南・北)		0.46	0.46
	4	西春幼稚園		0.20	0.20
	5	名古屋芸術大学付属クリエ幼稚園	0.13		0.13
	6	栄和幼稚園	0.10		0.10
	7	師勝幼稚園	0.05		0.05
	8	師勝はなの樹幼稚園	0.28		0.28
小計			0.74	0.80	1.54
社寺境内地	民-9	長福寺		0.08	0.08
	10	霊松寺		0.20	0.20
	11	徳円寺		0.17	0.17
	12	真福寺	0.22		0.22
	13	東光寺	0.23		0.23
	14	円乗寺	0.20		0.20
	15	宝円寺	0.11		0.11
	16	普門寺	0.19		0.19
	17	本教寺	0.13		0.13
	18	松林寺	0.40		0.40
	19	徳岩寺	0.12		0.12
	20	入明寺	0.14		0.14
	21	平田寺	0.21		0.21
	22	瑞雲寺	0.14		0.14
	23	観昌寺	0.21		0.21
	24	松元院	0.17		0.17
	25	稻荷社・十二所社	0.30		0.30
	26	国霊神社	0.26		0.26
	27	日吉神社	0.26		0.26
	28	神明社(九之坪)	0.09		0.09
	29	十所社(九之坪)	0.17		0.17
	30	天神社(山之腰)	0.07		0.07
	31	神明社(北野)		0.13	0.13
	32	三所社	0.16		0.16
	33	天神社(宇福寺)	0.14		0.14
	34	八剣社		0.43	0.43
	35	八幡社(西之保)	0.06		0.06
	36	八幡社(石橋)	0.10		0.10
	37	十所社(西之保)	0.10		0.10
	38	富士浅間社	0.08		0.08
	39	白山社(薬師寺)	0.05		0.05
	40	薬師寺	0.06		0.06
	41	熊野神社		0.31	0.31
	42	神明社(神明附)	0.03		0.03
43	八幡社	0.18		0.18	
44	日光寺(熊之庄)	0.13		0.13	
45	神明社(熊之庄)	0.07		0.07	
46	児子社	0.04		0.04	
47	長栄寺	0.15		0.15	
48	大珠寺	0.11		0.11	
49	不伝寺	0.10		0.10	
50	普門寺	0.20		0.20	
51	観音寺	0.27		0.27	
52	牟都志神社	0.30		0.30	

■民間施設緑地-2

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
社寺境内地	民-53	梅宮神社	0.05		0.05
	54	須佐之男社	0.08		0.08
	55	若宮神社	0.02		0.02
	56	仁昌寺	0.13		0.13
	57	十所社	0.18		0.18
	58	福寿寺	0.02		0.02
	59	新宮神社	0.37		0.37
	60	洞雲寺	0.28		0.28
	61	津島神社	0.07		0.07
	62	寿昌院	0.09		0.09
	63	片場神社	0.12		0.12
	64	長昌院	0.08		0.08
	65	全昌寺	0.05		0.05
	66	白山社 (高田寺)	0.11		0.11
	67	高田寺	0.19		0.19
	68	万溪寺	0.07		0.07
	69	神明社 (久地野)	0.07		0.07
	70	日光寺	0.27		0.27
	71	愛行院	0.05		0.05
	72	長岳院	0.11		0.11
	73	訓原神社	0.20		0.20
	74	神明神社	0.04		0.04
	75	八幡社	0.06		0.06
	76	雲太寺		0.21	0.21
	77	林證寺	0.46		0.46
	78	本入寺	0.05		0.05
	79	観音堂	0.07		0.07
	80	観音寺	0.05		0.05
	81	円通寺	0.26		0.26
	82	白山社 (九之坪)		0.07	0.07
	83	白山神社	0.05		0.05
	84	法音寺		0.29	0.29
	85	喰守社	0.04		0.04
		小計	9.64	1.89	11.53
古墳	民-86	天王社高塚古墳		0.08	0.08
		小計		0.08	0.08
		民間施設緑地計	10.38	2.77	13.15
		都市公園等	22.99	16.77	39.76
		施設緑地計	33.37	19.54	52.91

(2) 地域制緑地の現況

- 本市の地域制緑地のうち、法によるものとしては市街化区域内において、生産緑地地区が199団地(466筆)19.78haが指定されています。また、河川区域 10箇所 43.35haがあります。
- そのほか、条例によるものとして市指定の文化財である松林寺1箇所(0.05ha)があります。

■ 地域制緑地

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
市指定記念物	条-1	松林寺	0.05		0.05
条例によるもの計			0.05		0.05
河川区域	法-1	五条川	2.40	5.42	7.82
	2	新川	6.60	4.90	11.50
	3	水場川		0.93	0.93
	4	鴨田川		1.22	1.22
	5	合瀬川	7.75	5.20	12.95
	6	新中江川		0.50	0.50
	7	中江川	2.70	1.00	3.70
	8	大山川	2.50	2.10	4.60
	9	久田良木川		0.10	0.10
	10	白川	0.02	0.01	0.03
小計			21.97	21.38	43.35
生産緑地	法-11	生産緑地地区	19.78		19.78
小計			19.78		19.78
法によるもの計			41.75	21.38	63.13
地域制緑地計			41.80	21.38	63.18

■ 地域制緑地現況量のまとめ

種 別		面積 (ha)					
		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
条例等によるもの	松林寺	1	0.05	0	0	1	0.05
計		1	0.05	0	0	1	0.05
法によるもの	生産緑地	466	19.78	0	0	466	19.78
	河川区域	6	21.97	10	21.38	10	43.35
	計	—	41.75	—	21.38	—	63.13
地域制緑地 合計		—	41.80	—	21.38	—	63.18
施設・地域制緑地間の重複 (松林寺)		1	0.05	0	0	1	0.05
//	(河 川)	2	0.43	1	0.07	2	0.50
施設・地域制緑地間の重複 合計		3	0.48	1	0.07	3	0.55

注：施設・地域制緑地間の重複は条例等による松林寺 0.05ha と法による河川（合瀬川、五条川）を指す。

(3) 緑地の現況量

- 施設緑地及び地域制緑地を合計した、本市の都市計画区域の緑地面積は 115.19ha となります。

■ 緑地の現況量のまとめ

種別	面積 (ha)								
	市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域		
	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
施設緑地	227	33.05	4.25	66	19.51	28.15	293	52.56	6.19
地域制緑地	473	41.80	—	4	21.38	—	477	63.18	—
施設・地域制緑地間の重複	3	0.48	—	1	0.07	—	3	0.55	—
計	—	74.37	—	—	40.82	—	—	115.19	—

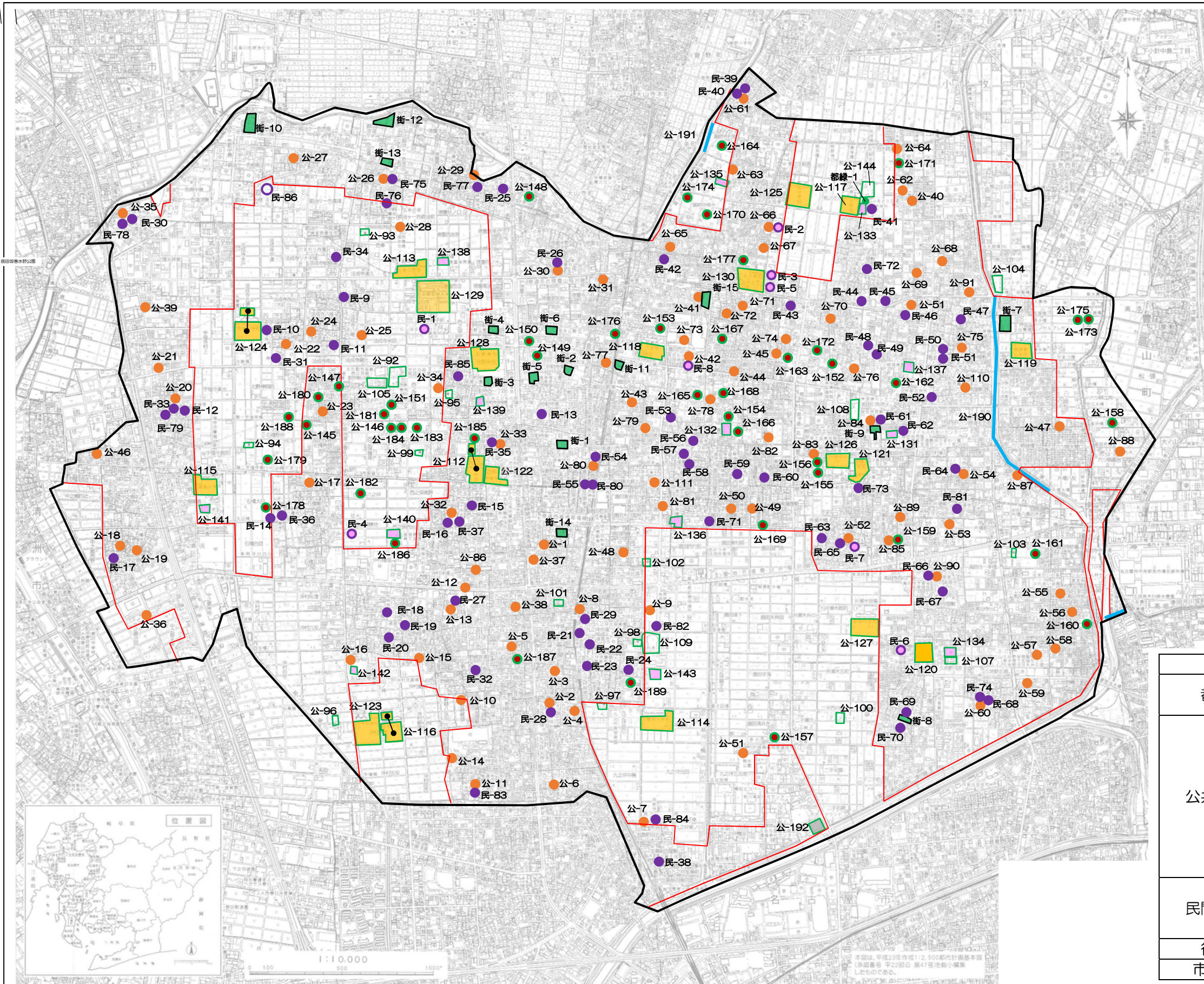
注：平成 28 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口 84,906 人

市街化区域人口 77,852 人、市街化調整区域人口 7,054 人 (H22 年国調の比率で按分)

資料：北名古屋市ホームページ

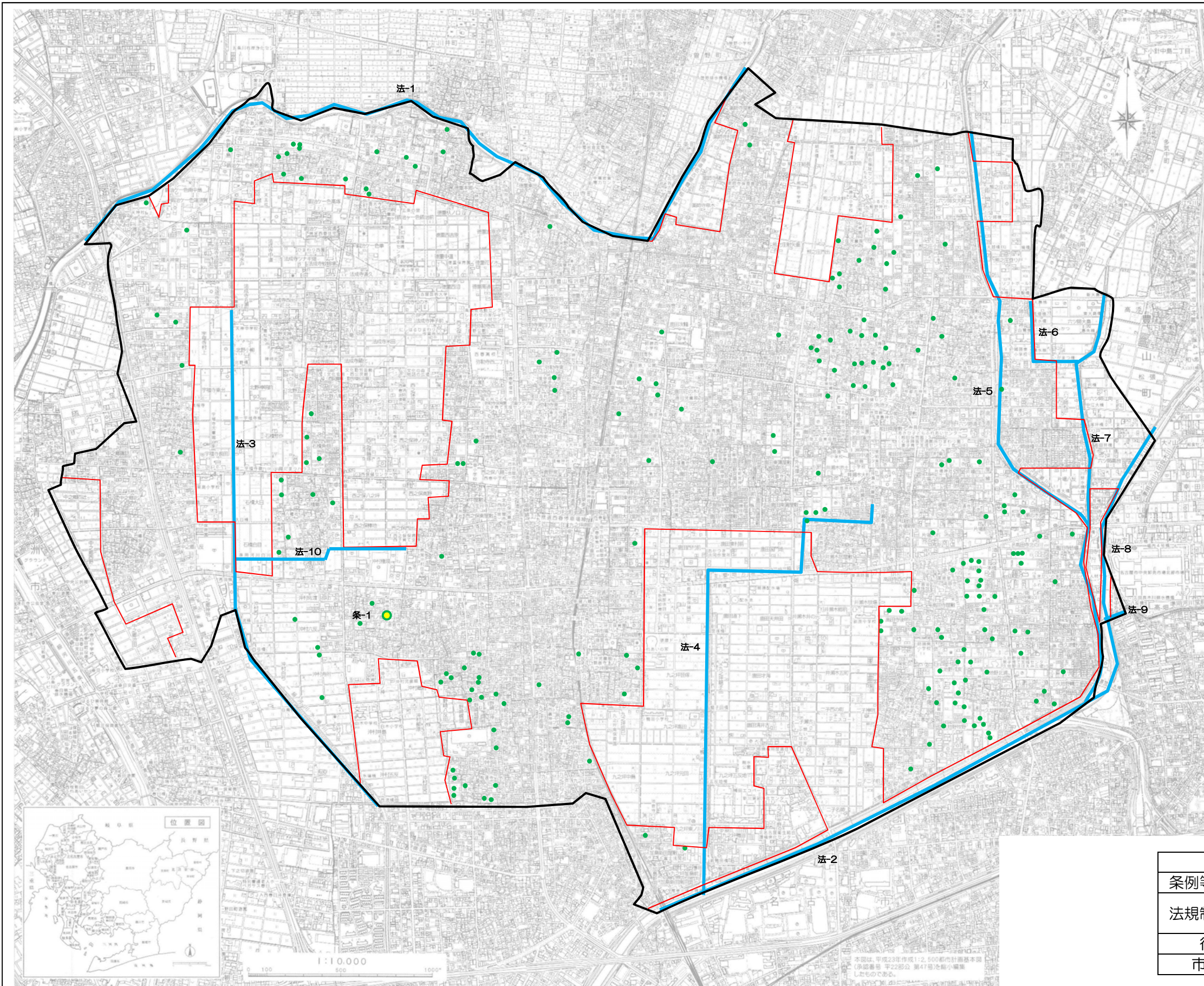


# 緑地現況図 (施設緑地)



凡 例		
都市公園	街区公園	
	緑地	
公共施設緑地	児童遊園	
	グラウンド・広場	
	教育施設	
	福祉施設・厚生施設	
	街路	
	レジャー農園	
	河川緑地	
	その他	
民間施設緑地	教育施設	
	社寺境内地	
	古墳	
行政区域		
市街化区域		

# 緑地現況図 (地域制緑地)



凡 例		
条例等によるもの	松林寺	●
法規制によるもの	河川区域	—
	生産緑地	●
行政区域		—
市街化区域		—



(2) 公共公益施設の緑化状況

- 公共公益施設の緑化状況をみると、総合福祉センターもえの丘は高い緑化率を示しています。なお、平均緑化率は11.6%となっており、各施設の緑化は、敷地外周植栽が主体となっています。

■ 公共公益施設の緑化状況

分類		敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
官公庁	北名古屋市役所 西庁舎	6,541	263	4.0
	北名古屋市役所 東庁舎	8,516	788	9.3
教育施設	西春小学校、西春中学校	29,641	1,616	5.5
	五条小学校	15,883	3,744	23.6
	鴨田小学校	18,276	3,427	18.8
	粟島小学校	15,927	2,256	14.2
	白木小学校	17,294	2,473	14.3
	師勝北小学校	16,633	2,504	15.1
	師勝西小学校	15,131	1,788	11.8
	師勝東小学校	15,190	2,006	13.2
	師勝南小学校	16,491	1,100	6.7
	師勝小学校	16,397	1,624	9.9
	白木中学校	26,166	2,248	8.6
	天神中学校	21,829	2,207	10.1
	熊野中学校	21,655	1,110	5.1
	師勝中学校	19,384	1,036	5.3
	訓原中学校	23,042	2,442	10.6
	西春高校	40,306	3,845	9.5
	能田保育園	2,500	91	3.6
	鹿田北保育園	3,359	332	9.9
	熊之庄保育園	1,948	174	8.9
	久地野保育園	3,662	364	9.9
	九之坪南保育園	3,678	436	11.9
	薬師寺保育園	2,139	188	8.8
	鹿田南保育園	2,463	126	5.1
	六ツ師保育園	2,500	403	16.1
	九之坪北保育園	2,088	246	11.8
	徳重保育園	3,174	188	5.9
	弥勒寺保育園	2,933	132	4.5
	西之保保育園	2,783	248	8.9
	中之郷保育園	2,128	200	9.4
	沖村保育園	2,436	182	7.5
	名古屋芸術大学 東キャンパス	23,528	4,160	17.7
	名古屋芸術大 西キャンパス	35,263	6,094	17.3
福祉施設	総合福祉センターもえの丘	5,346	1,800	33.7
	文化勤労会館	6,351	987	15.5
レクリエーション施設	健康ドーム	9,207	893	9.7
	総合体育館	5,166	399	7.7
平均		466,954	54,115	11.6

※敷地面積、緑化面積は北名古屋市課税台帳（平成28年）からの判読

## 2-4 前回の緑の基本計画の検証

### 1. 前計画の概要

#### (1) 緑地の確保目標量（前回計画から抜粋）

本計画における確保すべき緑地の目標水準を以下のように設定します。

#### 交流拠点・地域拠点となるみどりの整備

本市の都市公園の整備状況を見ると、住民一人当たり都市公園で0.51㎡と非常に少ない状況にあり、計画期間の今後10年間で国や都市公園法施行令で示されている緑地の確保目標水準を達成することは非常に困難な状況にあります。

そのため、街区・地区レベルの公園整備に先立ち市域・地域レベルの広域的な拠点となる公園緑地の整備を優先的に推進します。

#### 3つの交流核 ～市の交流拠点～



#### 地域の交流拠点

#### 小学校区を基本に1箇所以上の地域の拠点となる都市公園を整備

分断要素や地域バランスを考慮し配置し、既存の都市公園とともに地域の交流拠点を整備する

(2) 緑地の確保目標量の内訳（前回計画から抜粋）

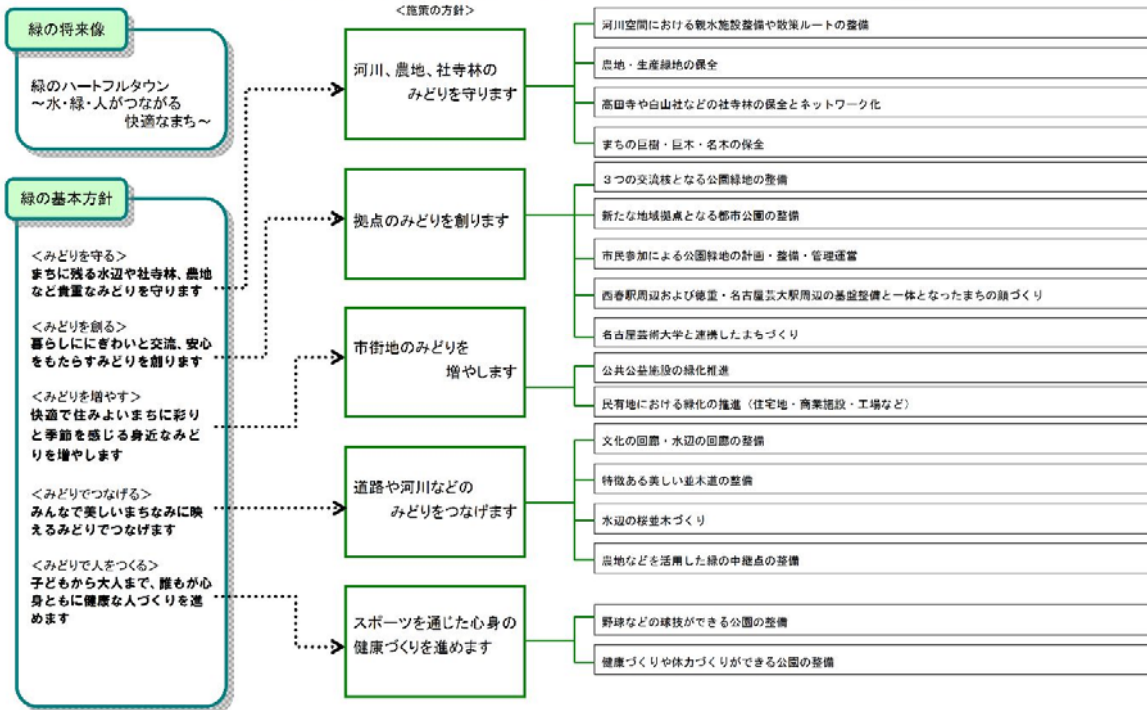
種別	細目	現況(平成19年)				目標年次(平成29年)			
		市街化区域		市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
都市施設	(1)街区公園	13	3.73	0	0	13	3.73	0	0
	(2)近隣公園	0	0	0	0	4	4.00	9	9.00
	(3)緑地	0	0	1	0.14	0	0	1	0.14
	(4)都市公園計 (1)~(3)の計	13	3.73	1	0.14	17	7.73	10	9.14
公共施設	(5)児童遊園	82	4.98	10	0.54	82	4.98	10	0.54
	(6)グラウンド・広場等	6	1.30	12	3.47	6	1.30	12	3.47
	(7)教育施設	9	9.06	8	9.28	9	9.06	8	9.28
	(8)福祉施設・厚生施設	9	0.95	6	0.96	9	0.95	6	0.96
	(9)街路	0	0	1	1.96	0	0	1	1.96
	(10)レジャー農園	31	1.54	18	0.83	31	1.54	18	0.83
	(11)河川緑地	5	21.95	0	0	5	21.95	0	0
	(12)その他	1	0.40	0	0	1	0.40	0	0
	(13)公共施設緑地計 (5)~(12)の計	143	40.18	55	17.04	143	40.18	55	17.04
(14)都市公園等 合計 (4)+(13)		156	43.91	56	17.18	156	47.91	56	26.18
民間施設	(15)グラウンド・広場等	2	1.30	0	0	2	1.30	0	0
	(16)教育施設	5	0.74	3	0.80	5	0.74	3	0.80
	(17)社寺境内地	67	9.64	10	1.89	67	9.64	10	1.89
	(18)古墳	0	0	1	0.08	0	0	1	0.08
	(19)民間施設緑地計 (15)~(18)の計	74	11.68	14	2.77	74	11.68	14	2.77
(20)施設緑地 計 (14)+(19)		230	55.59	70	19.95	242	59.59	73	28.95
(21)条例等によるもの	松林寺	1	0.05	0	0	1	0.05	0	0
(22)法規制によるもの	河川区域	0	0	9	21.37	0	0	9	21.37
	生産緑地	518 (筆)	20.8	0	0	518 (筆)	20.8	0	0
(23)地域制緑地計 (21)~(22)の計		519	20.85	9	21.37	519	20.85	9	21.37
(24)施設・地域制緑地間の重複		1	0.05	0	0	1	0.05	0	0
(25)緑地総計 (20)+(23)-(24)		749	76.39	78	41.32	753	80.39	87	50.32

※生産緑地の筆数・面積は、平成20年9月現在、その他現況の箇所数・面積は平成19年度末現在の数値

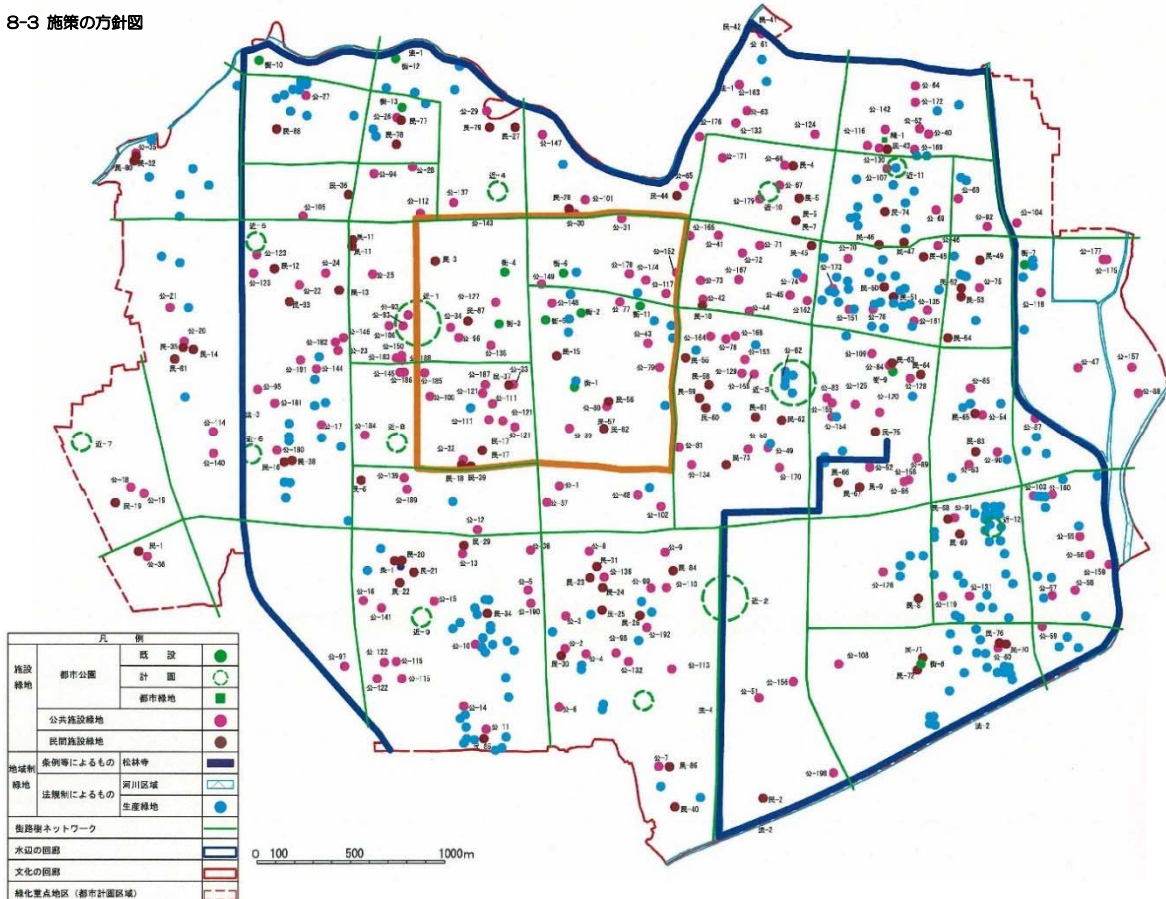
### (3) 実現のための施策の方針

#### 8-1 施策の展開

基本方針に基づき計画実現に向けて、以下のような施策の体系に基づいて施策を展開していきます。



#### 8-3 施策の方針図



## 2. 前回の緑の基本計画の検証

前回計画と現況を比較すると、市街化区域は92.3%、市街化調整区域は81.2%の目標達成率となっています。

特に、近隣公園13箇所の整備が遅れています。

■緑地量の比較（前回計画の平成29年目標量と平成29年現況）

種 別		前回計画の目標年次（平成29年）				現況（平成29年）			
		市街化区域		市街化調整区域		市街化区域		市街化調整区域	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
都市 施設	(1)街区公園	13	3.73	0	0	15	4.09	0	0
	(2)近隣公園	4	4.00	9	9.00	0	0	0	0
	(3)都市緑地	0	0	1	0.14	0	0	1	0.14
	(4)都市公園計(1)～(3)の計	17	7.73	10	9.14	15	4.09	1	0.14
公共 施設	(5)児童遊園	82	4.98	10	0.54	81	4.97	10	0.51
	(6)グラウンド・広場等	6	1.30	12	3.47	9	1.24	10	4.97
	(7)教育施設	9	9.06	8	9.28	11	9.77	8	9.28
	(8)福祉施設・厚生施設	9	0.95	6	0.96	8	0.81	6	0.99
	(9)街路	0	0	1	1.96	0	0	0	0
	(10)レジャー農園	31	1.54	18	0.83	28	1.36	17	0.78
	(11)河川緑地	5	21.95	0	0	2	0.43	0	0.07
	(12)その他	1	0.40	0	0	0	0	0	0
	(13)公共施設緑地計(5)～(12)の計	143	40.18	55	17.04	139	18.58	51	16.60
(14)都市公園等合計(4)+(13)		160	47.91	65	26.18	155	22.99	52	16.77
民間 施設	(15)グラウンド・広場等	2	1.30	0	0	0	0	0	0
	(16)教育施設	5	0.74	3	0.80	5	0.74	3	0.80
	(17)社寺境内地	67	9.64	10	1.89	68	9.64	9	1.89
	(18)古墳	0	0	1	0.08	0	0	1	0.08
	(19)民間施設緑地(15)～(18)の計	74	11.68	14	2.77	73	10.38	13	2.77
(20)施設緑地計(14)+(19)		234	59.59	79	28.95	227	33.05	65	19.51
(21)条例によるもの	松林寺	1	0.05	0	0	1	0.05	0	0
(22)法規制によるもの	河川緑地	0	0	9	21.37	6	21.97	10	21.38
	生産緑地	518	20.80	0	0	466	19.78	0	0
(23)地域制緑地計(21)～(22)の計		519	20.85	9	21.37	473	41.80	10	21.38
(24)施設・地域制緑地間の重複		1	0.05	0	0	3	0.48	1	0.07
(25)緑地総計(20)+(23)-(24)		753	80.39	88	50.32	697	74.37	74	40.82

注：黄色塗りつぶし：前回計画の目標に対して未達の箇所



---

## 第3章 緑に関するアンケート調査

### 3-1 緑に関するアンケート調査

#### 1. 緑に関するアンケート調査の概要

- ・緑に関するアンケート調査は、「第2次北名古屋市総合計画及び名古屋市との合併に関する市民意識調査結果（平成29年2月）」において、緑に関する項目を抽出し整理します。

#### (1) 調査対象及び方法

- ・住民基本台帳を基にして、男女別に15歳以上の方から年齢・大字ごとの人口の比率を考慮して対象者4,000人を無作為抽出のうえ、郵送により配付・回収しました。

#### (2) 調査実施期間

- ・平成28年9月26日（月）から同年10月18日（火）まで

#### (3) 回収結果

##### ① 発送数

- ・4,000票（うち、あて先不明等による未配達13票）

##### ② 有効回収数

- ・2,165票

##### ③ 有効回収率

- ・54.3%（2,165票／3,987票）

## 2. 緑に関するアンケート調査の結果

### (1) 北名古屋市の良い点や魅力

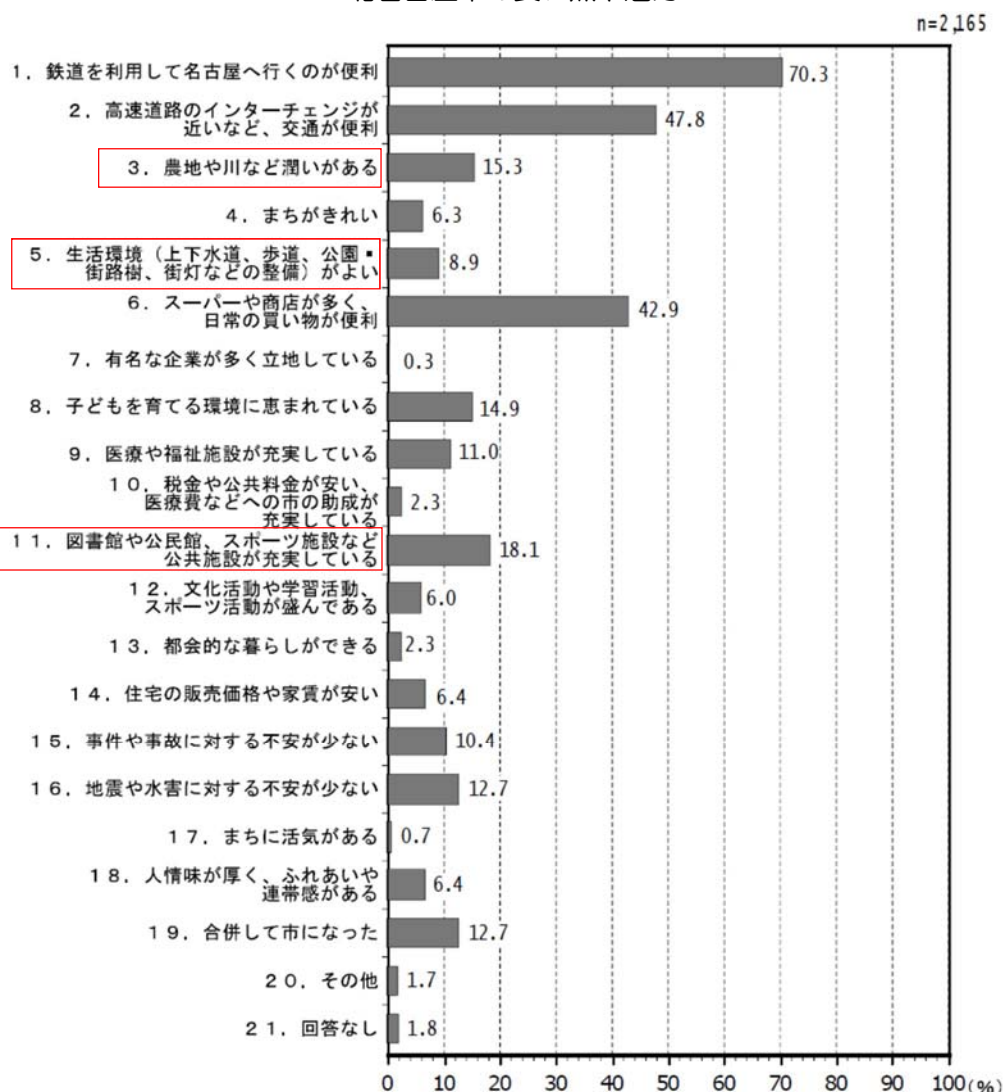
問4 北名古屋市に暮らしてよかったと感じたり魅力的であると感じることはどのようなことですか。(4 つまで○印をつけてください。)

#### ① 回答者全体

○「鉄道を利用して名古屋へ行くのが便利」が70.3%と特に高くなっており、「高速道路のインターチェンジが近いなど、交通が便利」が47.8%、「スーパーや商店が多く、日常の買い物が便利」が42.9%となっています。交通と買い物の利便性の3項目に回答が集まっています。

○さらに、「図書館や公民館、スポーツ施設など公共施設が充実している」(18.1%)と、「農地や川など潤いがある」(15.3%)、という公共施設、自然環境についても評価されています。一方で、「生活環境(上下水道、歩道、公園・街路樹、街灯などの整備)がよい」は(8.9%)とやや低い評価となっています。

■北名古屋市の良い点や魅力



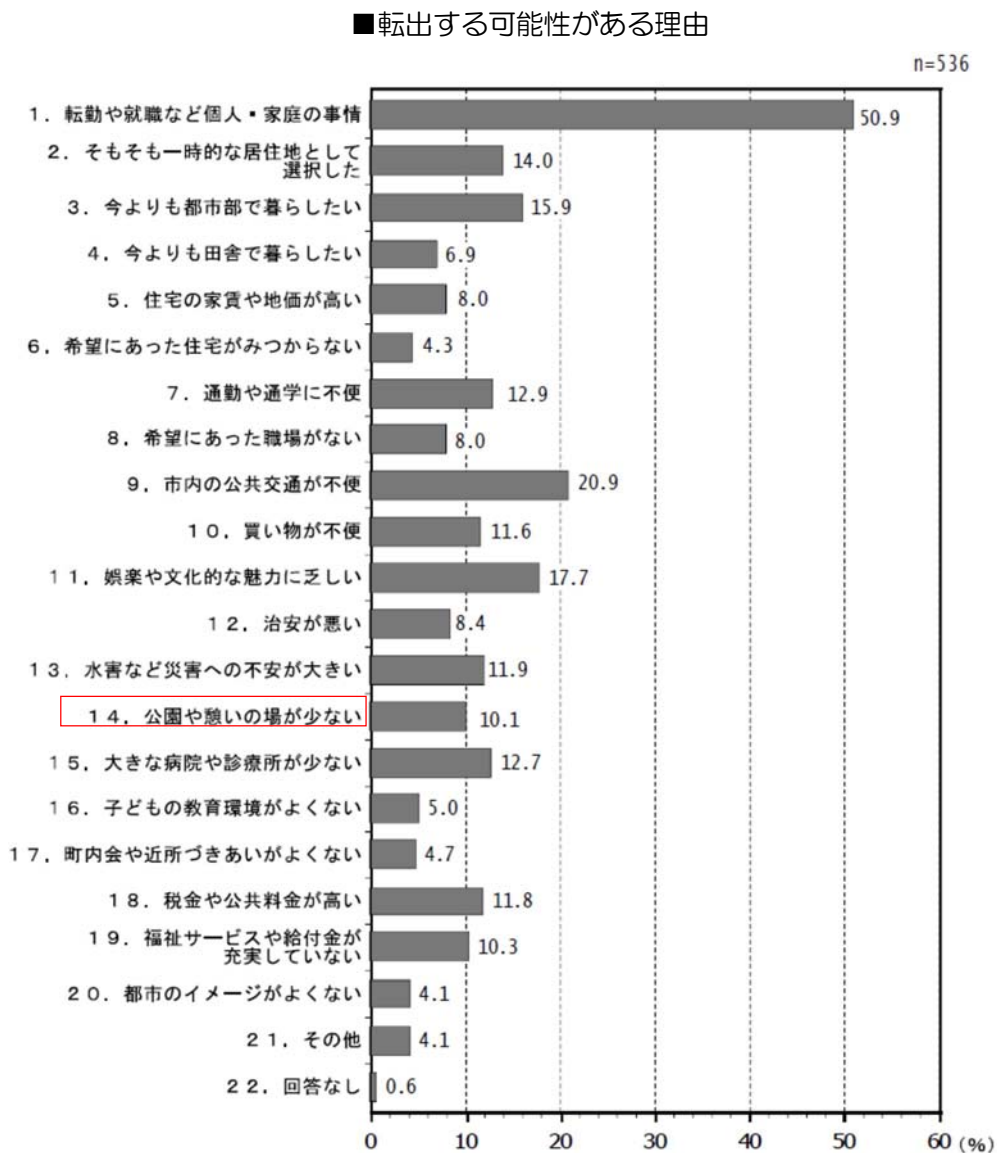
(2) 転出する可能性がある理由

問6 問5で「2. 市外に転出するかもしれない」「3. 将来は市外に転出するつもりだ」「4. すぐにでも市外に転出したい」と回答された方にかかっています。  
あなたが北名古屋市から転出する可能性のある理由は何ですか。(5つまで○印をつけてください。)

① 回答者全体

○前問で『転出意向がある』と回答した 536 人では、「転勤や就職など個人・家庭の事情」(50.9%) が概ね半数となっています。

○環境面などの理由では、「公園や憩いの場が少ない」(10.1%) と、少なからず公園や憩いの場の不足を感じている住民がいるという結果になっています。



(3) 重要度と満足度の比較

○重要度と満足度を分布から、「重要度が高く、満足度が低い」という今後重点的に改善すべき項目の候補と言えるのは、防災・防犯と交通安全にかかわる項目が多くなっています。

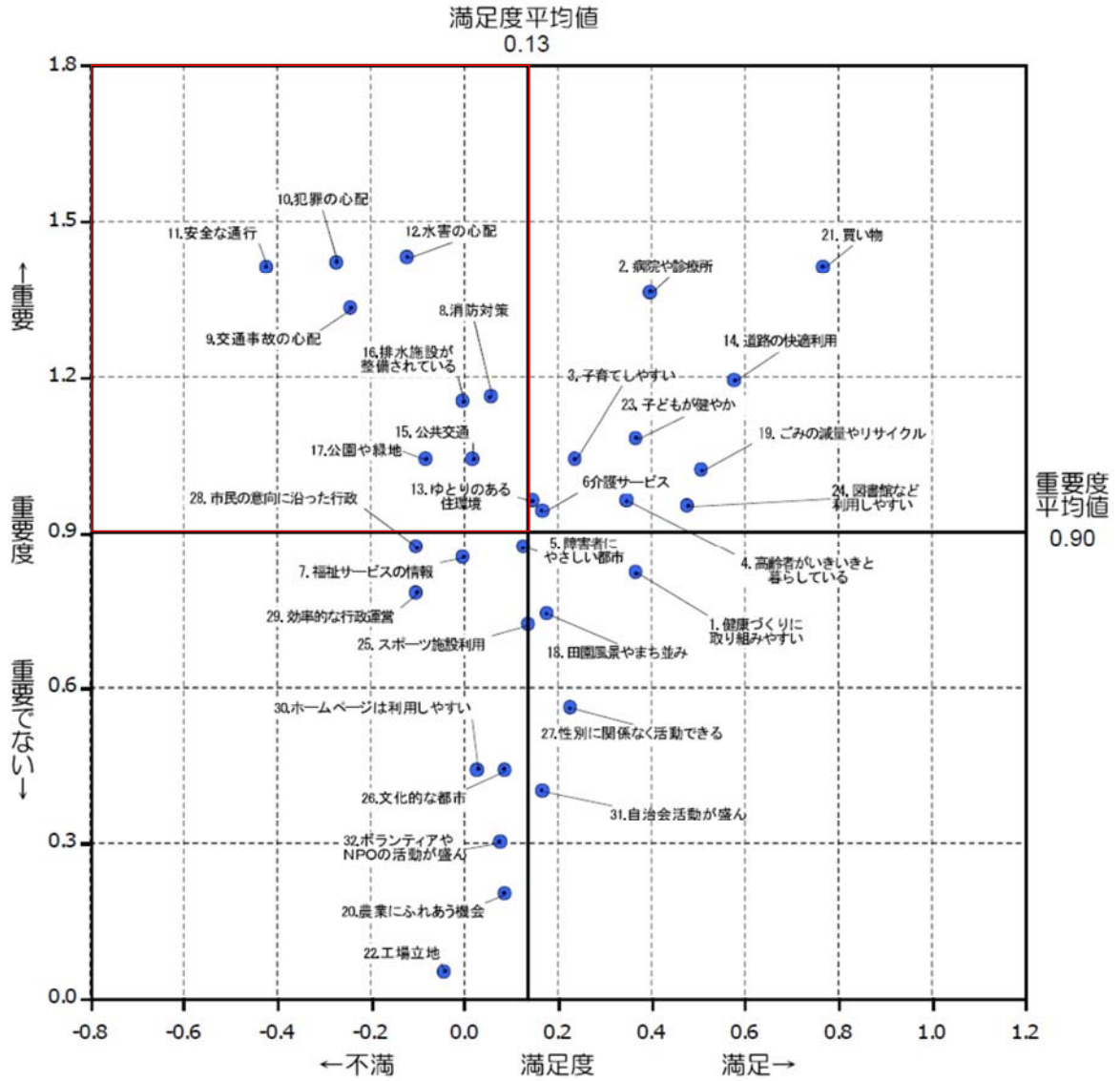
○重要度の平均点は0.90点、満足度の平均点は0.13点となっています。

「1.重要である」「1.満足している」⇒+2点
「2.やや重要である」「2.やや満足している」⇒+1点
「3.あまり重要でない」「3.やや不満である」⇒-1点
「4.重要でない」「4.不満である」⇒-2点
各回答に対して上記の点数を付与し、「回答なし」を除く回答者数を母数とした平均値を評点とする。

■重要度と満足度の比較

		重要度評点	満足度評点
重要度高・満足度低	12.お住まいの地域では大雨による水害の心配が少ない	1.43	-0.12
	10.お住まいの地域は犯罪の心配が少ない	1.42	-0.27
	11.お住まいの地域の道路は歩行者や自転車が安全に通行できる	1.41	-0.42
	9.お住まいの地域は交通事故の心配が少ない	1.33	-0.24
	8.お住まいの地域では防災対策や消防対策が充実している	1.16	0.06
	16.お住いの地域は排水施設が整備されている	1.15	0.00
	17.市内に心安らぐ公園や緑地がある	1.04	-0.08
	15.お住まいの地域から市内各所に公共交通を利用していくことができる	1.04	0.02
重要度高・満足度高	21.お住いの地域は買い物に便利である	1.41	0.77
	2.北名古屋市は病院や診療所が充実している	1.36	0.40
	14.北名古屋市から周辺市町に行くための主要な道路は快適に利用できる	1.19	0.58
	23.北名古屋市の子どもは健やかである	1.08	0.37
	3.北名古屋市は子育てしやすい都市である	1.04	0.24
	19.北名古屋市はごみの減量やリサイクルに熱心である	1.02	0.51
	13.北名古屋市の市街地は快適でゆとりのある住環境が形成されている	0.96	0.15
	4.北名古屋市は高齢者がいきいきと暮らしている	0.96	0.35
	24.市内の図書館や公民館は利用しやすい	0.95	0.48
	6.北名古屋市の介護サービスは充実している	0.94	0.17
重要度低・満足度低	28.北名古屋市では市民の意向に沿った行政が進められている	0.87	-0.10
	7.北名古屋市は福祉サービスの情報が分かりやすい	0.85	0.00
	29.北名古屋市では効率的な行政運営が進められている	0.78	-0.10
	30.北名古屋市のホームページは利用しやすい	0.44	0.03
	26.北名古屋市は文化的な都市である	0.44	0.09
	32.北名古屋市はボランティアやNPOの活動が盛んである	0.30	0.08
	20.北名古屋市では農業にふれあう機会が提供されている	0.20	0.09
	22.北名古屋市では工場立地が進んでいる	0.05	-0.04
重要度低・満足度高	5.北名古屋市は障害者にやさしい都市である	0.87	0.13
	1.北名古屋市は健康づくりに取り組みやすい環境である	0.82	0.37
	18.市内にきれいだと感じる田園風景やまち並みがある	0.74	0.18
	25.市内のスポーツ施設は利用しやすい	0.72	0.14
	27.お住いの地域では、男性、女性など、性別による役割に関係なく活動できる	0.56	0.23
	31.あなたのお住いの地域は自治会活動が盛んである	0.40	0.17
	平均	0.90	0.13

■重要度と満足度の比較（散布図）



#### (4) 総合計画に関する自由意見

まちづくり及び総合計画の基本方針についての自由意見を以下に整理します。

<b>3. まちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>花壇をつくる。</u></li><li>・北名古屋市の活気あるまちになるようイベントなどを行っている。</li><li>・財政の効率化を求め、限りある予算を最大限活用できる活動に参加したい。</li><li>・自治会に活気がないので、若手が中心となり新しいイベントを企画</li><li>・<u>児童遊園の除草作業と、年2～3回「カフェ」を行っている。</u></li><li>・<u>地元の食材や商品、体験教室などを集めて月1くらいでイベントをする。</u></li><li>・道路などのゴミ拾い</li></ul>
<b>3. 環境にやさしいうるおいのあるまちづくり</b> <p>【3-1 公園・緑地・緑化】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>街路樹がどこも伸び放題。人も車も安全確認が十分できない。</u></li><li>・<u>芝生のある公園など小さな子でもゆっくり遊べるような場所をつくってほしい。</u></li><li>・<u>子どもが遊べる公園が無さすぎる。小さい公園はたくさんあっても、「ボールはダメ」「大声はダメ」と、思いっきり走り回って遊べる所が無さすぎる。</u></li><li>・<u>公園がどこもさびれていて古い。</u></li></ul> <p>【3-2 景観】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自然を大切に。できる限り今のまま残してほしい。</li></ul> <p>【3-3 環境】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ出しが不便。</li><li>・粗大ごみのごみ出しが不便。</li><li>・ごみ焼却場予定地の情報周知をもっとして欲しい。</li><li>・市役所などに、牛乳パックやアルミ缶回収ボックスなどを設置して、図書カードや割引券などと交換できるようにすると、子どもでも楽しみながらリサイクル活動に進んで参加できるようになると思う。</li></ul>
<b>4. 創造的で活力のあるまちづくり</b> <p>【4-1 農業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>新規就農の推進等農地の活用</u></li><li>・<u>休耕農地を活用しやすくしてほしい。</u></li></ul> <p>【4-2 商業・サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・商業施設などは、人口が増えれば自然と増えていくと思う。むしろ都市化で治安が悪くならないような対策に着目してほしい。</li><li>・市内には宿泊施設がないので、来客の時に困っている。何か考えてほしい。ホテル、ビジネスホテル、式場などを考えてほしい。</li></ul> <p>【4-3 工業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・飛鳥村のように企業誘致を進めて税収の安定確保を。資金がないとまちづくりも難しい。</li><li>・もっと企業誘致を進めて雇用対策をしてほしい。</li><li>・収入源となる税金を確保するために法人、企業の誘致をすすめ、市民に還元できるのが理想的ではないかと思う。</li></ul>
<b>5. 豊かな心を育み文化の薫るまちづくり</b> <p>【5-1 学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・給食は中学まであるから助かる。</li><li>・地域格差による学習機会の低下にならないよう教育を充実してほしい。</li></ul> <p>【5-2 生涯学習・青少年育成】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・図書館にある自習スペースをもっと広くしてほしい。</li></ul> <p>【5-3 スポーツ・レクリエーション】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域のひととの交流として楽しみにしていたマラソン大会をまた開催してほしい。</li><li>・今の北名古屋は温水プールがなく、将来もし温水プールがあればすごく便利と思う。</li><li>・<u>バスケットボールやバレーボールがプロ化していく中で、施設が不足している話をよく耳にする。</u>大きな施設を造れば、スポーツもさかんになり、クラブ活動も増え、子ども達の活躍が増え、明るい若いムードが</li></ul>

---

北名古屋の顔になってくるのでは。

【5-4 文化・芸術】

・市内に芸大があるので、もっと市民とコラボしてほしい。真夏の夜の野外コンサート等、文化のまちとして、他の市にはないまちづくりをしてほしい。

・昭和日常博物館を大きくし、観光客をとりこむ。

【5-5 男女共同参画】

・先進技術を積極的に取り入れ老若男女の利便性、快適性を高めてほしい。

(5) 緑に関するアンケート調査結果のまとめ

【選択形式】

- ・北名古屋市の良い点や魅力として、「図書館や公民館、スポーツ施設」などのレクリエーション施設の充実（18.1%）や、「農地や川」などの自然の潤い（15.3%）が挙げられています。
- ・転出意向のある回答者の中で、「公園や憩いの場が少ない」ことが理由であると10.1%が回答しており、現在の公園や憩いの場の不足は本市の重要な課題であると言えます。
- ・重要度が高く、満足度の低い「防災・防犯と交通安全にかかわる項目」は今後改善すべき項目の候補であると言えます。

【自由意見形式】

- ・「まちづくり」に関する回答では、「花壇をつくる」や、「児童遊園の除草作業を行っている」など緑の創出や維持管理に関する意見が挙げられています。
- ・「公園・緑地・緑化」に関する回答では、「街路樹の維持管理不足」や「小さな子どもの遊ぶ芝生広場がほしい」、「公園が古い」など、緑の維持管理や公園の近代ニーズへの対応が意見として挙げられています。
- ・「景観」に関する回答では、「自然を大切に、できる限り残してほしい」と緑の保全に関する意見が挙げられています。
- ・「農業」に関する回答では、「新規就農の推進」や「休耕農地の活用」など、農地の活用に関する意見が挙げられています。
- ・「スポーツ・レクリエーション」に関する回答では、「温水プールがあると便利」や「各スポーツがプロ化する中で、施設が不足しているとよく耳にする」など、選択形式では良い点として挙げられていたレクリエーション施設に対して、十分でないと住民もいることが分かります。
- ・「文化・芸術」に関する回答では、「芸大と市民がコラボしてほしい」など、本市の特徴の一つである名古屋芸術大学との連携が期待されています。

## 第4章 解析・評価と課題の整理

- ・本市の緑について、以下に示すように、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能といった4つの緑の機能の視点から、緑の状況を整理し評価します。

### 4-1 解析・評価の視点

#### (1) 環境保全機能

項目	構成する要素
① 都市の骨格	・山地、河川といった都市の骨格を構成する地形、水系
② 優れた自然	・良好な水辺やまとまりのある緑地などの優れた自然
③ 動植物の生息・生育地	・都市における生物多様性の確保のために、動植物の生息・生育環境として必要な緑
④ 都市の環境の維持改善	・都市環境の改善、都市気象の緩和のために必要な緑 (市民に身近な公園・緑地や農地などの自然)

#### (2) レクリエーション機能

項目	構成する要素
① 自然とふれあう場	・自然観察や野菜づくりなど、自然とのふれあいができる緑
② 日常圏におけるレクリエーションや交流の場	・日常的なレクリエーションや交流の場としての緑
③ 広域圏におけるレクリエーションや交流の場	・広域的なレクリエーションや交流拠点となる緑

#### (3) 防災機能

項目	構成する要素
① 自然災害の危険防止	・浸水やがけ崩れ等、自然災害を抑制する緑
② 火災・公害の防止	・火災延焼防止や公害緩和などに効果のある緑
③ 避難場所	・災害を防ぐ機能をもつ緑 ・災害発生時の避難場所となる緑
④ 災害に強い都市構造の形成	・延焼遮断等に資する緑

#### (4) 景観構成機能

項目	構成する要素
① 優れた歴史的風土	・歴史的価値の高い史跡・名勝・社寺等と結びついた緑
② 良好な緑の景観	・良好な景観を形成または構成している緑
③ 良好な眺望地点	・良好な眺望地点となっている緑

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより整理



---

## 4-2 解析・評価の結果

### 1. 環境保全機能の解析・評価

- ・環境保全機能については、都市を形づくり、豊かな自然や多様な生物を育む機能、都市環境効果といった視点を中心に緑を評価します。

#### (1) 都市の骨格となっている緑

- ・市域外周や西部南部を流れる五条川、合瀬川、水場川、新川などの河川は、都市の骨格となる緑となっています。
- ・市域西部や南部の一団の農地は、まちの緑として都市の骨格となる緑となっています。

#### (2) 優れた自然を形成する緑

- ・市域は平坦な地形を呈しており、緑に包まれた高田寺や白山社などの歴史的特性を有する社寺境内地の樹林は、優れた自然を形成する緑となっています。
- ・市域東部にある旧加藤家住宅の植栽も優れた自然を形成する緑となっています。
- ・鍛冶ケ一色の高塚古墳、熊之庄の流鏝馬行事は、優れた自然を形成する緑となっています。
- ・市の天然記念物に指定されている白山社のツブラシイや亀甲竹林、長岳院のクロマツ、松林寺のイチヨウなども優れた自然を形成する緑となっています。

#### (3) 動植物の生息・生育地となっている緑

- ・五条川や合瀬川、水場川、新川などの河川は、動植物の生息・生育地となっており、生物多様性の観点からも重要な緑です。
- ・市域内の農地は、動植物の生息・生育地となっています。

#### (4) 都市の環境の維持改善効果のある緑

- ・都市公園や緑地は、都市の環境の維持改善効果やヒートアイランド現象の軽減効果のある緑となっています。
- ・市街化区域内に点在する生産緑地地区は、都市の環境の維持改善効果やヒートアイランド現象の軽減効果のある緑となっています。

■環境保全機能の評価図

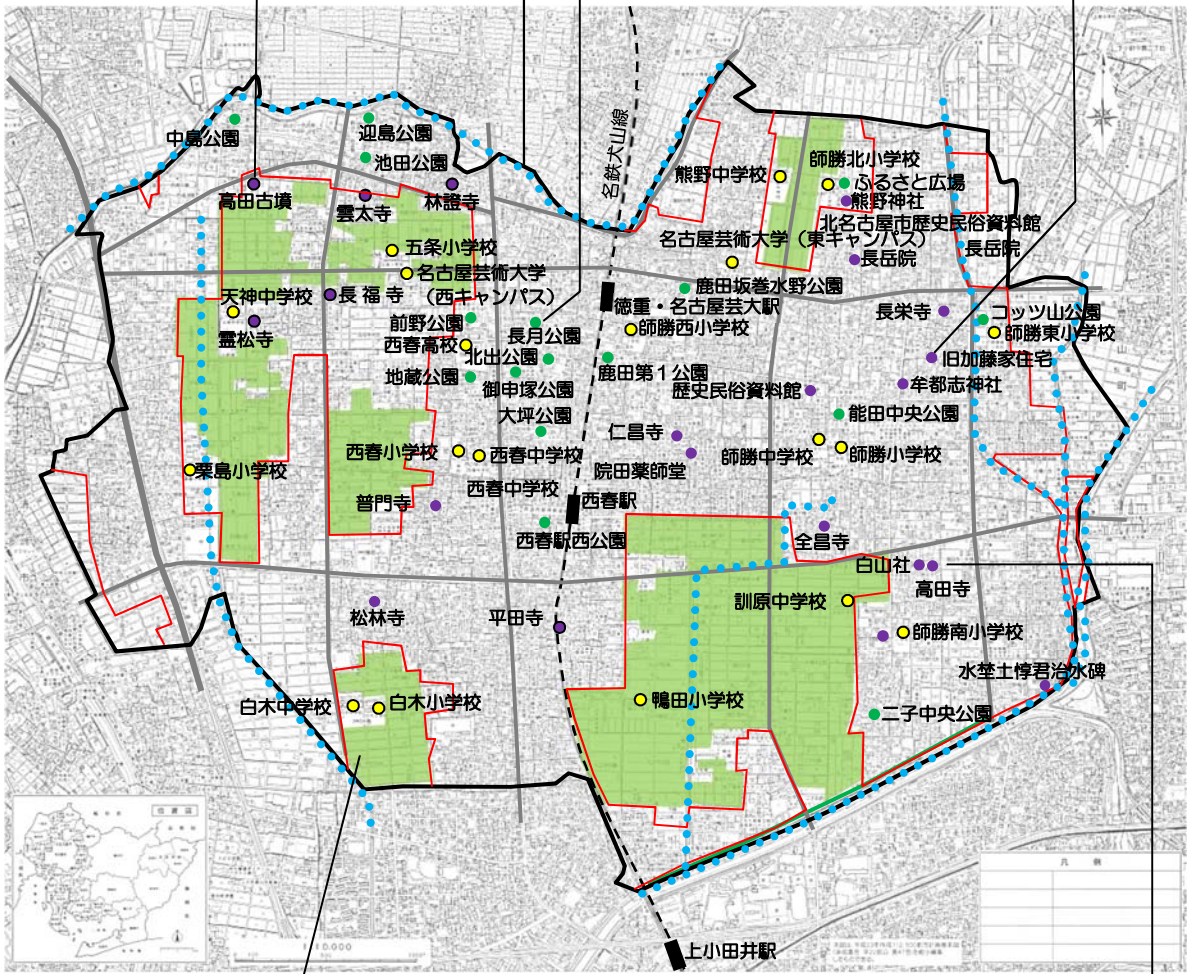
・五条川や合瀬川、水場川、新川などの河川は、動植物の生息・生育地となっており、生物多様性の観点からも重要な緑です。

・鍛冶ケー色の高塚古墳、熊之庄の流鏝馬行事は、優れた自然を形成する緑となっています。

・市域外周や西部南部を流れる五条川、合瀬川、水場川、新川などの河川は、都市の骨格となる緑となっています。  
 ・市域西部や南部の一団の農地は、まちの緑として都市の骨格となる緑となっています。

・都市公園や緑地は、都市の環境の維持改善効果やヒートアイランド現象の軽減効果のある緑となっています。

・市域東部にある旧加藤家住宅の植栽も優れた自然を形成する緑となっています。



・市域内の農地は、動植物の生息・生育地となっています。

・市域は平坦な地形を呈しており、緑に包まれた高田寺や白山社などの歴史的な特性を有する社寺境内地の樹林は、優れた自然を形成する緑となっています。  
 ・市の天然記念物に指定されている白山社のツブラシヤや亀甲竹林、長岳院のクロマツ、松林寺のイチヨウなども優れた自然を形成する緑となっています。

・市街化区域内に点在する生産緑地地区は、都市の環境の維持改善効果やヒートアイランド現象の軽減効果のある緑となっています。

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#008000;"></span>	① 都市の骨格となっている緑
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#00b050;"></span>	② 優れた自然を形成する緑
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90ee90;"></span>	③ 動植物の生息・生育地となっている緑
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffb6c1;"></span>	④ 都市の環境の維持改善効果のある緑

凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; border-top: 2px solid black;"></span>	市域界
<span style="display:inline-block; width:15px; border-top: 2px solid red;"></span>	市街化区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90ee90;"></span>	まとまった農地
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px dashed blue;"></span>	主要な河川
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:purple;"></span>	主要な歴史的資源
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#008000;"></span>	都市公園
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	主要な公共施設緑地

---

## 2. レクリエーション機能の解析・評価

- ・レクリエーション機能については、自然とふれあう場、日常圏におけるレクリエーションや交流の場、広域圏におけるレクリエーションや交流の場といった視点から緑を評価します。

### (1) 自然とふれあう場となっている緑

- ・五条川、合瀬川、水場川、新川、鴨田川などの河川は、自然とふれあう場となっています。
- ・市域に点在するレジャー農園は、自然とふれあう場となっています。

### (2) 日常圏におけるレクリエーションや交流の場となっている緑

- ・都市公園としては、地蔵公園やコッツ山公園など街区公園が 15 箇所（約 4.09ha）、都市緑地としてふるさと広場（約 0.14ha）1 箇所が整備されていますが、地域の均衡ある配置が必要です。
- ・一定規模以上のまとまりのある生産緑地について、周辺の公園整備の状況を勘案しながら公園としての活用を考えていく必要があります。
- ・児童遊園は、都市公園を補完する施設として 300～500 m 規模で市域に点在して整備されています。
- ・健康ドームや文化勤労会館周辺には複数の施設が集積しており利便性が高くなっています。
- ・北名古屋市総合運動広場（北名古屋市稲葉篤紀ふるさと広場）が整備され、グラウンド、テニスコート、クラブハウス、駐車場が配置され日常圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。

### (3) 広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっている緑

- ・散策路は合瀬川と五条川で整備され、合瀬川には桜並木も整備されており、隣接するコッツ山公園では春に桜まつりが開催され、広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。
- ・古くから続く熊野神社の五穀豊穡を祝う伝統行事の流鏝馬は、広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。

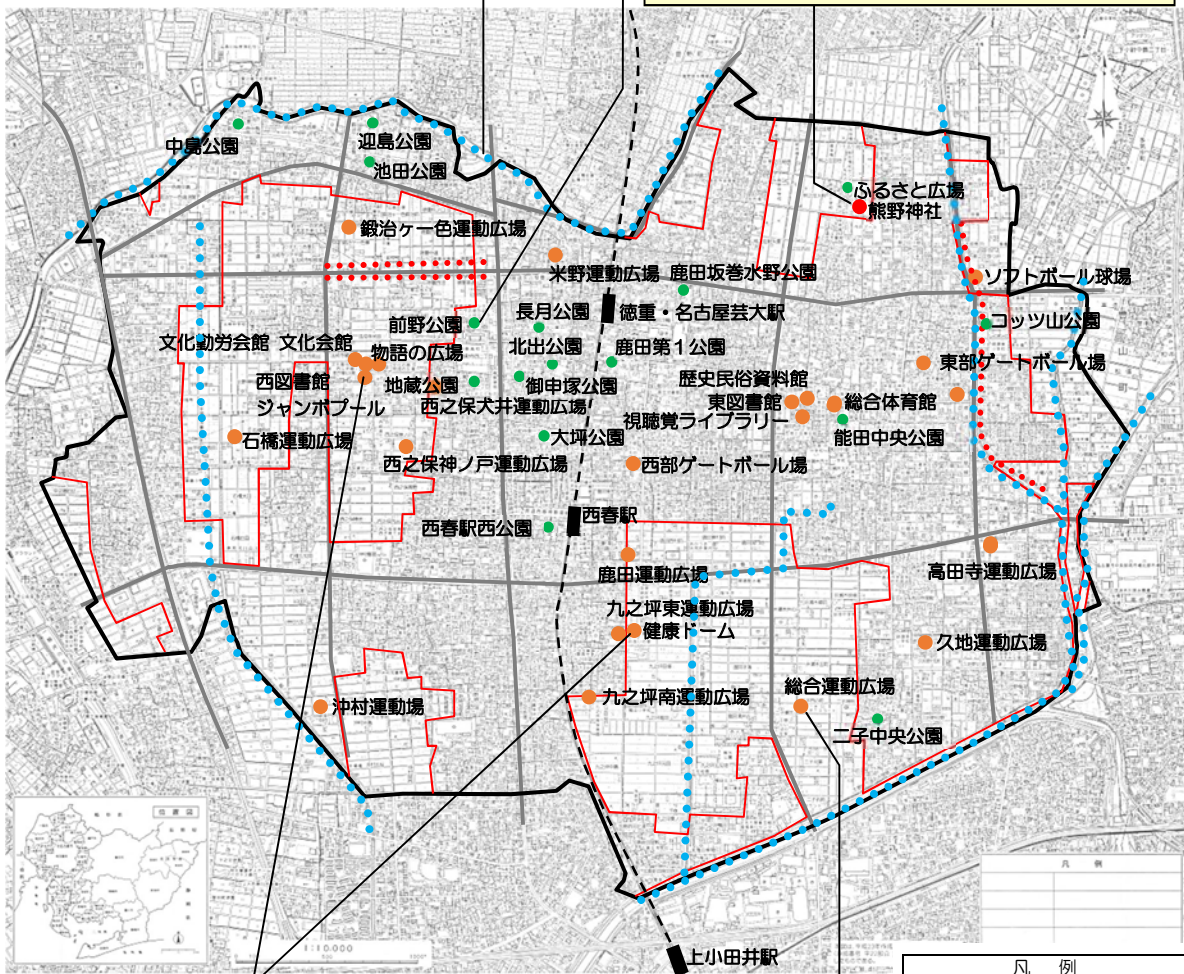
■レクリエーション機能の評価図

• 五条川、合瀬川、水場川、新川、鴨田川などの河川は、自然とふれあう場となっています。

• 散策路は合瀬川と五条川で整備され、合瀬川には桜並木も整備されており、隣接するコッツ山公園では春に桜まつりが開催され、広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。

• 都市公園としては、地藏公園やコッツ山公園など街区公園が15箇所(約4.09ha)、都市緑地としてふるさと広場(約0.14ha)1箇所が整備されていますが、地域の均衡ある配置が必要です。  
 • 児童遊園は、都市公園を補完する施設として300~500m規模で市域に点在して整備されています。  
 • 一定規模以上のまとまりのある生産緑地について、周辺の公園整備の状況を勘案しながら公園としての活用を考えていく必要があります。

• 古くから続く熊野神社の五穀豊穡を祝う伝統行事の流鏝馬は、広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。



• 健康ドームや文化勤労会館周辺には複数の施設が集積しており利便性が高くなっています。

• 北名古屋市総合運動広場(北名古屋市稲葉篤紀ふるさと広場)が整備され、グラウンド、テニスコート、クラブハウス、駐車場が配置され日常圏におけるレクリエーションや交流の場となっています。

• 市域に点在するレジャー農園は、自然とふれあう場となっています。(非表示)

凡 例	
	市域界
	市街化区域
	都市公園
	主要な体育施設
	主要な河川
	主要な桜並木
	まつり

凡 例	
	① 自然とふれあう場となっている緑
	② 日常圏におけるレクリエーションや交流の場となっている緑
	③ 広域圏におけるレクリエーションや交流の場となっている緑

---

### 3. 防災機能の解析・評価

- ・防災機能については、自然災害や都火災等の危険防止、避難場所（災害復旧活動の拠点）、災害に強い都市構造の形成といった視点を中心に緑を評価します。

#### (1) 自然災害の危険防止機能を有する緑

- ・市域西部及び南部の市街化区域周辺に残る一団の農地は、遊水機能を有し自然災害の危険防止機能を有する緑となっています。

#### (2) 火災の延焼防止や公害の緩和機能を有する緑

- ・（都）師勝環状線、（都）名古屋江南線などの街路樹は、火災の延焼防止機能を有する緑となっています。
- ・市域における都市公園等のオープンスペースは、大気汚染や騒音を緩和し、火災の延焼防止機能を有する緑となっていますが、旧市街地では都市公園等の配置が不足しています。

#### (3) 避難場所（災害復旧活動の拠点）機能を有する緑

- ・北名古屋市役所は災害対策本部として位置づけられています。
- ・健康ドーム及び済衆館病院を核としたエリアは、市域全域の防災機能を高める「防災拠点エリア」に位置づけられています。
- ・保育園や小中学校は避難所として位置づけます。
- ・ひまわり西園などは福祉避難所（要配慮者用）として位置づけます。
- ・学校のグラウンドなどは、広域避難場所として災害復旧活動の拠点と位置づけます。

#### (4) 災害に強い都市構造を形成する緑

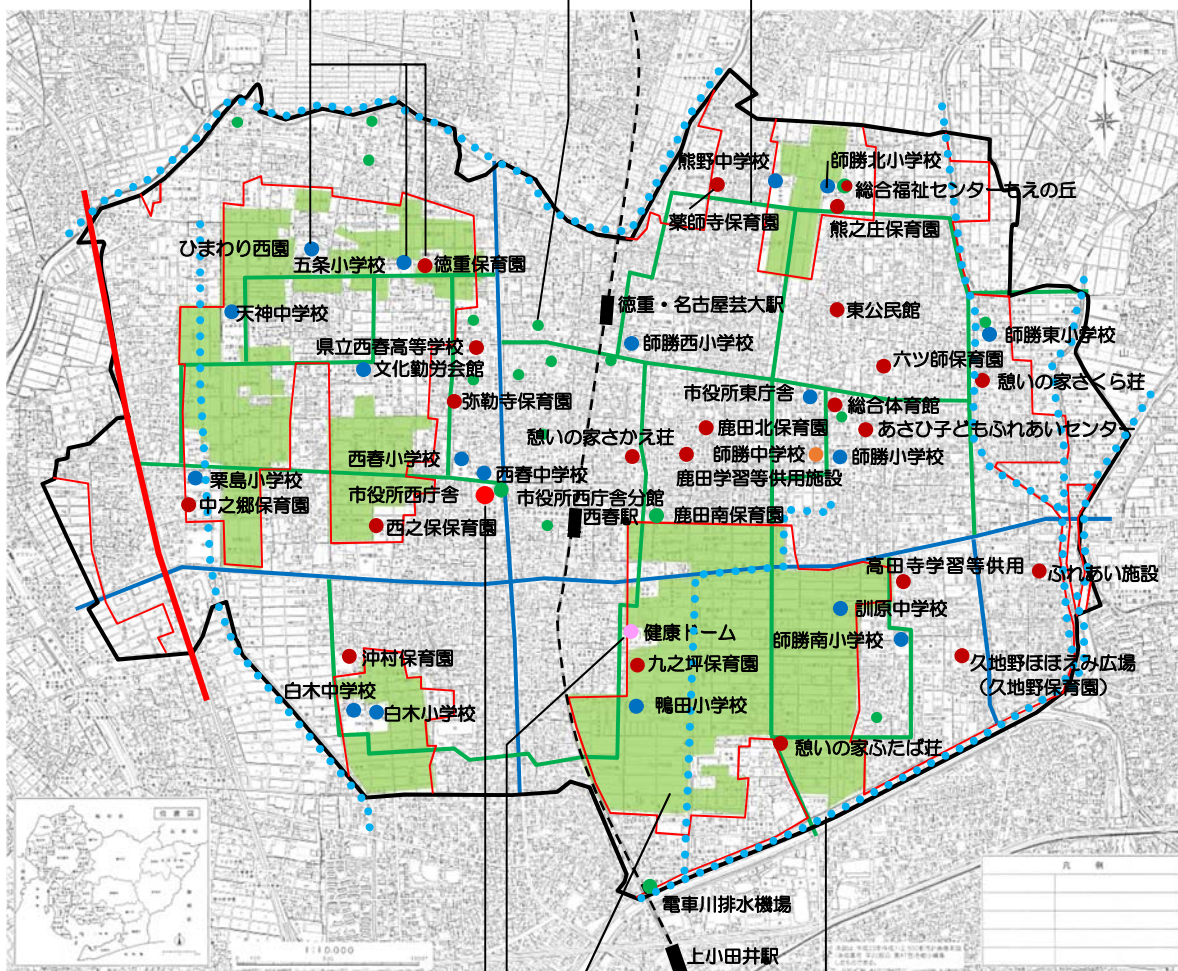
- ・河川緑地は、市街地間の延焼遮断や騒音などの公害防止に資する緑として位置づけられます。
- ・災害に強い都市構造を形成するため、住宅や工場などの緑化を推進する必要があります。

■防災機能の評価図

- ・保育園や小中学校は避難所として位置づけられます。
- ・ひまわり西園などは福祉避難所（要配慮者用）として位置づけられます。
- ・学校のグラウンドなどは、広域避難場所として災害復旧活動の拠点と位置づけられます。

- ・市域における都市公園等のオープンスペースは、大気汚染や騒音を緩和し、火災の延焼防止機能を有する緑となっていますが、旧市街地では都市公園等の配置が不足しています。

- ・（都）師勝環状線、（都）名古屋江南線などの街路樹は、火災の延焼防止機能を有する緑となっています。



- ・北名古屋市役所は災害対策本部として位置づけられています。

- ・健康ドーム及び済衆館病院を核としたエリアは、市域全体の防災機能を高める「防災拠点エリア」に位置づけられています。

- ・市域西部及び南部の市街化区域周辺に残る一団の農地は、遊水機能を有し自然災害の危険防止機能を有する緑となっています。

- ・河川緑地は、市街地間の延焼遮断や騒音などの公害防止に資する緑として位置づけられます。
- ・災害に強い都市構造を形成するため、住宅や工場などの緑化を推進する必要があります。

凡 例	
	① 自然災害の危険防止機能を有する緑
	② 火災の延焼防止や公害の緩和機能を有する緑
	③ 避難場所（災害復旧活動の拠点）機能を有する緑
	④ 災害に強い都市構造を形成する緑

凡 例	
	市域界
	市街化区域
	第1次緊急輸送道路（県指定）
	第2次緊急輸送道路（県指定）
	避難路（市指定）
	広域避難場所（避難所との重複あり）
	避難所
	災害対策本部
	その他
	都市公園

---

#### 4. 景観構成機能の解析・評価

- ・景観構成機能については、優れた歴史的風土、良好な景観、良好な眺望地点といった視点を中心に緑を評価します。

##### (1) 優れた歴史的風土を構成する緑

- ・市域は平坦な地形を呈しており、一団の樹林となっている社寺境内地は優れた歴史的風土を構成する緑となっています。
- ・高田寺、白山社、旧加藤家、長岳院等の社寺の樹林は、優れた歴史的風土を構成する緑として、地区のランドマークとなっています。

##### (2) 良好な景観を構成する緑

- ・(都) 豊山西春線の名古屋芸術大学付近では、アートエリアロードとして修景整備が進められ良好な景観を構成する緑となっています。
- ・(都) 西春駅東線などは街路樹により緑の景観が形成されています。
- ・西春駅周辺の植栽は、良好な商業地景観を構成する緑となっています。
- ・まちの玄関口となっている西春駅周辺は都市拠点として、徳重・名古屋芸大駅は副都市拠点として、にぎわいとうるおいが溢れる快適で安心なまちづくりの推進が必要です。
- ・市街化区域周辺の農用地は、良好な田園景観を構成する緑として位置づけます。
- ・緑の多い公共施設は、街なかの緑の景観ポイントとなっています。

##### (3) 良好な眺望地点となっている緑

- ・健康ドームや文化勤労会館などの施設の上層階から、市域が眺望できます。
- ・合瀬川、五条川などの散策路は、周辺の水辺や田園風景の眺望地点となっています。

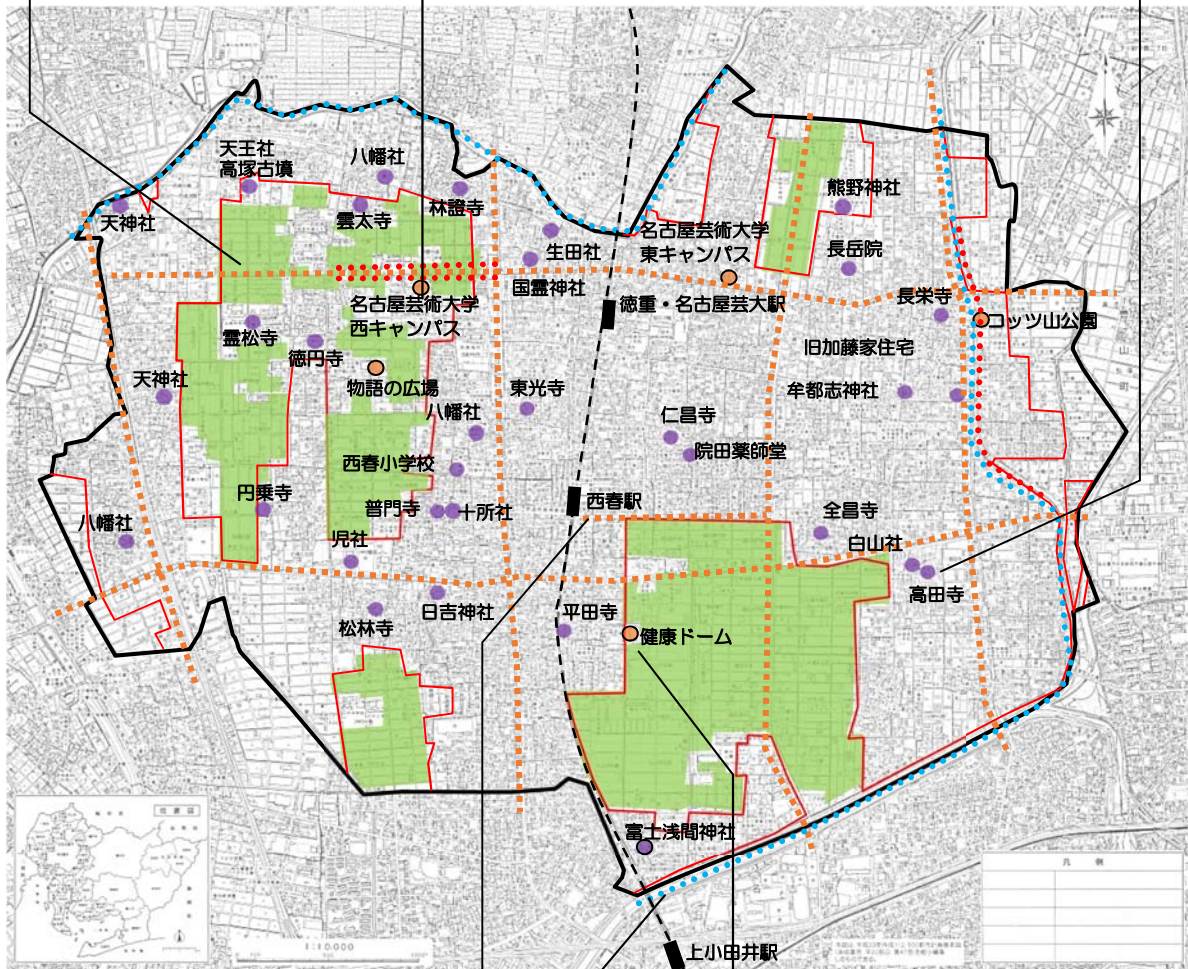
■ 景観構成機能の評価図

・市街化区域周辺の農用地は、良好な田園景観を構成する緑として位置づけます。

・(都) 豊山西春線の名古屋芸術大学付近では、アートエリアロードとして修景整備が進められ良好な景観を構成する緑となっています。

・市域は平坦な地形を呈しており、一団の樹林となっている社寺境内地は優れた歴史的風土を構成する緑となっています。

・高田寺、白山社、旧加藤家、長岳院等の社寺の樹林は、優れた歴史的風土を構成する緑として、地区のランドマークとなっています。



・(都) 西春駅東線などは街路樹により緑の景観が形成されています。  
 ・西春駅周辺の植栽は、良好な商業地景観を構成する緑となっています。  
 ・まちの玄関口となっている西春駅周辺は都心核として、徳重・名古屋芸大駅は副都心核として、にぎわいとうるおいが溢れる快適で安心なまちづくりの推進が必要です。

・緑の多い公共施設は、街なかの緑の景観ポイントとなっています。

・健康ドームや文化勤労会館などの施設の上層階から、市域が眺望できます。

・合瀬川、五条川などの散策路は、周辺の水辺や田園風景の眺望地点となっています。

凡 例	
<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	① 優れた歴史的風土を構成する緑
<span style="background-color: #90EE90; border: 2px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	② 良好な景観を構成する緑
<span style="background-color: #90EE90; border: 3px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	③ 良好な眺望地点となっている緑

凡 例	
<span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span>	市域界
<span style="border-bottom: 2px solid red; width: 20px; display: inline-block;"></span>	市街化区域
<span style="background-color: #90EE90; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	田園景観
<span style="border-bottom: 2px dashed blue; width: 20px; display: inline-block;"></span>	河川景観
<span style="color: purple; font-size: 1.2em;">●</span>	歴史的景観
<span style="border-bottom: 2px dashed orange; width: 20px; display: inline-block;"></span>	幹線道路
<span style="color: red; font-size: 1.2em;">●</span>	桜並木
<span style="color: orange; font-size: 1.2em;">●</span>	核となる公園・建物景観



上位計画での位置づけ

■都市計画マスタープラン

【都市づくりの考え方】

集約された都市のなかで、活力ある産業を育むとともに、都市と農の共存によるゆとりや潤いのある高質な都市づくり

【都市施設の方針（公園・緑地抜粋）】

- ①都市公園の整備推進
- ②生産緑地を活用した公園・緑地の整備
- ③都市農地の活用

■愛知県広域緑地計画

【計画の理念】

都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり

【地域別緑地計画（名古屋地域）】

- ・五条川の河川沿いの緑地は、山地や海岸の冷気を市街地に導入する風の道を形成する等、本地域の都市環境を保全するとともに、生態系ネットワークの形成に役立つため、水と緑のネットワークの軸線としていくことが必要。

■名古屋都市計画区域の整備・開発・保全の方針

【主要な都市計画の決定等の方針（緑に関する記述抜粋）】

- ・都市公園、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進。
- ・都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、河川や道路空間の活用も図りつつ都市公園を拠点とした自然的環境インフラネットワークを形成。

緑地現況調査

- ・都市計画区域内の都市公園面積は 4.23ha (0.50㎡/人)、公園・広場の面積は 39.76ha (4.68㎡/人)、市域の緑被率は 34% (H28年度)

緑の4機能の解析・評価のまとめ

●環境保全機能

- ・河川や市街地西部や南部の一団の農地は、都市環境向上機能を有するほか、動植物の生息・生育地となっています。
- ・社寺林は市内の貴重な樹林地であり、動植物の生息・生育地であるため保全が必要です。

●レクリエーション機能

- ・五条川、合瀬川などの河川やレジャー農園は、市民が自然とふれあう場となっています。
- ・都市公園・緑地は、地域により配置状況に差があります。
- ・街区公園や児童遊園など小規模な公園が多く、市民1人当たりの公園面積が不足しています。

●防災機能

- ・市域西部及び南部の市街化区域周辺に残る一団の農地は遊水機能などの防災・減災機能を有しています。
- ・都市公園等のオープンスペースが少ない地域もあり、災害時の避難地となる空間が十分とはいえません。

●景観構成機能

- ・アートを活かしたまちづくりを推進し、特徴あるまちの景観を形成していくことが求められます。
- ・高田寺、白山社、旧加藤家、長岳院等の樹林は、本市の地域らしさや歴史を感じられる緑として保全・活用が必要です。

北名古屋市の緑の課題のまとめ

●河川・街路樹

- (1)河川や幹線道路沿いの街路樹は、緑の骨格を形成しており、これらを活用して公園・緑地等をネットワーク化する必要があります。
- (2)河川は、生物の生息場所として保全を図りながらも川に親しめる施設の充実を図る必要があります。

●公園・緑地

- (3)都市公園や緑地の量的・質的な充足と、地域の均衡ある配置を実現するための様々な方策の検討が必要です。
- (4)緑の拠点となっている健康ドームや文化勤労会館周辺の緑地空間等の充実が必要です。

●農地

- (5)レジャー農園など、市民が自然と触れ合う場の充実を図る必要があります。
- (6)生産緑地は緑の拠点として活用を図るとともに、遊水機能や生物の生息空間を維持するためオープンスペース機能を維持していく必要があります。

●その他

- (7)災害時に避難地となるオープンスペースの確保が必要です。
- (8)市内の公共施設や民有地の緑化の充実を図る必要があります。
- (9)アートを活用した修景整備などにより、個性的・魅力的な都市景観を形成していく必要があります。
- (10)歴史特性を有する社寺林を保全する必要があります。

法改正

●都市農業振興基本計画

- ・「都市農業の多様な機能の発揮」が求められており、市民農園などの農作業体験の環境整備など農地活用策の検討が可能。

●生産緑地法

- ・生産緑地地区の面積要件の引下げ
- ・生産緑地地区における建築規制の緩和
- ・特定生産緑地制度

●都市公園法

- ・民間による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設

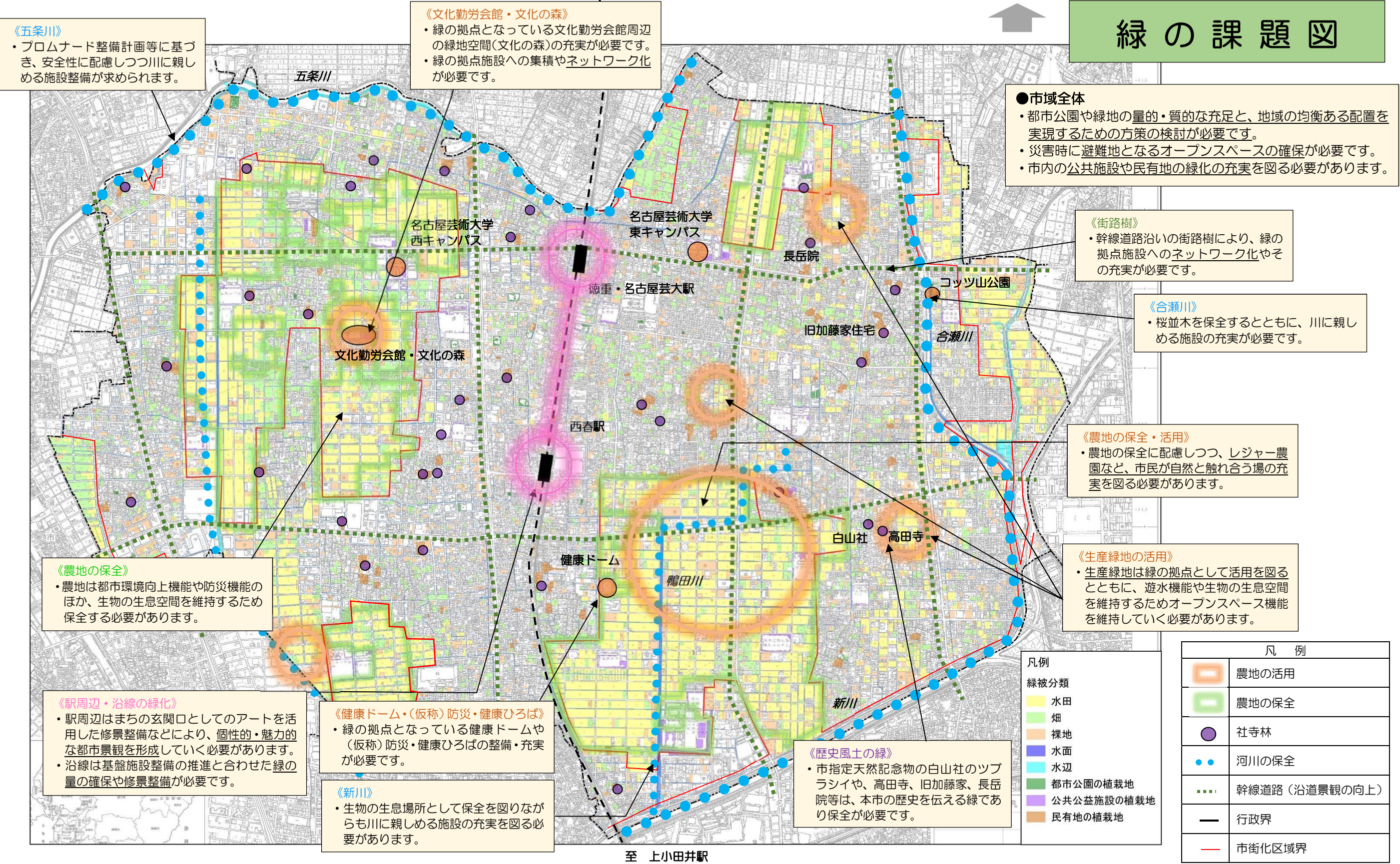
●都市緑地法

- ・民間による市民緑地整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手に民間主体を指定する制度の拡充

市民アンケート

- ・市の魅力：「農地や川などの自然の潤い」
- ・緑の要望：「街路樹の維持管理不足」や「小さな子どもの遊ぶ芝生広場がほしい」、「公園が古い」など
- ・農地活用：「新規就農の推進」、「休耕農地の活用」など
- ・文化芸術：名古屋芸術大学との連携に期待
- ・転出意向の理由：「公園や憩いの場が少ない」
- ・市民協働：花壇づくりや、児童遊園の除草作業など

# 緑の課題図



《五条川》  
 ・プロムナード整備計画等に基づき、安全性に配慮しつつ川に親しめる施設整備が求められます。

《文化勤労会館・文化の森》  
 ・緑の拠点となっている文化勤労会館周辺の緑地空間(文化の森)の充実が必要です。  
 ・緑の拠点施設への集積やネットワーク化が必要です。

●市域全体  
 ・都市公園や緑地の量的・質的な充足と、地域の均衡ある配置を実現するための方策の検討が必要です。  
 ・災害時に避難地となるオープンスペースの確保が必要です。  
 ・市内の公共施設や民有地の緑化の充実を図る必要があります。

《街路樹》  
 ・幹線道路沿いの街路樹により、緑の拠点施設へのネットワーク化やその充実が必要です。

《合瀬川》  
 ・桜並木を保全するとともに、川に親しめる施設の充実が必要です。

《農地の保全・活用》  
 ・農地の保全に配慮しつつ、レジャー農園など、市民が自然と触れ合う場の充実を図る必要があります。

《生産緑地の活用》  
 ・生産緑地は緑の拠点として活用を図るとともに、遊水機能や生物の生息空間を維持するためオープンスペース機能を維持していく必要があります。

《農地の保全》  
 ・農地は都市環境向上機能や防災機能のほか、生物の生息空間を維持するため保全する必要があります。

《駅周辺・沿線の緑化》  
 ・駅周辺はまちの玄関口としてのアートを活用した修景整備などにより、個性的・魅力的な都市景観を形成していく必要があります。  
 ・沿線は基盤施設整備の推進と合わせた緑の量の確保や修景整備が必要です。

《健康ドーム・(仮称)防災・健康ひろば》  
 ・緑の拠点となっている健康ドームや(仮称)防災・健康ひろばの整備・充実が必要です。

《新川》  
 ・生物の生息場所として保全を図りながらも川に親しめる施設の充実を図る必要があります。

《歴史風土の緑》  
 ・市指定天然記念物の白山社のツブラシヤ、高田寺、旧加藤家、長岳院等は、本市の歴史を伝える緑であり保全が必要です。

凡例

緑被分類	
水田	水田
畑	畑
裸地	裸地
水面	水面
水辺	水辺
都市公園の植栽地	都市公園の植栽地
公共公益施設の植栽地	公共公益施設の植栽地
民有地の植栽地	民有地の植栽地

凡例

農地の活用	農地の活用
農地の保全	農地の保全
社寺林	社寺林
河川の保全	河川の保全
幹線道路(沿道景観の向上)	幹線道路(沿道景観の向上)
行政界	行政界
市街化区域界	市街化区域界

## 第5章 計画の基本方針

### 5-1 緑の基本計画の理念と緑の将来像

#### 1. 緑の基本計画の理念

本市の緑は、市域を包み込むように五条川、鴨田川、合瀬川等が流れ、濃尾平野の肥沃な土地を活かしたおだやかな田園景観が広がっており、その中で高田寺や白山社、熊野神社等の社寺林や屋敷林は一定のまとまった緑の景観を呈しており、本市の特徴的な緑といえます。

近年では、身近な緑に対する市民の多様なニーズへの対応や、市民が安全・快適に緑に親しめるよう、市民との協働や民間の力の活用といったみんなで協力して緑を育てていくことが求められています。また、本市は道路や鉄道の交通網に恵まれた利便性の高いまちで、名古屋市のベッドタウンとして発展し続けており、都市空間として市民が憩える身近な緑や潤いのある魅力的な景観へのニーズや、都市における農地の活用、防災など安全・安心なまちづくりへの期待が高まっています。

北名古屋市総合計画では、目指すまちの姿として「健康快適都市 誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち」を掲げており、都市計画マスタープランでは「やすらぎや潤いのある都市空間の創出」を目指すまちの姿とし、都市づくりの考え方として「集約された都市のなかで、活力のある産業を育むとともに、都市と農の共存によるゆとりや潤いのある高質な都市づくり」を掲げています。

このため、緑の基本計画の基本理念としては、緑の有する機能がより発揮されるよう、本市の緑の骨格を形成する河川や幹線道路沿いの街路樹によるネットワークを形成することで、環境面や景観面で多様な機能をもつ農地や公園等の拠点となる緑をつなぎます。また、市民が身近に緑に親しむ機会を増やすため、農地等のオープンスペースの活用を検討するなど、まちの活性化につながる緑づくりを進めていきます。

これらを踏まえ、緑・農・人がつながり、楽しく快適に暮らせるまちの創出を目指し、緑の基本計画の基本理念を以下のように設定します。

#### 緑の基本計画のテーマ

緑・農・人がつながり  
楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市



## 5-2 計画の基本方針

本市の緑の目指すべき方向を基本方針として以下のように設定します。

### 基本方針1：緑を守り育み、緑のネットワークを形成します

河川や社寺林、幹線道路の街路樹、鉄道沿いの緑地などは、まちの骨格を形成するとともに、都市化が進む中で貴重な生物の生息空間であり、防災・減災機能も有しています。これらの緑の有する機能がより発揮されるよう、緑のネットワークを形成し、大切に保全・整備します。

また、本市が名古屋都市計画区域の一部であることを前提に周辺地域と連携を図ることで、広域的な緑地ネットワークを活用します。

防災・減災において、雨水流出抑制機能や、暑熱環境緩和機能等、近年の大規模災害にも対応するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります。

### 基本方針2：公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります

子どもたちから高齢者まで多くの世代が集まる憩いの場所となる身近な公園や広場などのまちの拠点となる緑をつくります（整備・運営）。こうした拠点的緑は災害時には避難場所としても機能します（活用）。

市民からの公園に関する多様なアイデアを受け入れ、既存や新しく整備する公園の利活用を図ります。

公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、行政と市民が協力して市街地の緑の質を高めることを目指し、緑や花と親しめる空間や仕組みを増やします。

また、民間活力導入により空き地等を活用した市民緑地等の整備やプレーパークの実施検討など、身近な緑の拠点づくりに取り組みます。

### 基本方針3：農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます

農地は、農作物の生産・供給の場、食育の場の提供だけでなく、景観向上・環境保全の機能、都市農業の振興など交流・憩いの機能、防災の機能を有しており、これらの多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます。

生産緑地地区については、生産緑地法等の改正をふまえ、オープンスペースとしての利活用の検討など都市と農地が共存する魅力あるまちづくりへの取り組みを進めます。また、市民が身近に農にふれあえる空間の充実（整備・活用・保全）に取り組みます。

## 5-3 緑の基本計画の目標水準

### 1. 計画フレーム

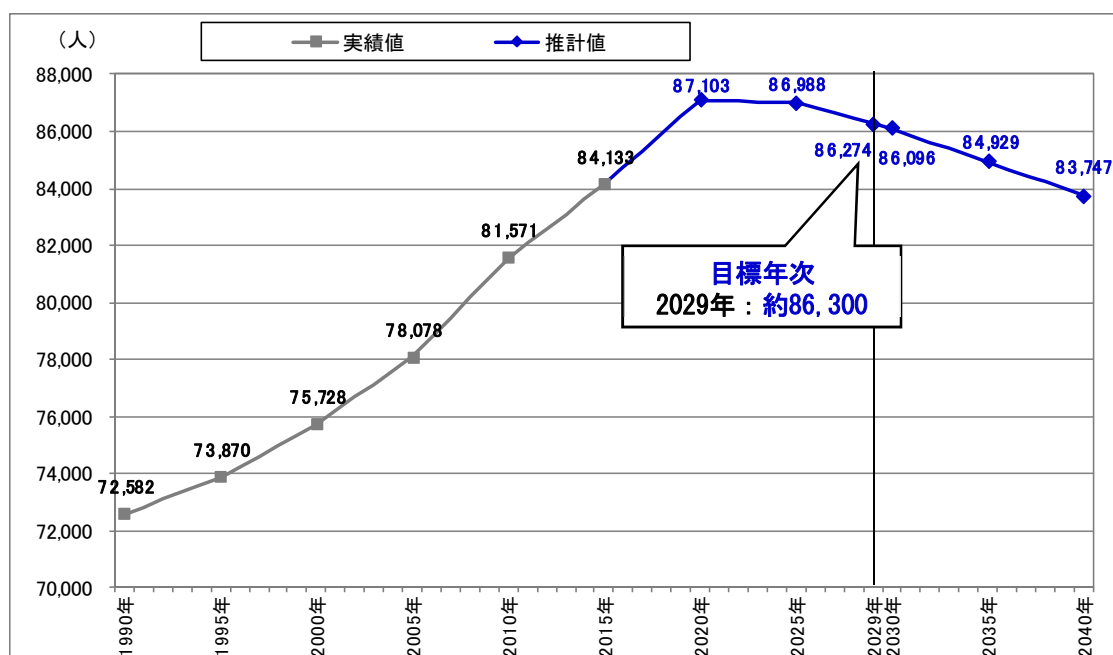
- 本計画策定の前提となる計画対象地域、人口の見通し、市街化区域等の規模について「北名古屋市都市計画マスタープラン」を基に整理します。

#### (1) 計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名称
北名古屋市全域 1,837ha	名古屋都市計画区域 1,837ha

#### (2) 人口の見通し

年次	現況 (2017年)	ピーク時 (2020年)	目標年次 (2029年)
人口	84,906人	87,103人	86,300人



資料：国勢調査（1990年～2015年）、第2次北名古屋市総合計画（2020年～2040年）  
 ※推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計データ及び最新の国勢調査（2015年）データをもとに、コーホート要因法により推計したものです。資料：都市計画マスタープラン、平成29年の人口は住民基本台帳（平成28年10月1日現在）

#### (3) 市街化区域の規模

年次	現況 (2017年度)	目標年次 (2029年度)
市街化区域面積	1,210ha	1,241ha

注：市街化区域面積は、都市計画マスタープランの拡大市街地の住居系面積増加分31haを加えたもの

## 2. 計画の目標水準

本計画における確保すべき目標水準を以下のように設定します。

### (1) 公園・広場の整備に関する目標

- 本市における公園・広場（都市公園+公共施設緑地）<sup>※1</sup>の整備量は、国が示している市街地における都市公園の住民一人当たりの標準「5㎡以上」（都市公園法施行令第1条の2）に対し不足していることから、今後も公園・広場の整備を着実に進めることを目指します。
- 本市においては、全域において都市公園の整備が必要である一方、児童遊園やスポーツ広場（公共施設緑地）が各地区に整備されていることから、それらの広場を含め計画の目標水準を設定します。目標年次<sup>※2</sup>の2029年度においては、緑の将来像図で示した交流拠点の緑を中心に多様な手法で公園・広場の整備を進め、一人当たりの公園・広場の確保目標を3.2㎡/人とします。
- 本市の都市公園面積は2017年度現在4.2haであり、目標年次には身近な公園の整備により6.0haを目指します。
- なお、本市からの公園利用圏域にある広域型公園である庄内緑地公園（名古屋市、都市公園面積47.39ha、本市中心部より約3kmの位置）を面積計上すると、市街地内における一人当たり公園面積は9.0㎡/人となります。

#### ■公園・広場の確保目標

項目	現況 2017年度	目標年次 2029年度
一人当たりの公園・広場面積の目標 (市街化区域内)	2.9㎡/人	3.2㎡/人
都市公園面積の目標	4.2ha	6.0ha

※1：（都市公園+公共施設緑地）→緑の基本計画ハンドブックでは「都市公園等」に該当する

※2：目標年次及び長期目標の年次設定は、北名古屋市都市計画マスタープランによる

### (2) 緑の保全、緑化推進に関する目標

- 緑の保全、緑化推進に関する目標として、市域全体に対して緑に覆われた面積量を示す緑被率を指標として設定します。現況において、緑被率は市街化区域で約11%、市街化調整区域で約50%、市域全体25%となっています。
- 一般に市街地では持続性のある緑地の割合としては、30%が望ましい緑の都市像（緑の政策大綱:平成6年、社会資本整備審議会：平成19年）である、とされています。本市は、市街地と周辺地が近接、連坦しており、市域全体での緑被率を目標として設定します。今後、公園・広場の整備や公共施設の緑化推進、生産緑地地区の拡充などにより市域全体での緑被率は、現況値の維持を図ることを目標とします。

■緑の保全、緑化推進に関する目標

項目	現況 2017年度	目標年次 2029年度	長期目標（参考） 2040年度
市域全域の緑被率	25%	25%	25%

- 本市の農地は名古屋市に隣接している状況にある都市において、農産物の生産機能だけではなく、都市環境の快適性向上や環境負荷軽減、潤いや憩い、防災機能を有しています。今後は、農地の多面的な活用により交流体験スペースとしても有効であり、都市に残された貴重な農地の保全が重要となってきます。このため、市街化区域内の農地について、生産緑地地区の維持や新規確保を目標とします。

■生産緑地地区の確保に関する目標

項目	現況 2017年度	目標年次 2029年度
生産緑地地区面積	19.3ha	20ha

(3) 緑に関する市民意識の目標

- 生活環境やスポーツ施設の充足度などの緑に関する市民意識調査（アンケート）の満足度向上を目指します。

■緑に関する市民意識調査 満足度の目標

項目	現況 2017年度	中間目標 2029年度
「農地や川など潤いがある」	15%	17%
「生活環境（上下水道、歩道、公園・街路樹・街路灯などの整備）がよい」	9%	15%
「図書館や公民館、スポーツ施設など公共施設が充実している」	18%	25%

注：現況は「第2次北名古屋市総合計画及び名古屋市との合併に関する市民意識調査結果（2017年2月）」

(4) 緑化活動に関する目標

- 環境美化に対する市民意識の高揚に向けた取り組み指標として、市が管理する道路や公園を市民等が里親となって美化活動を行うアダプトプログラムの登録団体数の増加を目指します（総合計画における目標指標と同一）。

■緑化活動に関する目標

項目	現況 2017年度	目標年次 2029年度	長期目標（参考） 2040年度
アダプトプログラム登録団体数	12団体	20団体	30団体



---

## 第6章 緑の施策

3つの基本方針を踏まえ、具体的な施策について次ページのように設定します。

■施策の体系

緑の将来像	基本方針	施策の方向	具体的な取組	対応番号
<b>緑・農・人がつながり 楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市</b>	<b>I 緑を守り育み、緑のネットワークを形成します</b> ■河川や社寺林、幹線道路の街路樹、鉄道沿いの緑地などは、まちの骨格を形成するとともに、都市化が進む中で貴重な生物の生息空間であり、防災・減災機能も有しています。これらの緑の有する機能がより発揮されるよう、緑のネットワークを形成し、大切に保全・整備します。 ■本市が名古屋都市計画区域の一部であることを前提に周辺地域と連携を図ることで、広域的な緑地ネットワークを活用します。 ■防災・減災において、雨水流出抑制機能や、暑熱環境緩和機能等、近年の大規模災害にも対応するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります。	1. 社寺林などの保全と緑のネットワーク形成	① 河川、街路樹、社寺林などの保全を図り、緑のネットワークを形成し、快適な歩行空間や、生物の生息空間として保全・活用を図ります。	課題(1)(2)(10)
		2. 周辺の地域と連携した緑地整備・活用	② 周辺の地域と連携した緑地整備・活用を図ります。	課題(3)
		3. 防災・減災に資するグリーンインフラの充実	③ 防災・減災に資するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります。	課題(7)
	<b>II 公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります</b> ■子どもたちから高齢者まで多くの世代が集まる憩いの場所となる身近な公園や広場などのまちの拠点となる緑をつくります（整備・運営）。こうした拠点的緑は災害時には避難場所としても機能します（活用）。 ■市民からの公園に関する多様なアイデアを受け入れ、既存や新しく整備する公園の利活用を図ります。 ■公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、行政と市民が協力して市街地の緑の質を高めることを目指し、緑や花と親しめる空間や仕組みを増やします。 ■また、民間活力導入により空き地等を活用した市民緑地等の整備やプレーパークの実施検討など、身近な緑の拠点づくりに取り組みます。	1. 新たな地域拠点となる身近な公園整備	① 新たな地域拠点となる身近な公園等を適正に配置・整備します。	課題(3)(4)
		2. 既存公園等の維持管理・運営の充実	② 既存公園等の維持管理・運営の充実を図ります。	課題(3)
		3. 市民意向を踏まえた公園整備	③ 市民からの公園に関する多様なアイデアを受け入れ、既存や新しく整備する公園の利活用を図ります。	課題(3)
		4. まちの顔となる公共公益施設の緑化推進	④ 主要駅周辺や市役所など公共公益施設は、まちの顔としての緑化を推進します。	課題(8)(9)
		5. 民間活力導入による身近な緑の拠点づくり	⑤ 民間活力導入による空き地等を活用した市民緑地の整備やプレーパークの実施検討など、身近な緑の拠点づくりに取り組みます。	課題(3)
		6. 市民協働により緑化推進	⑥ 公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、市民との協働により、みんなで緑を育くむ施策を推進します。	課題(8)
	<b>III 農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます</b> ■農地は、農作物の生産・供給の場、食育の場の提供だけでなく、景観向上・環境保全の機能、都市農業の振興など交流・憩いの機能、防災の機能を有しており、これらの多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます。 ■生産緑地地区については、生産緑地法等の改正をふまえ、オープンスペースとしての利活用の検討など都市と農地が共存する魅力あるまちづくりへの取り組みを進めます。また、市民が身近に農にふれあえる空間の充実（整備・活用・保全）に取り組みます。	1. 生産緑地により農のある景観を形成	① 生産緑地地区の指定条件の見直しを検討し、名古屋市近接都市にあって農と共存する快適でゆとりのある居住環境を形成します。	課題(6)
		2. 都市農業を取り込んだ空間の整備	② 食育の場の提供など農のもつ多面的な機能を総合的に体験できる、都市農業を取り込んだ空間の整備検討を進めます。	課題(5)
		3. 市民農園やレジャー農園の充実	③ 市民が身近に農とふれあう場として市民農園やレジャー農園の充実を図ります。	課題(5)
		4. 避難場所や遊水地として農地を活用	④ 災害時の避難場所や遊水地として農地を活用します。	課題(6)(7)
		5. 生態系維持機能の場として農地を活用	⑤ 大気や水環境の保全、生態系維持機能の場として農地を活用します。	課題(6)

## 6-1 緑を守り育み、緑のネットワークを形成します

緑を守り育み、緑のネットワークを形成するための具体的な取組を以下のように設定します。

### 【基本方針】

I 緑を守り育み、緑のネットワークを形成します

### 【具体的な取組】

①河川、街路樹、社寺林などの保全を図り、緑のネットワークを形成し、快適な歩行空間や、生物の生息空間として保全・活用を図ります

1. 市域を取り囲む河川や市内を流れる河川の緑化を推進
2. 河川空間の自然の保全と、散策ルートの整備を行い、親水性の向上を図る
3. 高田寺や白山社・松林寺など社寺林の保全
4. 特徴のある美しい並木道づくり
5. 鉄道高架側道の緑道づくり
6. アートエリアロード、鉄道沿い、鴨田川沿いなど、本市の中心市街地を周回するルートの緑化推進

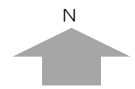
②周辺の地域と連携した緑地整備・活用を図ります

③防災・減災に資するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります

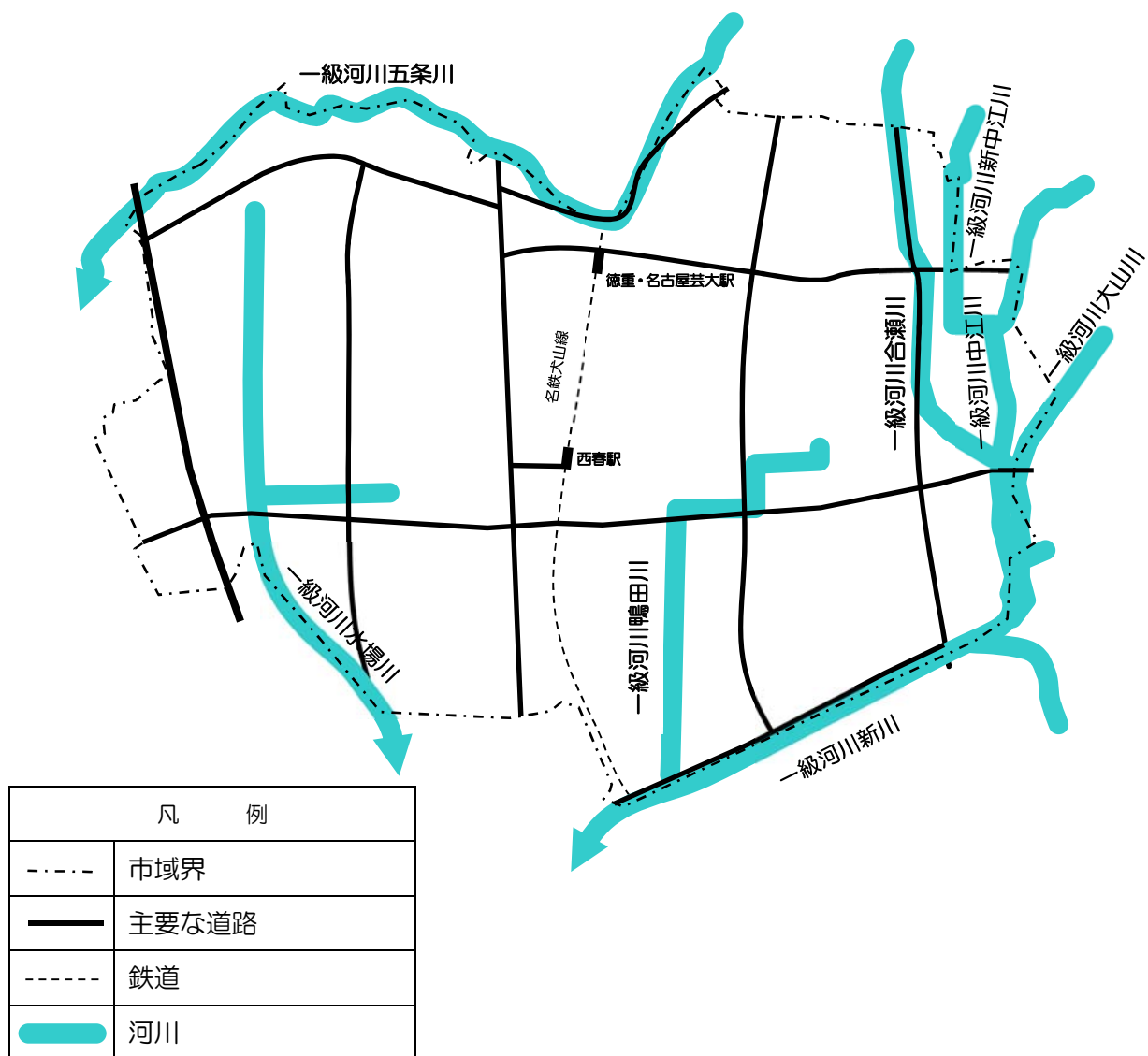
I—① 河川、街路樹、社寺林などの保全を図り、緑のネットワークを形成し、快適な歩行空間や、生物の生息空間として保全・活用を図ります

I—①—1 市域を取り囲む河川や市内を流れる河川の緑化を推進

- ・五条川や合瀬川など市域外周を流れる河川や鴨田川などの市内を流れる河川のネットワークの緑化を図り、親水空間づくりや水辺の散策路整備を行います。
- ・水辺の散策路整備では、地域で見られる生き物などを示す情報提供を行います。また、沿川の農地を活用し、菜の花やレンゲなどの草花（景観作物）を植栽した田んぼアートづくりなどを進めます。また、水辺はビオトープ（生物生息空間）としての整備を行うことにより、周囲の農地との連続性を確保していきます。



■河川沿いの緑化



---

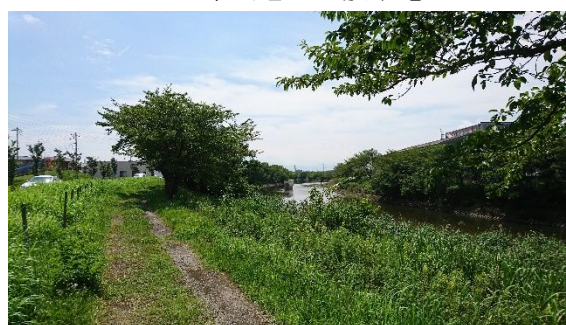
## I—①—2 河川空間の自然を保全と散策ルートの整備を行い、親水性の向上を図る

- 五条川や合瀬川などの河川は、本市を形づくる緑地であると同時に、風の道となり上流や下流の市街地に向かって冷涼な風を送り届け、快適な都市環境に資する緑地となっています。また、桜並木や親水施設などがあり、市民の愛着が深いことから今後も積極的に保全を図ります。
- 河川空間は、今後も親水施設整備や散策ルートの整備を進め、レクリエーション機能をさらに高めるよう努めます。

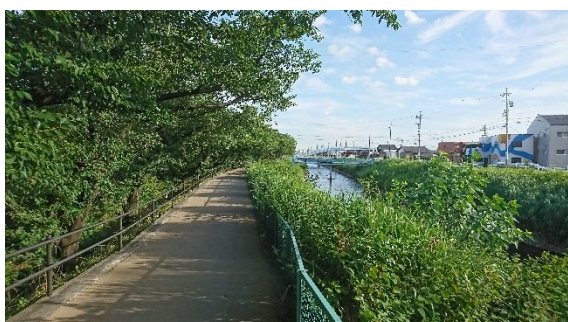
■五条川沿いの休憩スポット（迎島公園）



■五条川沿いの散策路



■合瀬川沿いの散策路（回想の道）



■新日本歩く道紀行 文化の道 100選認定（回想の道）



■鴨田川の散策路（北方向）



## I—①—3 高田寺や白山社・松林寺など社寺林の保全

- 高田寺や白山社・松林寺などの歴史性のある社寺林は、本市の歴史や自然を伝える緑地として重要であることから保全します。樹林地の少ない本市にとっては、まとまりのある緑地として貴重であり、野鳥や昆虫の生息場所や移動の中継点ともなるため保全します。

■高田寺の社寺林



■白山社の社寺林



■松林寺の社寺林



■熊野神社の社寺林



- これらの社寺林は古くから地域に根付いており、現在も地域の生活と関わりがあり永続的な緑地として存続すると考えられますが、適正な維持管理や緑地としての担保性の強化という点から、以下の手法による保全を進めていくことも検討します。推進にあたっては、都市計画決定に伴う関係機関との調整や地権者、地域等の合意形成が必要となります。

■社寺林の保全に関する制度-1

制度名	関係法令	概要	指定要件
特別緑地保全地区制度	都市緑地法	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地として適切な位置、規模及び携帯を有する緑地</li> <li>神社、寺院等伝統的、文化的意義を有する緑地</li> <li>風致又は景観が優れている緑地、動植物の生息地として適正な保全が必要な緑地</li> </ul>

■社寺林の保全に関する制度-2

制度名	関係法令	概要	指定要件
市民緑地制度	都市緑地法	・地権者と市が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度	・都市計画区域内 300m <sup>2</sup> 以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物 ・契約期間 5 年以上
市民緑地認定制度	都市緑地法	・民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理するものが、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受けて一定期間市民緑地を整備・利活用する制度	・緑化重点地区内 ・設置期間 5 年 ・設置管理主体 民間(団体 NPO 法人、住民団体、企業等) ・緑化率 20%以上

I—①—4 特徴のある美しい並木道づくり

- ・都市計画道路の新規整備にあわせ、西春駅東線のケヤキ並木のような街路樹植栽を進めます。植栽する樹種は、沿道住民の要望等をふまえて愛される道路景観づくりを目指します。
- ・市域を縦横に通過する都市計画道路については、道路の整備にあわせて積極的に街路樹植栽を行い、線的な緑から網目状に緑が広がるようにします。
- ・緑のネットワークを形成する街路樹の適切な維持管理を図ります。

■（都）西春駅東線のケヤキ並木



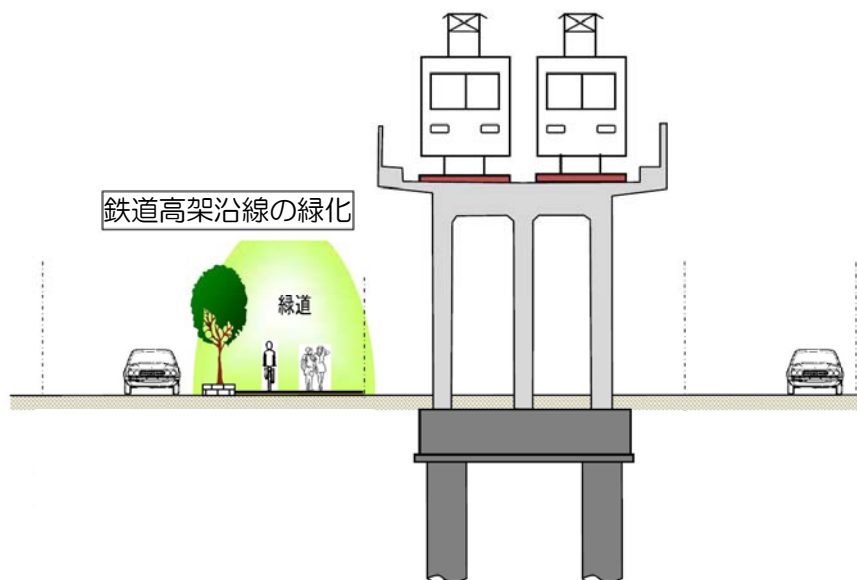
■（都）西春駅東線



## I—①—5 鉄道高架側道の緑化推進

- 西春駅周辺から徳重・名古屋芸大駅周辺における鉄道高架化が計画されており、段階的な高架化に伴う仮線用地を歩行者・自転車が安全で快適に通行できる緑が豊かな歩行空間として整備し、市街地に憩いとうるおいをもたらす空間づくりを推進します。

### ■ 鉄道高架沿線の緑化推進



図：北名古屋市鉄道周辺まちづくり構想（平成 25 年 2 月）をもとに作成

### ■ 鉄道高架沿線の緑化事例



春日井市、JR 中央本線勝川駅付近



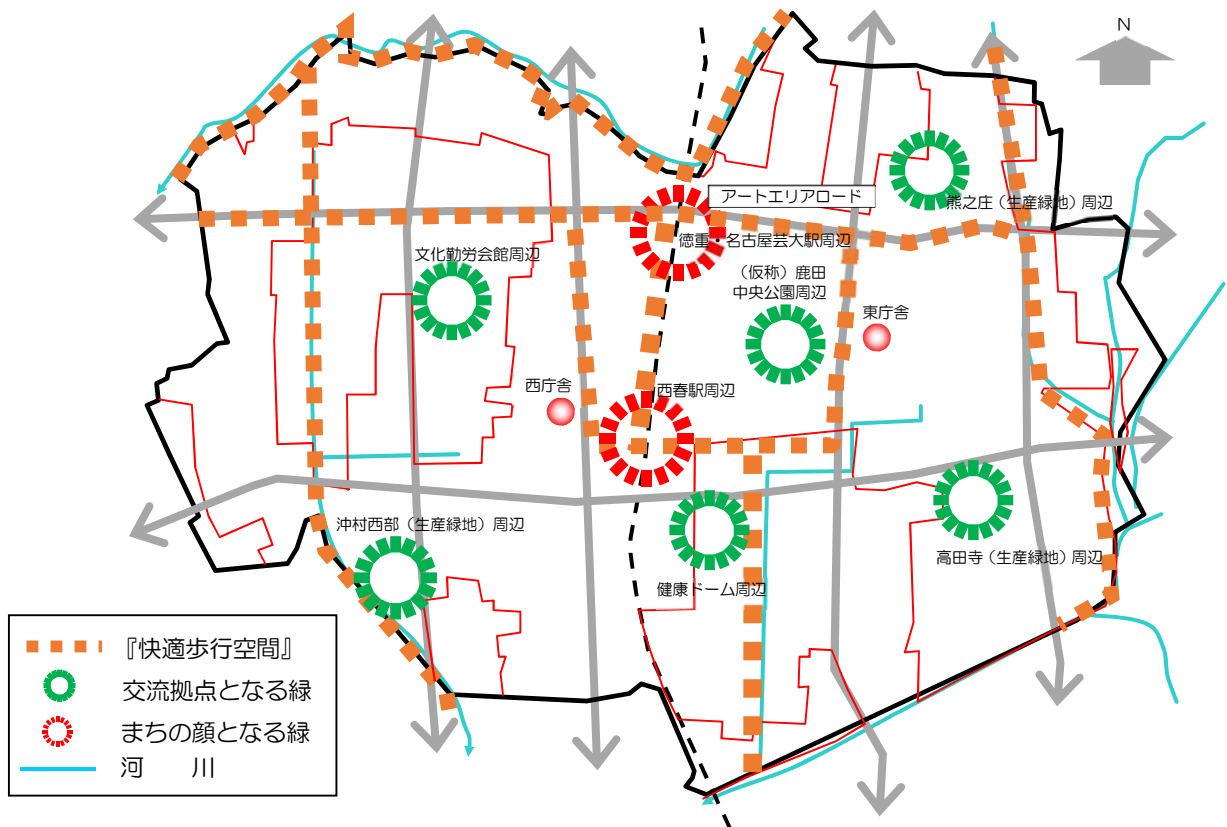
豊田市、名鉄三河線沿い緑陰歩道



I—①—6 アートエリアロード、鉄道沿い、鴨田川沿いなど、本市の中心市街地を周回するルートの緑化推進

- 歩行者の回遊性を高めるため、鉄道高架の側道の緑化のほか、文化勤労会館やアートエリアロードなどを経由するルートについての緑化を推進します。本市が有する多様な文化資源やモニュメントに彩りや風格を与える街路樹植栽やプランター等による緑化を推進し、緑豊かな散策路づくりを行います。ここでは周辺の文化財やアート作品等の案内や散策ルートなどを示す情報提供を行うとともに、地域のイベントや祭り、作品展などの情報を地域住民自らが発信できるようにし、既存施設とのネットワーク化を図っていきます。
- また、五条川、合瀬川、水場川などでは水辺に親しめる心地よい歩行空間を創出するため、遊歩道を整備します。特に合瀬川は小牧山につながる広域的な遊歩道を整備します。

■『快適歩行空間』（緑化を推進するルート）



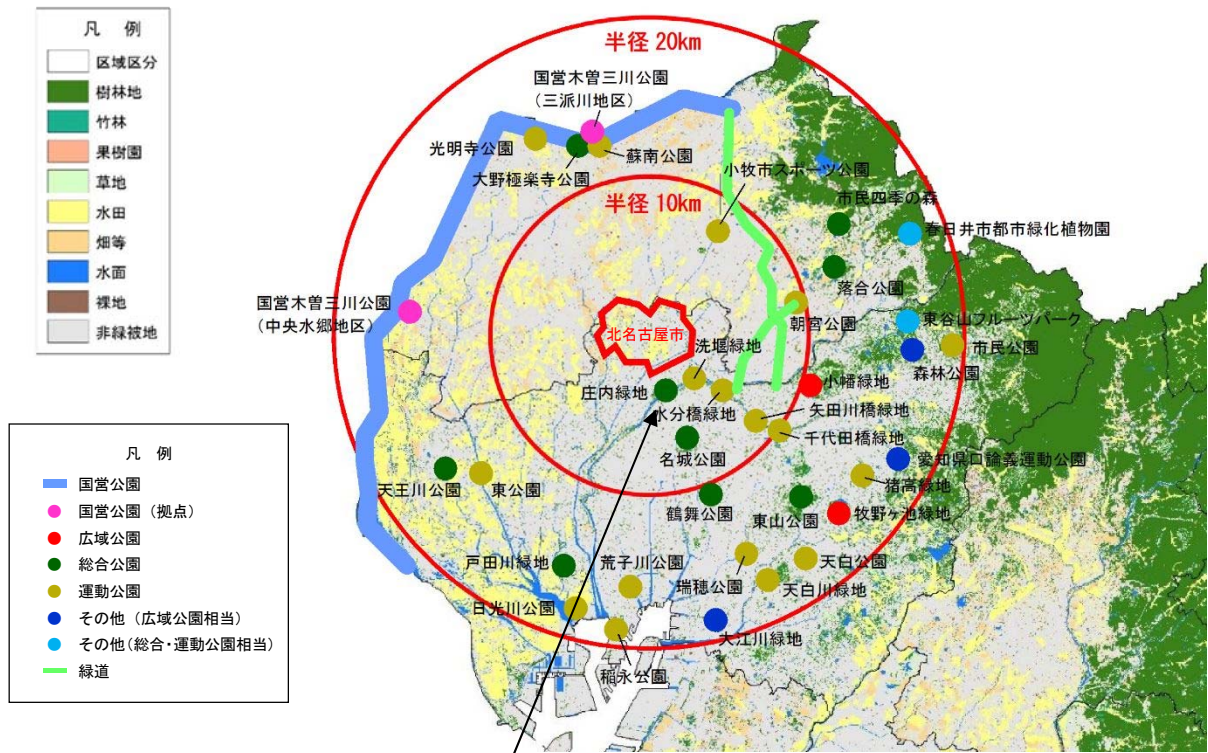
■沿道の緑と一体となったアートエリアロードの街路樹



I—② 周辺の地域と連携した緑地整備・活用を図ります

- ・本市は名古屋市に隣接しており、本市中心部から約 5 km（総合公園クラスの約 80%誘致圏は約 10 km、広域公園の約 70%誘致圏は約 20 km）に総合公園である「庄内緑地公園（名古屋市）」があり、これらと連携し、広域型公園利用機能需要への対応を図ります。また、五条川や合瀬川散策路などによる歩行者系ネットワークの整備推進を図ります。

■北名古屋市周辺の広域的な緑地の分布状況



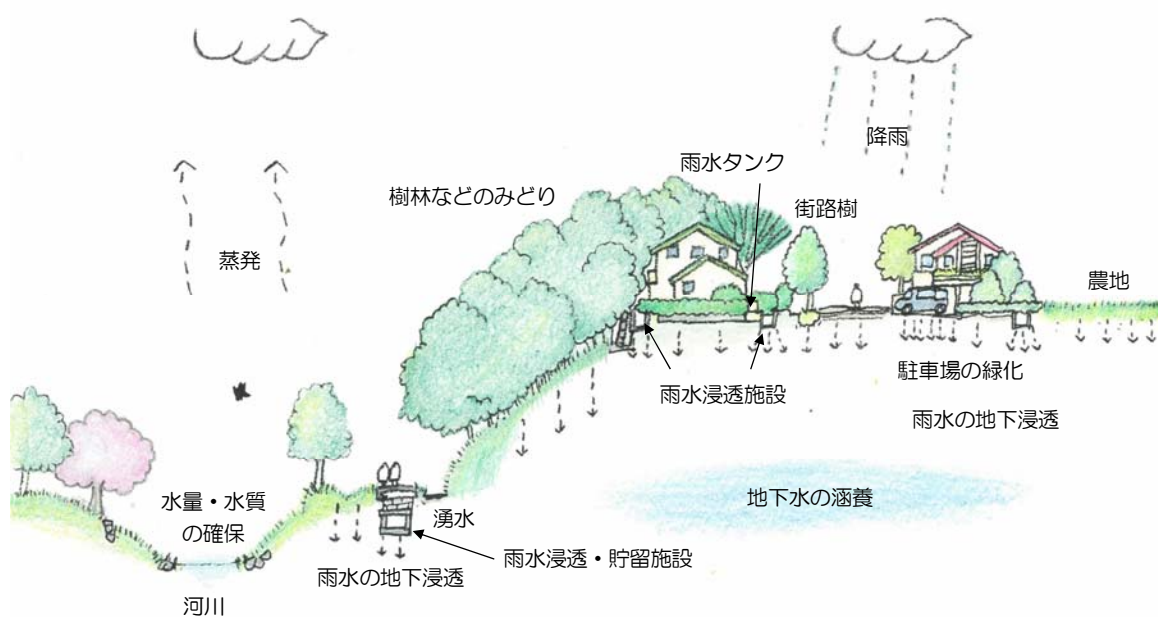
図：愛知県広域緑地計画（名古屋地域、尾張地域）をベースに作成

資料：庄内緑地ホームページ

### I—③ 防災・減災に資するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります

- 近年の異常気象により、ゲリラ豪雨が多発し中小河川の水害が発生する危険性が高まっています。緑化や農地の持つ防災機能（グリーンインフラ機能）の活用による自然面の保全・確保や、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大などにより、都市型水害への対策の取り組み強化を図ります。

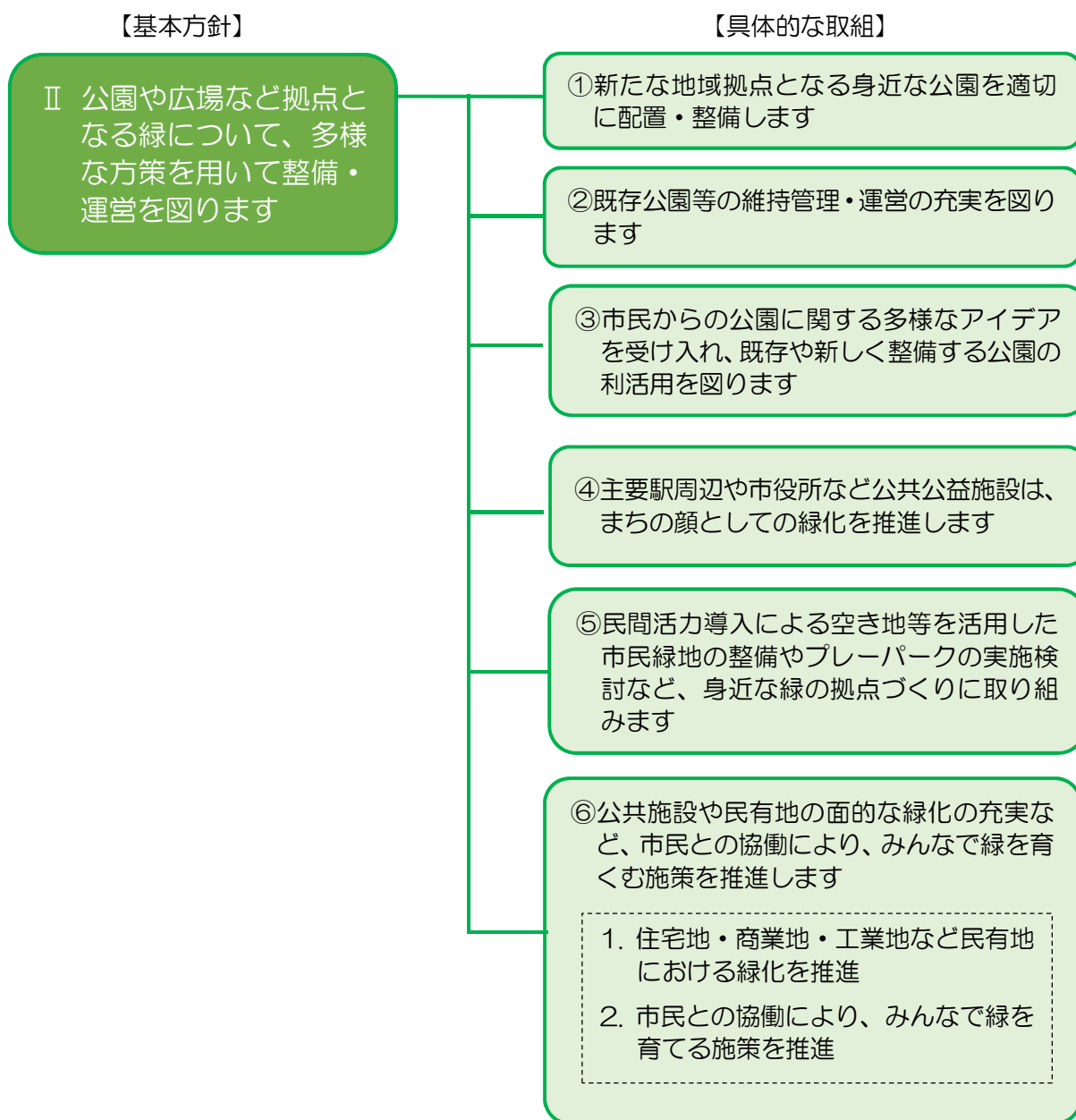
#### ■グリーンインフラ機能を活用した都市型水害対策のイメージ



資料：防災系統緑地の計画手法に関する技術資料、国土交通省

## 6-2 公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります

公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図るための具体的な取組を設定します。



## Ⅱ—① 新たな地域拠点となる身近な公園を適切に配置・整備します

### 【交流拠点となる緑の整備】

- ・市民全体の交流拠点となる緑を、周辺施設との連携の可能性や地域バランスを考慮して5箇所配置することを検討します。交流拠点となる緑は、「文化・アート」「健康・スポーツ」「防災」「環境・エコロジー」「農業体験・地域交流」をキーワードに性格付けを行い、それぞれ特徴的な公園整備を推進します。

### ■交流拠点となる公園緑地の整備



#### <文化・アート>

文化勤労会館・文化の森に隣接するエリアでは、名古屋芸術大学と連携した文化・アートをテーマとした公園の整備を推進します。



#### <環境・エコロジー>

(仮称)鹿田中央周辺エリアおよび高田寺周辺エリアは、緑のうらおいを感じられる身近な公園づくりを推進します。

#### <健康・スポーツ><防災>

健康ドームに隣接するエリアでは、一次避難地として利用できる防災機能と日常的な運動や健康づくりの機能を有する広場の整備を推進します。

#### <農業体験・地域交流>

健康ドーム周辺のエリアは、幅広い世代を対象に、農業体験を通じた地域交流や生きがいの場を提供するものとします。



### 【身近な公園の配置・整備】

- ・本市の都市公園は、土地区画整理事業地を中心に整備されており、市全域では公園緑地の整備箇所が十分な状況にあるとはいえないため、小学校区ごとに特色のある身近な都市公園を配置・整備し、魅力あるまちづくりを推進します。
- ・新たに創出する都市公園は、従来のような一律的な内容の整備ではなく、それぞれの場所に合った個性のある施設整備を行います。
- ・都市公園の整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災、防犯、子育て支援、健康づくり、自然エネルギーの活用などさまざまな視点を勘案し、誰もが安全安心に利用できる公園づくりを目指します。
- ・目標年度における公園の具体配置、整備量については第8章で示します。

## Ⅱ一② 既存公園等の維持管理・運営の充実を図ります

公園に対する市民の多様なニーズに対応し、市民が安全・快適に公園を利用できるよう、限られた人手や財源の中で効率的かつ効果的に公園の管理運営を進めていくため、以下の方針を設定します。

### 1) 都市公園における維持管理の仕組みづくり

- ・既存の都市公園や緑地については、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的な施設の長寿命化対策を講じ、安全・安心な公園の維持管理を進めます。

### 2) 協働による都市公園の管理運営

- ・公園を利用する市民と協力し、公園の安全性、快適性及び魅力の向上を図る取組を行い、公園の質の向上を図ります。また、民間事業者による公園の管理運営の導入を検討します。
- ・公園等では、地域の身近な憩いの場を安全で安心な状態に保つように、作業範囲を決め、維持管理組織と管理契約を結び、除草、清掃作業を行っている地域があります。他の公園でも、このような地域の組織との協働による公園の日常的な管理の仕組みの展開を図っていきます。また、既存活動団体が存在する場合は、その活用や発展を支援します。

### 3) 指定管理者制度による都市公園の管理運営

- ・今後は市民との協働や指定管理者制度を活用した多様な主体による管理への移行を推進します。

#### ■北名古屋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例【趣旨】

- ・この条例は、地方自治法により、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとします。
- ・指定管理者の募集、選定方法、選定結果の通知、指定管理者の指定などを定めています。

- ・新たに整備する一定面積以上の公園等については、指定管理者制度や設置管理許可制度等の管理運営手法の活用を検討します。

### 4) 都市公園の再整備・施設更新

- ・公園開設からの経過年数などにより優先順位をつけ、市民ニーズに合った公園の再整備、施設更新を行います。
- ・公園施設のバリアフリー化や防災機能の強化を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

---

## Ⅱ―③ 市民からの公園に関する多様なアイデアを受け入れ、既存や新しく整備する公園の利活用を図ります

既存公園の再整備や新しい公園整備にあたっては、公園の利用者である市民の率直な意見を取り入れるためワークショップ形式による計画づくりなど、市民との連携を強めます。

### 1) 市民ワークショップによる新たな公園の基本構想作成（事例）

- 既存公園の再整備や新しい公園整備にあたっては、市民ワークショップなどにより多様なアイデアを受け入れていく工夫を行っていきます。

#### ■市民ワークショップによる新たな公園づくり（迎島公園）



## Ⅱ—④主要駅周辺や市役所など公共公益施設は、まちの顔としての緑化を推進します

### 【まちの顔となる主要駅周辺の緑化推進】

- ・西春駅周辺および徳重・名古屋芸大駅周辺は、鉄道による来訪者が初めて目にする本市の玄関口であることから、まちの顔となるよう景観整備・緑化を進めます。
- ・本市には名古屋芸術大学のキャンパスがあることから、今後も、このアートを活かしたまちづくりを推進します。例えば、作品を展示できるような屋外スペースを提供し、アート作品とまちかどの小広場や街路沿いの植栽整備が一体となった良好な景観が市内各所にあるまちづくりを進めます。

### ■西春駅西口駅前広場



### ■まちづくり構想図

まちの将来目標及び都市の基本的構成を踏まえ、検討対象地区のまちづくり基本構想図を以下のとおり設定する。

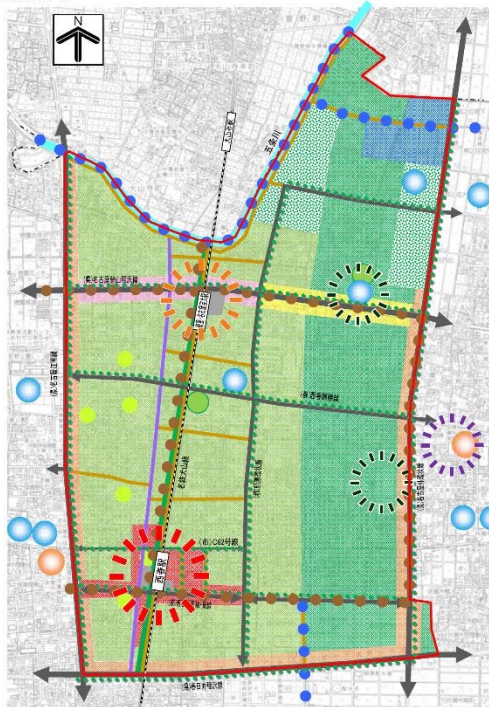


図 4-3-1 まちづくり基本構想図

#### まちづくり基本構想のポイント

##### ■西春駅周辺（都心核）

- ・鉄道の高架化により、(都)西春駅西線と(都)西春駅東線を接続するとともに、東側の(県)名古屋外環状線まで延伸を図り、駅周辺に商業・業務機他の集積をより一層図る。
- ・(市)C62号線を拡幅整備するとともに、必要な市街地整備を推進する。
- ・西春駅の東西に駅前広場を配置し、東西を通路により連絡する。

##### ■徳重・名古屋芸大駅周辺（副都心核）

- ・名古屋芸術大学東キャンパスを文化・芸術の交流核に位置づける。
- ・鉄道の高架化により、(県)名古屋豊山稲沢線を平面で整備する。沿道では、学生や駅利用者などでのぎわう、商業と住宅が融合した土地利用を促進する。
- ・市街地整備により、駅前広場、交流拠点などの駅周辺の整備を推進する。
- ・市民や名古屋芸術大学などとの連携による文化の回廊、駅前の景観形成を推進する。

##### ■鉄道沿線・その他

- ・西春駅周辺から徳重・名古屋芸大駅周辺における鉄道の高架化を推進する。また、鉄道の高架下空間の有効活用を図る。
- ・鉄道高架の側道整備に併せて、都心環境軸となる緑道を整備し、文化の回廊を形成する。
- ・岩倉街道を歴史街道と位置付け、鉄道の高架化による側道整備と周辺道路などの再構築により、歩行空間や水と緑のネットワークを形成する。

凡 例	
	都心核
	副都心核
	交流核
	歴史核
	文化の回廊
	水辺の回廊
	商業地
	沿道利用地
	沿道複合利用地
	工業地
	一般住宅地
	中高層住宅地
	低層住宅地
	農地
	都市幹線道路
	地区幹線道路
	補助幹線道路
	主要な歩行者動線
	歴史街道（岩倉街道）
	駅前広場
	地域の交流拠点となる公園
	その他の都市公園
	緑道
	街路樹
	市役所
	学校
	検討対象地区

資料：北名古屋市鉄道まちづくり構想



## 【公共公益施設の緑化推進】

- 行政が緑化の先導的な役割を果たすため、北名古屋市役所の東・西庁舎をはじめとする公共公益施設の緑化に努めます。屋上緑化や壁面緑化などの特殊緑化のほかに、花壇や緑のカーテンなど家庭でも取り入れやすい緑化手法を実践し、市民が公共公益施設を訪れた際に見ることができるよう緑化手法紹介も行っていきます。緑化にあたっては、二酸化炭素吸収や蒸散機能の高い樹木を選定し、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。また、裸地となっている公共スペースの緑化を検討します。
- 小中学校は、災害時の避難場所としての機能を持つ施設であり、積極的な緑化により防災機能を向上します。また、緑の中継点としての機能や児童の環境学習の場として機能するよう校舎のエコアップを図ります。
- 西春中学校は、エコ改修を実施していることから、本市のエコロジー・環境のモデルとなり、他の小中学校へ普及していくとともに、本市のエコロジー・環境に関する情報提供拠点としていきます。

■公共施設の緑化推進（北名古屋市西庁舎）



■公共施設の緑化推進（北名古屋市東庁舎）



■公益施設の緑化推進（北名古屋市東図書館）



■小中学校の緑化推進（北名古屋市鴨田小学校）

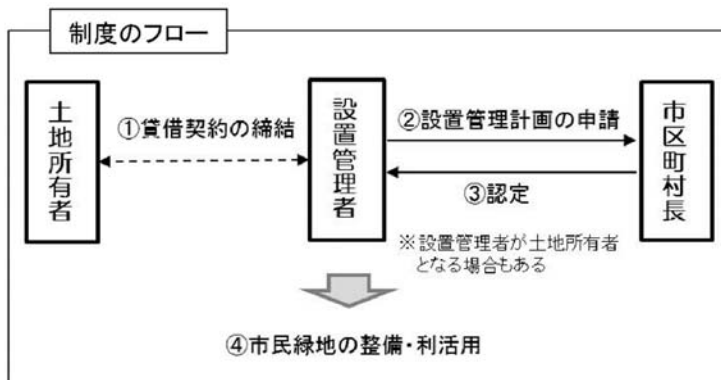


## Ⅱ—⑤ 民間活力導入による空き地等を活用した市民緑地の整備やプレーパークの実施検討など、身近な緑の拠点づくりに取り組みます

### (1) 市民緑地

- 市民緑地認定制度は、市町村長により認定を受けた設置管理計画に基づき、民間主体が広場等を「市民緑地」として設置・管理する制度です。民間主体による緑の保全・創出及び空き地の有効活用等の取り組みを推進します。
- 市民緑地は、都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となります。管理期間は5年以上で、敷地面積に対して20%以上の緑化が必要となります。

■市民緑地認定制度のフロー



■市民緑地のイメージ



### (2) プレーパーク

- 子どもたちが自分の好奇心を追求し創意工夫を重ねながら、自由にのびのびと遊べる冒険遊び場を「プレーパーク」と言います。プレーパークでは、子どもの遊びをサポートしたり、相談にのったりするプレーリーダーとともに、子どもたちの自主性を育てる遊び場づくりを目指しています。
- 子どもたちが自然に親しみながら、自主性や創造力を育くむことができる取り組みであり、全国の約220箇所で実施されています。本市においても、「プレーパーク」の実施を検討しており、先進事例の視察や候補地の検討などを行っています。

### 【プレーパークとは】

- 子どもが「遊び」をつくる遊び場である。
- そこでは落ち葉や泥や自然の素材を使って、遊び場にあるスコップや金づちなどを使用して、自分の「やってみたいと思うこと」を実現していく。
- 様々な遊びが展開されていくため、変化し続ける遊び場ともいえる。
- 「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、禁止するのではなく、一緒に考えてやってみることで、のびのびと思いきり遊べることができるプレーパークは、子どもが生きる力を育むことを支えている。

### ＜プレーパークの運営のために必要なこと＞

- ①住民によって運営すること
- ②住民と行政のパートナーシップを築くこと
- ③専門職のプレーリーダーがいること

### ■プレーパークの様子（愛知県内の事例）



三好丘緑地



天白公園

資料：特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会ホームページ

## Ⅱ—⑥ 公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、市民との協働により、みんなで緑を育くむ施策を推進します

### Ⅱ—⑥—1 住宅地・商業地・工業地など民有地における緑化を推進します

#### 【住宅地】

- 既存の住宅地では、家庭での緑づくりを進めるため、庭木や生垣に適した樹種の紹介や手入れの方法などを紹介する情報発信を行います。ブロック塀を生垣化することによって、緑の壁を形成するとともに防災力がアップすることを紹介していきます。



#### 【商工業施設】

- 駅前などの商店街ではフラワーポットや植木鉢などを商店の看板とともに設置することを啓発します。
- 沿道型の商業施設では、街路樹整備や歩道の清掃活動への協力を呼びかけるとともに、店先や駐車場等のスペースへの緑化を推進します。

### Ⅱ—⑥—2 市民との協働により、みんなで緑を育てる施策を推進します

#### (1) 緑の活動への助成

緑豊かなまちづくりと良好な生活環境の保全および改善を目的に、社会的に意義が認められる緑化について、経済的、技術的に助成を行うなどの支援体制の充実を図ります。

#### 【北名古屋市都市緑化推進事業補助金制度】

本市では、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業として、市民、事業者等が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、民有地の緑化を推進することを目的としています。

## ■北名古屋市都市緑化推進事業補助金交付要綱

### ●要件

- ・緑化対象面積の合計が80平方メートル以上の緑化工事
- ・生垣の場合は、延長50メートル以上の緑化工事
- ・以下の条件を満たすもの

### ●条件（以下のいずれかのひとつ）

- 1.道路から眺望できること
- 2.不特定の人が立ち入って見ることができること
- 3.管理者の了承のもと見ることができるなど公開性があること

### ●条件（生垣設置事業の場合は以下のすべて）

- 1.植栽の延長がすべて公道又は隣地境界に面していること
- 2.樹木の植栽が1メートルにつき2本以上であること
- 3.樹木の高さが宅地から60センチメートル以上であること

### ●対象経費

- ・屋上・壁面・空地・駐車場の緑化工事費用のうち、植栽・植栽基盤・かん水施設・園路整備に係る費用および生垣設置に係る工事費用です。ただし、植栽は、植栽した固体の生育期間が2年を見込めないものを除きます。



注：平成30年時点

## <自治推進事業補助金>

- ・本市では、市民自身による積極的な市民活動の展開を促すとともに、コミュニティ相互の連携による自助・共助の強化を進め、地域における身近な課題を地域の住民の力で解決することを目的として、自治会が設置されています。
- ・自治会の緑に関する活動に対して、活動推進補助の利用が可能です。

## ■北名古屋市自治推進事業補助金交付要綱

### ■目的

- ・自治推進事業に対して事業費の一部を補助することにより、地域住民のコミュニケーションづくりや明るく住みよい地域づくりに寄与し、住民の必要に応じて、親睦、相互扶助、共通課題の協同解決等を行い、安定した自治会運営を目的とする。

### ■補助対象

- ・自治会が行う次の事業が補助の対象となる。
- 1.コミュニティ推進費
  - 2.会議、懇談会等の運営、管理費
  - 3.町内会、各種団体等の育成、助成費
  - 4.自治会集会施設の維持管理費
  - 5.その他自治推進費に関する経費

注：平成30年時点

## (2) 緑のボランティアの育成

本市では、公共の場所の環境美化および保全のための「アダプトプログラム」が導入されています。活動団体は現在 12 団体（個人・企業含む）で、道路の清掃や公園（鹿田第一公園など）で活動が行われています。市からは活動のためのゴミ袋を提供しています。

### ■北名古屋市公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱の抜粋【目的】

- ・市が管理する道路、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）を市民等が公共施設の里親となって美化活動等を行うアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

## (3) 緑の顕彰制度の充実

まちの緑化や花のある美しいまちづくりに功績のあった、市民や学校、企業などの団体に対する顕彰制度の充実を図ります。また、広報やパンフレットなどで、優秀事例などを紹介することにより、市民の緑化に対する意識の向上及びまちの緑化推進を図ります。

### ■緑のカーテンコンテスト（参加案内文）

- ・省エネを推進しながら、暑い夏を涼しく快適に過ごすため、日当たりのよい窓辺にゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を植栽し、緑のカーテンを作ってみませんか！
- ・コンテストに参加し、実施報告書を提出していただける方に、ゴーヤやアサガオの苗を 1 世帯 4 株、先着 80 世帯に無料で配布します。

### ■緑のカーテンコンテスト受賞者（北名古屋市 HP）



## (4) 緑のイベント、環境教育、情報発信の推進

緑に対する啓発普及活動の活性化は、各種の緑化施策への理解・参加のきっかけをつくるという意味で重要な要素となります。親子で参加できるイベントや名古屋芸術大学など地域の学校などと連携した若者主体のプロジェクトなど、未来を担う若者の参加を図り、緑のイベントや環境教育の推進に努めます。

---

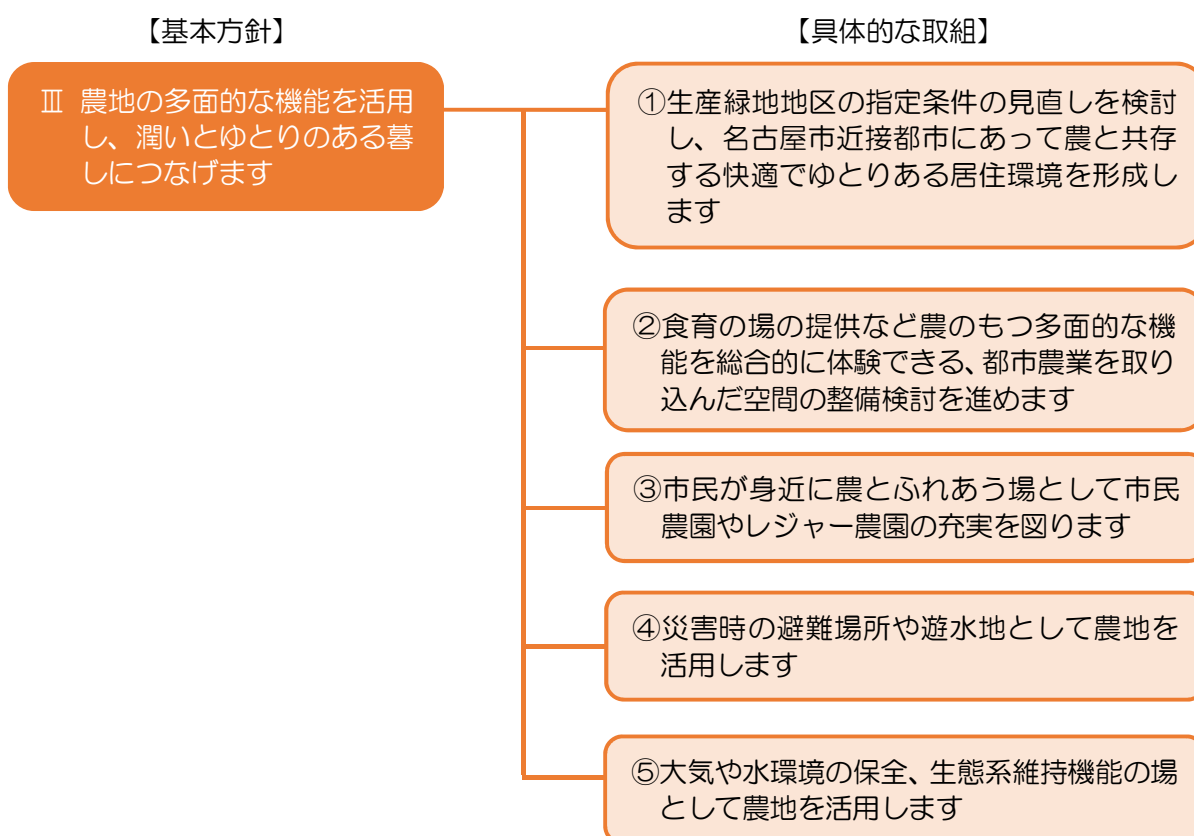
また、公園の紹介やイベント情報のほか、四季の花の開花情報などを発信し、公園の利活用を促進するとともに、多くの市民に緑に対する関心を深めてもらい、緑化推進および緑に対する意識の向上に努めます。

■植樹イベントの開催



## 6-3 農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます

農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげるための具体的な取組を設定します。



### Ⅲ-① 生産緑地地区の指定条件の見直しを検討し、名古屋市近接都市にあって農と共存する快適でゆとりのある居住環境を形成します。

- ・市街地内農地は、緑豊かな住環境を形成するだけでなく、災害時の一時的な避難場所や延焼防止、交流・体験空間としての活用など、暮らしに必要なオープンスペースとして捉え、大都市近接にあって農と共存する快適でゆとりのある居住環境を形成します。
- ・市街地内の生産緑地地区は、オープンスペースの少ない市街地内において貴重な存在であることから保全を図ります。また、生産緑地法の改正にあわせた運用の見直しや建築規制の緩和などを検討し、身近な空間での農のある風景を形成します。
- ・市街化調整区域の農地は、食料生産基盤であると同時に、良好な田園景観を形成しているほか、生き物の生息場所となっているなどさまざまな機能を果たす緑地であることから、保全



を図ります。

- 農地を利用し維持していくためには、後継者不足などの問題があることから、農地の集積や市民農園等の整備など柔軟な対応を図り、農地の活用を推進していきます。

#### ■田植えをする子どもたち



### Ⅲ一② 食育の場の提供など農のもつ多面的な機能を総合的に体験できる、都市農業を取り込んだ空間の整備検討を進めます

都市計画マスタープランでは、重点的都市づくり施策の1つとして「農地の多面的な機能を活用した都市づくり」を以下のように設定しています。また、都市づくり施策図で拠点となる都市農業の振興を農地活用の施策として挙げています。

#### I 身近な農地とともに暮らすまち

→利便性の高い都市的な暮らしのなかに、多面的な機能をもつ農地が身近に存在し、都市と農地が共存した魅力的な居住環境があるまちを目指します。

#### II 都市農業で活力を生むまち

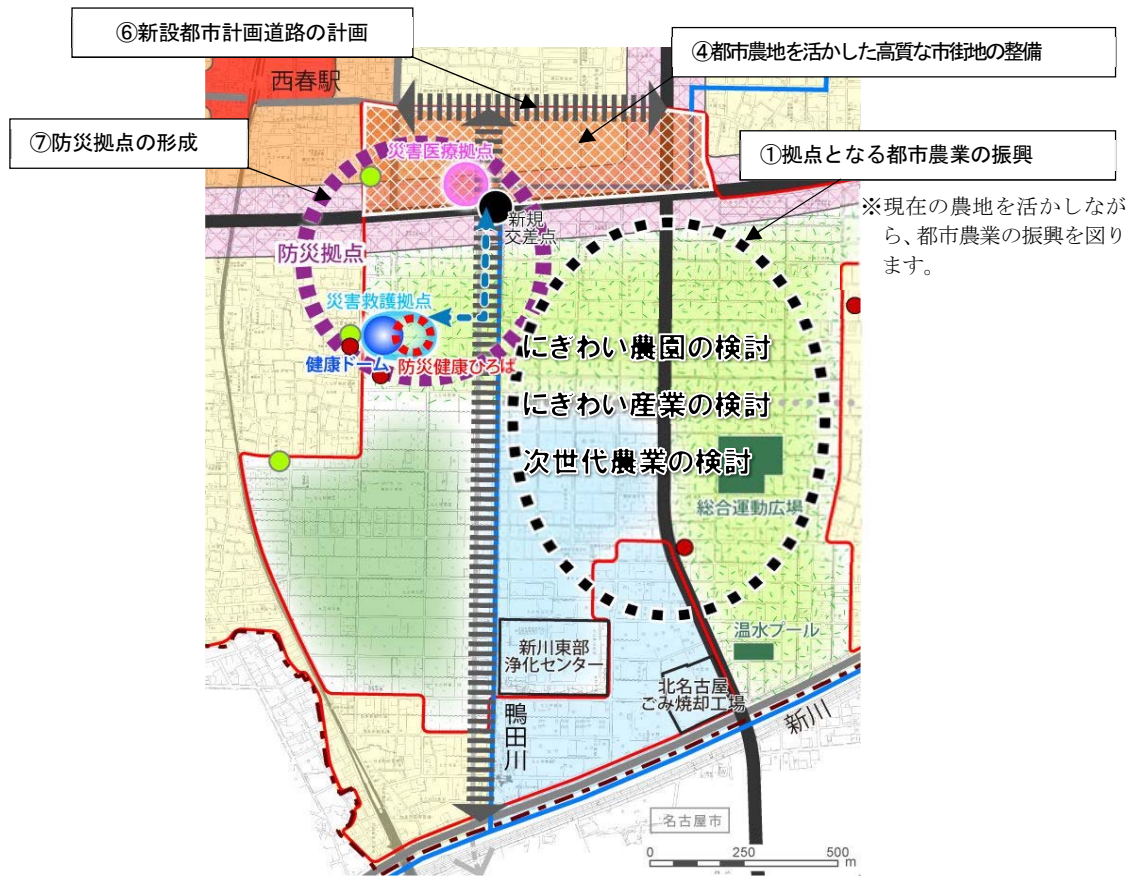
→都市農地を多面的に活用し、地域の交流の場としての利用を検討しながら、市内外の人も巻き込んで、農作物を通じて本市の活力を生み出すまちを目指します。

#### III 農を活かした新たな産業を生み出すまち

→これからの本市の農業のあり方を牽引するような影響力のある都市農業の振興により、農業のみならず、農業を活かした新しく魅力的な産業も生み出すまちを目指します。

- 活用を推進する農地の活用方策として、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、野菜栽培や収穫体験などの都市農業を通じた交流や生きがいつくりの場（にぎわい農園）を提供する空間の整備を検討します。

■都市づくり施策図（健康ドーム周辺）



※現在の農地を活かしなが  
ら、都市農業の振興を図り  
ます。

凡 例			
	住居系市街地の形成		福祉施設
	新設都市計画道路の計画		スポーツ施設
	防災アクセスルートの多重化		駅そば利便住宅地
	市街化区域		まちなか快適住宅地
	行政界		沿道系市街地
	都市幹線道路		商業系市街地
	地区幹線道路		産業系市街地
	計画路線		保全する農地
	構想路線		活用を推進する農地
	河川		

資料：北名古屋市第二次都市計画マスタープラン

### Ⅲ一③ 市民が身近に農とふれあう場として市民農園やレジャー農園の充実を図ります

#### 【レジャー農園】

- 市民が野菜の栽培などの農作業を通じ、自然にふれあうことや農業に対する理解を深めることを目的に、レジャー農園を開設しています。
- レジャー農園は、市街化区域及び市街化調整区域内に点在して 45 箇所整備されています。  
(配置は現況調査参照)
- これらは、市による整備・管理とあわせ、民間企業による整備・管理が行われています。
- 空き地等を活用したレジャー農園の整備により、身近な緑の拠点づくりを進めます。

#### ■熊之庄屋形レジャー農園（公共）



#### ■北名古屋市のレジャー農園（公共）の利用手続き（平成 30 年現在）

項目	概要
利用期間	3 年間
利用できる農園	一世帯 2 区画とします。
利用料	1 平方メートル当たり年間 200 円。ただし、10 月以降に利用された場合は、1 平方メートル当たり 100 円。
水道設備	水道設備がある農園で、水道を利用する場合は、上記の金額に年間 1 千円を加算した額。ただし、10 月以降に利用された場合は 500 円。
対象者	市内在住の者
申込み	空いている農園があればいつでも可（随時）
申込者	本人（代理申請可）
申込先	商工農政課（東庁舎 3 階）

資料：北名古屋市ホームページ

### Ⅲ—④ 災害時の避難場所や遊水地として農地を活用します【防災協力農地登録制度】

- ・防災協力農地は、地震災害が発生した場合に、農地所有者の協力により、農地をあらかじめ登録することによって、市民の避難空間としての活用と、災害復旧用資材置場を確保することを目的とした制度です。
- ・本市においても今後検討を進めます。

#### 【事例（名古屋市）】

##### ○登録対象農地

- ・防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものです。  
(平成 29 年 7 月より要件を緩和しました。)
- 1. 300 平方メートル以上の規模の農地
- 2. 隣接する農地で合計 300 平方メートル以上の規模の農地
- 3. すでに登録されている防災協力農地に接する農地

##### ○用途

- ・地震災害発生時の一時避難空間や災害復旧用資材置場などとして使用します。

##### ○登録期間

- ・3 年（初回は登録日から 2 年を経過した日後の最初の 3 月 31 日までとします。その後は、期間満了時まで、登録者から更新しない旨の意思表示があった場合を除いて、さらに 3 年間登録を自動的に更新し、以後も同様となります。）

##### ○地震災害時の使用

- ・避難空間：地震災害発生時には、一時避難場所として自由に市民が使用できます。
- ・災害復旧用資材置場など：一時避難場所としての使用終了後には、市が災害復旧用資材置場として使用できます。

##### ○使用期間

- ・2 年以内。（ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。）

##### ○補償及び土地使用料等

- ・平常時は無償です。（地震災害時に使用した場合には、その使用実態に応じて土地使用料及び農作物補償をお支払いします。）

##### ○標識の設置

- ・防災協力農地として登録した農地には、必要に応じて標識を設置します。

### Ⅲ—⑤ 大気や水環境の保全、生態系維持機能の場として農地を活用します

- 都市部において農地は、大気や水環境の保全機能を有しています。また、農地における生態系は、農作業など人の働きかけによる影響を受けて成り立っている環境であり、多様な動植物の生息空間となっています。これら都市農地の保全を図るとともに、都市農地の保全・活用を推進します。

#### 【都市農地の環境保全・活用展開例】

##### 1.生態系に配慮した工法で生物多様性の向上を図る（ハード的対応）

水田魚道やよどみ、ピオトープなどこれまでの水田整備ではない工法によって生物の生息環境を拡大する。

##### 2.環境保全型農業への農家の理解と協力（ソフト的対応）

化学肥料や農薬の不使用、あるいは冬期湛水、深水灌漑といった環境保全型農法に関する地域の協力体制づくりを進め、地域全体として生物多様性の向上を図る。

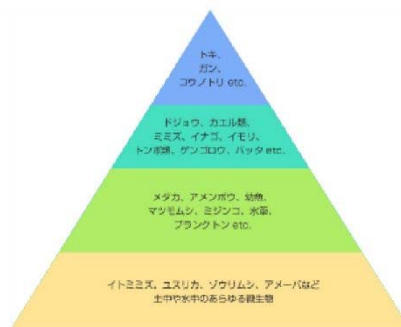
##### 3.ブランド米としての認定

こうした取組みで作られた米を例えば「コウノトリを育むお米」など、安全・安心、自然配慮といった付加価値をつけブランド化する。

##### 4.6次産業への展開

活動やブランド米のPRを通して地域全体のイメージアップを図り、子どもたちへの教育、都市と農村の交流、観光、流通ルートの開拓など地域経済への貢献を図る。

#### ■水田の生態系ピラミッド



(全国水土里ネット、特定非営利活動法人 田園社会プロジェクトホームページ「水田の生物多様性」より)

## 第7章 緑化重点施策

### 7-1 緑化重点地区

#### 1. 緑化重点地区の抽出

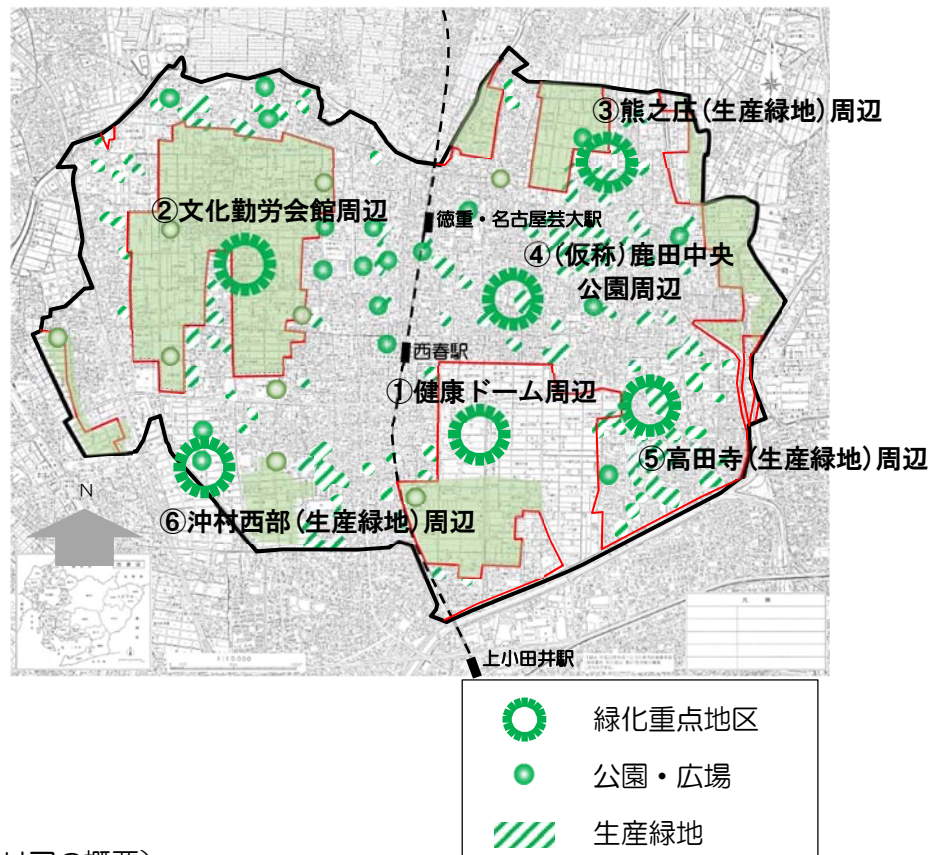
- ・緑化重点地区は、現都市緑地法において緑の基本計画に位置づけることとされている地区であり、本計画のテーマである「緑・農・人がつながり楽しく快適に暮らせるまち」の実現を目指すために、モデル地区を指定して都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区です。緑化重点地区では、都市公園事業等の公共施設による緑化とあわせて、住民や企業による民有地の緑化や施設の運営参画など、行政・市民・企業等が連携した取り組みを重点的に推進します。
- ・本計画では、計画の基本方針3として掲げた「農地の多面的な活用の推進」を図る地区を緑化重点地区として5地区を設定しました。これらの地区は、緑化重点地区の候補地要件である「⑧都市公園等を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区」「⑨公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」に該当しています。
- ・実現に向けては、各地区の各種条件を詳細調査した上で、最終的に実施計画に移行していくものとします。

#### ■緑化重点地区の候補地要件（参考）

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園等を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

資料：新編 緑の基本計画ハンドブック

■緑化重点地区の位置



(抽出したエリアの概要)

- ① 健康ドーム周辺
  - ・市の健康・防災拠点として位置づけがある健康ドームに隣接しており、連携した活用が期待できるエリアである。
- ② 文化勤労会館周辺
  - ・文化会館や公園、プールが整備されており、公共施設と一体的な農地の活用推進により、本市の交流拠点としての機能向上が図られるエリアである。
- ③ 熊之庄（生産緑地）周辺
  - ・市民プール跡地の活用の検討が進められており、本市の北東エリアの魅力向上が期待できるエリアである。
- ④ （仮称）鹿田中央公園周辺
  - ・鹿田雨水調整池の整備が計画されており、その上部の効果的な利活用の検討を図る必要があるエリアである。
- ⑤ 高田寺（生産緑地）周辺
  - ・まとまった生産緑地があるエリアであり、農地の多面的な活用が期待できるエリアである。
- ⑥ 沖村西部（生産緑地）周辺
  - ・土地区画整理事業により農地を集約化した地区であり、まとまった生産緑地を保全しつつ、農地の多面的な機能を発揮することが期待できるエリアである。

## 2. 緑化重点地区の整備方針

- ・緑化重点地区のテーマおよび整備方針は、先に示した5か所の緑化重点地区共通事項として以下のように設定しました。
- ・整備方針の展開にあたっては、都市緑地法の改正により緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の対象となったことを踏まえ検討を進めました。
- ・にぎわい農園の展開メニューについては、地域の状況に合わせ、選択して実施します。

### ■緑化重点地区のテーマと整備方針

#### 農を活用した健康・防災・憩いの交流拠点づくり

- ・農地としての保全を踏まえつつ、健康づくりや憩いや交流、体験の場、生きがいづくりの場としての農地の活用を推進し、市民が健康、快適に暮らせる都市環境を創出します。
- ・従来の貸農園に加え、AIやIoTの技術を導入したスマートな農業や、地域の特産となるような野菜・果物の栽培など特徴のある都市農業が体験できる“にぎわい農園”の整備を検討します。
- ・農地の水源涵養機能やオープンスペースとしての機能を活かした防災拠点を形成します。
- ・各地区は、本市における主要な交流拠点を形成する地区であり、既存施設や地域のまちづくり計画と連携して緑の拠点を形成し、周辺施設との緑のネットワークづくりを行います。
- ・緑のネットワークは、既存道路や河川を基本に、街路樹の植栽や歩道舗装の美装化を図るとともに、市民協働により沿道の緑化を推進します。



### ■緑化重点地区での「にぎわい農園（都市農業を取り込んだ空間）」の展開イメージ例

体験農園	バーベキュー広場や農園カフェレストラン
	
市民が集う広場・遊び場	特産品市場
	



---

## 7-2 生産緑地地区

本計画では基本方針 3 において、「潤いとゆとりをもたらす農地の多面的な機能を活用します」としており、市街化区域内農地である生産緑地地区は、それを実現する重要な緑地となります。生産緑地地区の今後の取り組みについて重要な施策ととらえ整理します。

### 1. 生産緑地地区の目的

- 公害や災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の形成に役立つ農地の計画的な保全を図るために設けられた制度です。

### 2. 各種計画における生産緑地地区の位置づけ

#### (1) 第 2 次北名古屋市総合計画

- めざすまちの姿として、「市民の誰もが、快適な生活環境の中で心も体も健康で生き生きと安心して暮らし続けることができるまちとし、その実現に向けて、市民と行政が共同してまちづくりを進めていく」としています。
- 都市農地の考え方については、「リニアインパクトや企業誘致などによる都市的土地利用への転換などと併せ、市内に広がる農地の地域バランスを考慮しながら、農地の持つ緑地や保水などの多様な機能を活かし、都市と農地が共存できる土地利用を図ります。」としています。また、都市基盤分野の方針である「快適で利便性の高い街づくり」において、「生産緑地地区を適正に保全するとともに、都市農地のあり方を検討します。」と位置づけています。

#### (2) 北名古屋市都市計画マスタープラン

- 本市の将来的な都市づくりの考え方について、『本市ではめざすまちの姿である「環境快適都市」～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～を実現するため、「集約された都市の中で、活力ある産業を育むとともに、都市と農地の共存による豊かで潤いのある高質な都市づくり」を目指す』としています。
- 重点的都市づくり施策の 1 つとして、「農地の多面的な機能を活用した都市づくり」を設定し、潤いやゆとりをもたらす農地が共存した特徴のある魅力的な都市づくりに向けて生産緑地の保全や、都市農地を活かした高質な市街地の整備に取り組むとしています。

#### (3) 北名古屋市都市農業振興基本計画（案）

- 大規模近郊という北名古屋市の地理的特性を活かした都市農業の振興を図るとともに、地域防災・減災、地域コミュニティの活性化や豊かで良好な都市環境の形成など多様な機能を

---

持つ都市農地の保全を図ることを目的に策定されています。

#### (4) 地域防災計画

- ・北名古屋市地域防災計画（平成 30 年 2 月）の災害予防計画において、「都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものです。また、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は積極的に保全していく。」と位置づけされています。農地に限定した記述ではないが、農地は災害時のグリーンインフラ機能を有しており、都市型水害への防災対策としての保全維持が望まれています。

### 3. 法改正について

生産緑地地区に関わる法改正の主な事項は以下のとおりです。

#### (1) 生産緑地法の一部改正（平成 29 年 6 月施行）

- ・面積要件について条例により 500 m<sup>2</sup>→300 m<sup>2</sup>まで引き下げが可能。
- ・生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストランを追加。
- ・特定生産緑地制度により、生産緑地所有者の意向を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地として指定。指定された場合、市に買取り申出ができる時期は「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から、10 年延期。10 年経過後は、改めて所有者の意向を得て、繰り返し 10 年の延長が可能。
- ・運用指針の改正により、街区単位で一団とみなせることとなる隣接要件の緩和（個々の農地は 100 m<sup>2</sup>以上）。

#### (2) 都市緑地法の一部改正

- ・緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化。（平成 29 年 6 月施行）
- ・「緑の基本計画」において、計画の法定記載事項として生産緑地地区内の緑地の保全が追加。都市農地を計画的に保全し、農地を緑地として政策的に組み込むことが可能。（平成 30 年 4 月施行）

---

### (3) 都市計画法一部改正（平成30年4月施行）

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設し、地域特性に応じた建築制、農地の開発規制に対応。

## 4. 北名古屋市における生産緑地地区の現況

### ① 分布状況

- 市街化区域内農地について現状の分布状況を次ページの図に示します。
- 生産緑地地区は、現状において一団となった農地500㎡以上が要件ですが、生産緑地法改正の考え方を踏まえ、面積毎で生産緑地指定の有無を区分し表記しました。生産緑地地区は、市街化区域全域で広く分布していますが、市の東部地域に指定がやや多く見られます。市街化区域内農地の内、約20%が生産緑地地区として指定されています。また、団地数としては199となっています。

### ② 経年的な動向

- 農地所有者の高齢化や世代交代が進んでおり、生産緑地買取り申出の相談が増えつつあります。所有者によっては税金対策として受け止められており、本来の法の目的とずれが生じている場合があります。法の目的からして、できるだけ短期的な指定解除などは好ましくありません。

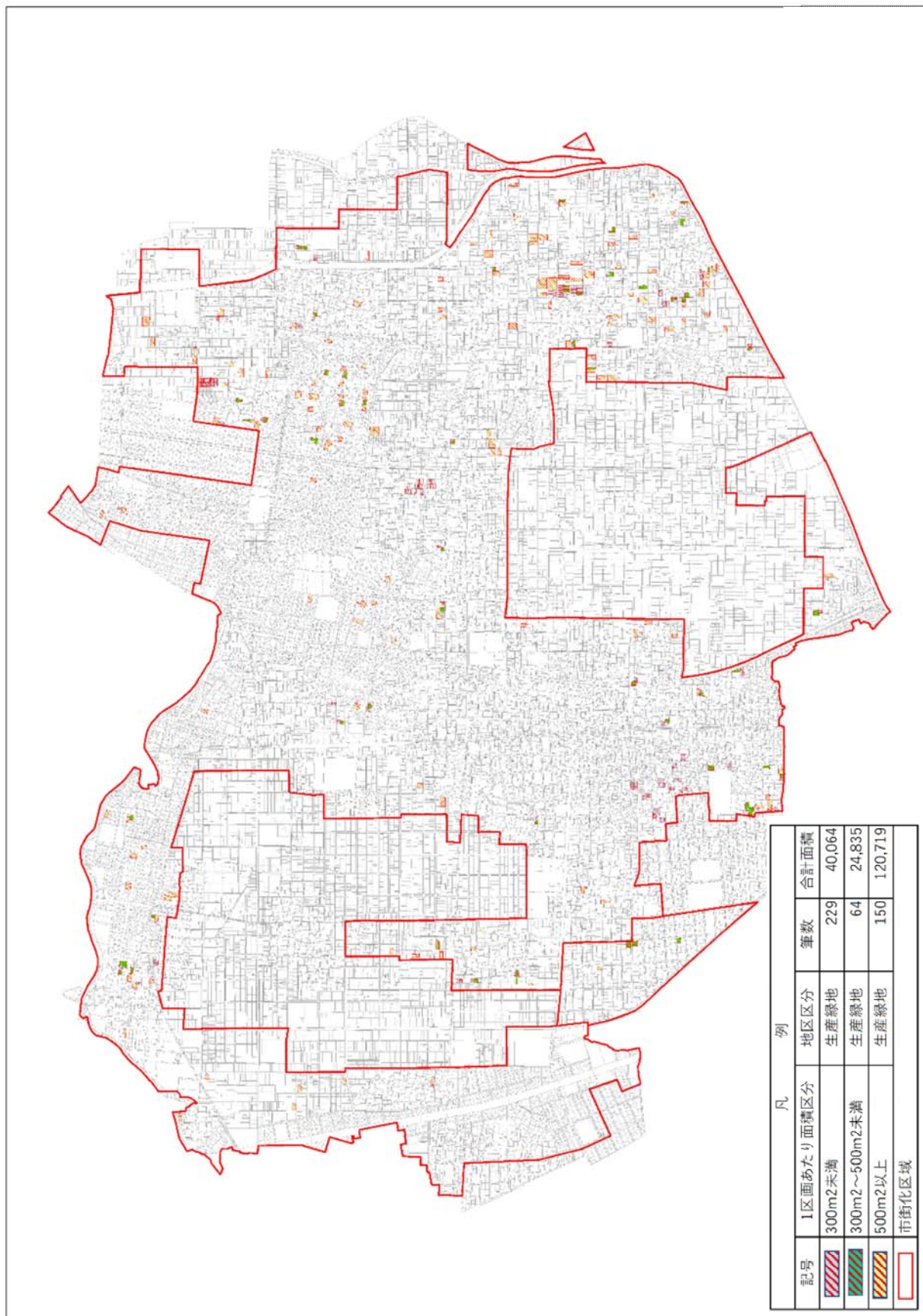
### ③ まちづくりへの運用

- 生産緑地地区は、まちづくりの観点からは将来的な公共施設用地への転換がはかられやすいスペースであるとともに、運用の方法によっては公園緑地（環境保全、レクリエーション、防災、良好な景観形成）に準じるスペースとしての機能が確保できます。近年、生産緑地地区を活用し、公園整備の実施を予定する区域もあります。

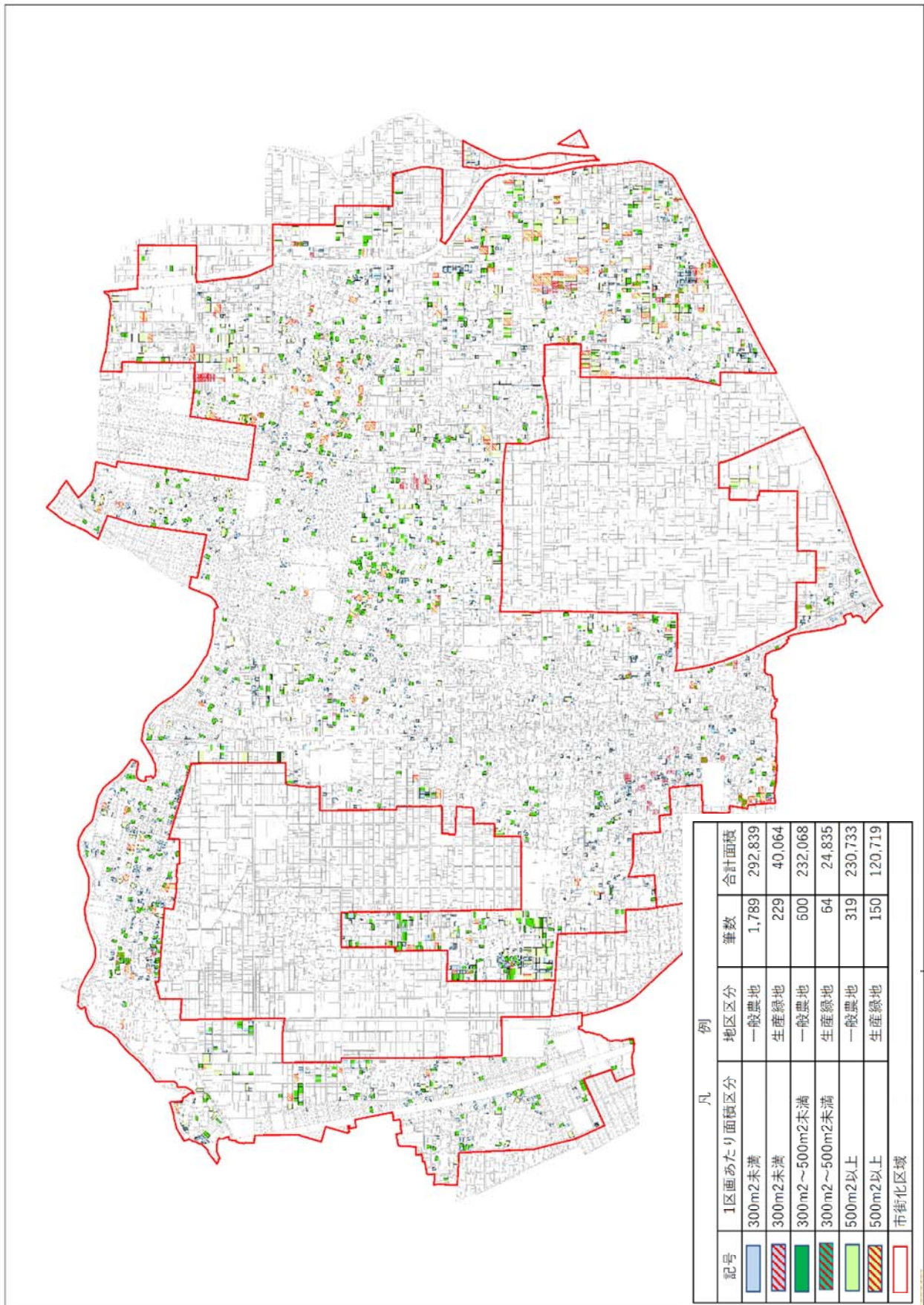
### ④ 緑の保全、緑被率の確保

- 都市の快適性の指標の1つである緑被率の向上にも生産緑地は重要です。現況調査結果より本市全域の緑被率は約25%です。緑被率は、地域環境によりさまざまですが、一般に市街地では30%の緑被率が望ましいとされています。本市では市街地内に農地が残存していることや市街化調整区域の農地により比較的緑被率は確保されていますが、今後、市街化の進展により緑被率が減少する可能性があります。

■現況の生産緑地（一筆当たりの面積規模で表示、生産緑地地区のみ）



■市街化区域内の農地の分布（一筆当たり面積規模で表示、一般農地+生産緑地地区）



---

## 5. 生産緑地地区の位置づけと課題

### (1) 北名古屋市の生産緑地の位置づけ

- 都市と農地の共存を目指す本市の都市づくりにおける実現施策
- 市街地に残る貴重なオープンスペースであり、将来的な公共施設用地及び公園緑地に準じるスペース（都市環境向上、レクリエーション、防災、良好な景観形成）
- 市街地内の緑被率の確保に向けて重要となる緑地
- 公害や災害の防止に役立つ緑地

### (2) 生産緑地地区に関する課題と方向性

#### ① 生産緑地地区の保全、指定の推進

- 生産緑地地区の目的は、公害や災害の防止や農業と調和した都市環境の保全であり、市街地における災害時の活用や憩いの場、農体験による交流、良好な景観の形成など、安全・安心、魅力あるまちづくりに役立てていくことが可能です。都市と農地の共存は本市のまちづくりの目標として位置づけられており、生産緑地の保全推進、効果的な運用は重要な施策となります。

#### ② 将来的な公共施設用地や公園緑地に準じたスペースとしての保全、活用

- 生産緑地地区は、将来的な公共施設用地及び公園緑地に準じるスペースとしての位置づけを踏まえ、計画的にまちづくりに取り込んでいく必要があります。このため、本計画で示した緑化重点地区や公共施設用地として用地確保が求められる地区においては、計画的に生産緑地地区の指定を誘導していくことが求められます。

#### ③ 生産緑地地区の理解促進、啓発活動の検討

- 生産緑地地区の運用にあたっては、制度の目的を市民や営農者に正しく理解していただいております。広報活動や講演会等により、営農者サイドからも、まちづくりからもメリットのある施策であるという理解を深めていただけるよう、啓発活動を検討していく必要があります。

#### ④ 多面的な活用の推進

- 昨年度の実施条例改正では、生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストランが追加され、より多面的な活用が可能となりました。緑地・オープンスペース確保の観点からは、本市は、都市公園や公共の緑が少なく、農地の多面的

---

な活用は有効な施策となります。施策推進に向けて、各種まちづくり計画、農業施策、農業団体との連携を図っていく必要があります。

⑤ 買取り申出への対応

- 生産緑地地区の買取り申出は、生産緑地地区指定されてから30年経過後、または、営農ができなくなった場合、可能となります。営農ができなくなった場合は、場所によっては不足する公園や公共施設等の将来用地として確保していくことが有効と考えられます。そのためには、明確な将来公共用地としての位置づけが必要となりますが現時点ではその明確な位置づけがありません。また、規模、形状により公共用地として利用しづらい場合も多く、土地交換制度なども含めて望ましい方法を検討していく必要があります。

⑥ 法改正に伴う面積要件緩和による指定推進

- 今回の法改正により生産緑地の面積要件緩和が可能となりましたが、そのためには条例の改正が必要であり、緩和するメリットを整理する必要があります。
- 例えば、生産緑地が都市においてあるべきものとして位置づけを進めるにおいて、道連れ解除への効果がどれくらいあるのか検討することが必要です。現況における試算では、道連れ解除が発生する可能性のある団地は92団地であり、面積要件を500㎡から300㎡に下げた場合、道連れ解除は約20%減らすことができる試算となります。また、引き下げによって新規生産緑地地区の増加も期待できます。

⑦ 農地所有者の意向調査の実施

- 都市と農地の共存に向けては営農者の意向調査を行い、指定継続に向けての意向や営農に対する課題などを確認し、今後の市街地整備への反映や生産緑地面積要件緩和に向けての材料として検討していくことが必要です。また、その際、本市の農地にかかわるまちづくりの方針や生産緑地法改正の内容等について営農者に理解していただき、その上で判断していただくことも効果的であると考えられます。

## 6. 農地活用に向けてのイメージ、事例（参考）

- 農地の多面的な活用としては、以下のような活用が考えられます。以下に事例を掲載します。（出典：都市農地センターホームページ：<http://www.tosinouti.or.jp/index.html>）

- 都市農業者の担い手育成
- 体験、交流（公園、広場、プレイパーク活動、各種農園、福祉機能との連携）
- 地産地消（食育の場、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストラン、マルシェ）
- 防災

### ● 都市農業者の担い手育成

大阪府堺市：金岡まちづくりの会

#### ● 概要

地元農家の間で地区の将来を考える機運が高まり、平成 12 年に「金岡まちづくりの会」が結成された。農を支える地域の輪を広げるため、自治会、水利組合、JA、市議会議員、大学、行政等に呼びかけ、「金岡まちづくり推進協議会」を組織し、農空間づくりプラン事業を実施。平成 19 年には農道整備などが評価され、農林水産大臣表彰を受賞。現在も毎年、地元の小中学生、住民、周辺の都市住民による田植え・稲刈り・収穫祭イベント、コスモス定植を行っている。



田植え



収穫祭「子供たちと歓談」

#### ● ポイント

金岡まちづくりの会を中心とし、17年間も都市住民と継続した取り組みが、市民の理解・支持基盤を構築し、新しい地域の将来像に向けた地域コンセンサスの形成に効果を発揮。都市農業を支える地域コミュニティの醸成に貢献している。



## ●体験、交流

### 神奈川県伊勢原市（アグリパーク）：シェア畑/アグリパーク伊勢原

#### ・概要

神奈川県伊勢原市の郊外にある「アグリパーク伊勢原」は、各地で市民農園開設事業を手掛ける株式会社アグリメディアが運営するレジャー農園である。「シェア畑」とは、アグリメディア社が首都圏を中心に展開する貸農園システムである。遊休農地・遊休地をリメイクし、都市住民が手軽に野菜作りを楽しめる農園としてサービス提供するもので、畑には、種や苗、機具、資材などが用意されており、利用者は手ぶらで来ても楽しめる。また、農作業経験が無くても、経験豊富なアドバイザーのサポートを受けることができ、多品目の野菜を収穫できるシステムとなっている。



アドバイザーによるサポート  
（シェア畑八王子）

#### ・ポイント

レジャー感覚の農作業、レクリエーション施設としての農園、という都市生活者の新たなスタイルにマッチしている。

### 静岡県浜松市：ぶどう園音楽会

#### ・概要

「ぶどうが実った農園内で音楽会を開催したい」という市民の思いから、2010年に開始。ハウスの中にぶどう棚があることで雨天でも実施可能である。

本プログラムは、ハウスを中心とした「音楽の演奏」をはじめ、農園全体の敷地と施設をフル活用して、農業関係者による「講演」小松菜や枝豆などの「収穫体験」、子供も参加できる「体験講座」等を実施。そのほかに飲食店も出店し、子供から大人まで楽しめるイベントを通じた交流の場が設けられている。



演奏会場のぶどうハウス



夕刻の農の講演

#### ・ポイント

ぶどう農園と地元の事業者が協働で、地域住民に憩いの場を提供するとともに、農産物の収穫、都市農業の啓発活動も行っている。

## ●地産地消

大阪府中央区：谷町空庭/大阪ぐりぐりマルシェ実行委員会

### ・概要

造園デザイン事業をする谷町空庭代表の方が、事業で家庭菜園づくりなどを進める中、マルシェを手伝う機会があり、農家と消費者がつながることに興味を持ったことがきっかけである。マルシェを通じて、農家や農作物を加工調理する生産者と消費者が、顔の見える関係となることで、食の安全を自ら守る意識を持つことができる。

農に触れる機会が少ない都市住民にとって、生産者と交流することは、自分たちが食べる食品について考えるきっかけとなり、農家にとっては新しい顧客を生み、販路を広げるきっかけの場となっている。

### ・ポイント

地元や近隣地域の生産者が生産した安心・安全な農作物やそれを使用した加工食品など、地場産商品を大事にしていることに加え、農に触れる機会の少ない都市部の消費者に食への意識向上を促している。



ぐりぐりマルシェ

## ●防災

東京都練馬区：農業体験農園「緑と農の体験塾」

### ・概要

都市農業が盛んな東京都練馬区で農業を営む主催者が全国に先駆けてカルチャーセンター方式の農業体験農園「緑と農の体験塾」を開園。年間 150 名を超える塾生を受け入れ、楽しい野菜作りと、理論に基づいた農業指導を行っている。

その傍らで、町会長として都市農地を活用した防災活動にも取り組んでおり、300 名を超える地域住民が参加する炊き出し訓練を実施。普段は体験農園の農具置き場や講習用テーブルを炊き出し会場にしている。農業用の井戸も防災用に活用できるよう、防災マニュアルの作成や町内での協力体制も整えている。



体験農園指導の様子



炊き出しの様子

### ・ポイント

農業体験農園では、通常の農地と異なり、日頃より農園主と地域住民が直接顔を合わせ、さらに町会組織とも連携を図り、コミュニケーションをとっていることから、地域における災害直後の協力体制等、防災機能がより強力に発揮されることが期待される。

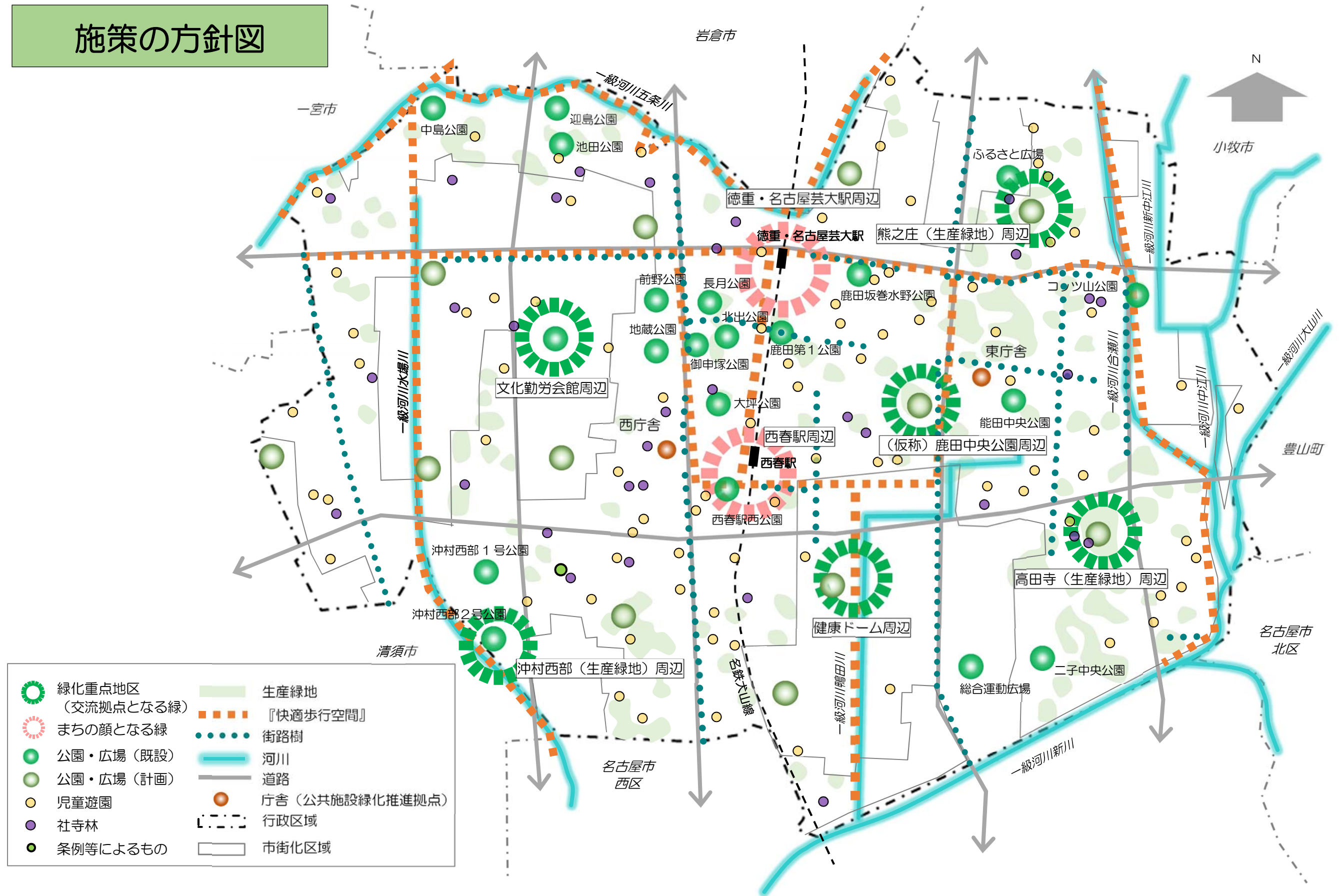
---

## 第8章 施策の推進に向けて

### 8-1 施策の方針図・整備量

前章までの施策を「施策の方針図」として次ページに示します。なお、目標年次における全体数量についても参考として8-3頁に添付しました。

# 施策の方針図



(参考)

■緑地の整備目標総括表（整備量）

年次 緑地種別	現況 (2017年度)						目標年次 (2029年度)						備考 (2029新設計上)
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
	整備量			整備量			整備量			整備量			
	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	
街区公園	15	4.09	0.53	15	4.09	0.48	18	5.59	0.71	19	5.84	0.68	鹿田中央、沖村1号・2号、中之郷周辺 4箇所想定
住区基幹公園	15	4.09	0.53	15	4.09	0.48	18	5.59	0.71	19	5.84	0.68	
都市緑地	0	0.00	0.00	1	0.14	0.02	0	0.00	0.00	1	0.14	0.02	
公園(都市公園)計	15	4.09	0.53	16	4.23	0.50	18	5.59	0.71	20	5.98	0.69	
広場(公共施設緑地)	139	18.58	2.39	191	35.18	4.14	141	19.58	2.47	194	37.18	4.31	緑化重点地区の都市公園以外(農地活用等)3箇所想定
公園・広場(都市公園等)合計	154	22.67	2.91	207	39.41	4.64	159	25.17	3.18	214	43.16	5.00	
民間施設緑地	73	10.38	1.33	86	13.15	1.55	73	10.38	1.31	86	13.15	1.52	
施設緑地計	227	33.05	4.25	293	52.56	6.19	232	35.55		300	56.31		
条例等によるもの	1	0.05		1	0.05		1	0.05		1	0.05		
生産緑地地区	466	19.78		466	19.78		466	19.78		466	19.78		
河川区域	6	21.97		10	43.35		6	21.97		10	43.35		
法によるもの計	472	41.80		476	63.18		472	41.80		476	63.18		
小計	473	41.80		477	63.18		473	41.80		477	63.18		
地域制緑地間の重複		0.00			0.00			0.00			0.00		
地域制緑地計		41.80			63.18			41.80			63.18		
施設・地域制緑地間の重複		0.48			0.55			0.48			0.55		
緑地総計		74.37			115.19			76.87			118.94		
人口	市街化区域人口			77,852 人			市街化区域人口			79,246 人			
	都市計画区域人口			84,906 人			都市計画区域人口			86,300 人			
面積	市街化区域面積			1,210 ha			市街化区域面積			1,241 ha			
	都市計画区域面積			1,837 ha			都市計画区域面積			1,837 ha			
緑地率	市街化区域面積に対する割合			6.1 %			市街化区域面積に対する割合			6.2 %			
	都市計画区域に対する割合			6.3 %			都市計画区域に対する割合			6.5 %			
(住民一人当たり面積)	都市公園			0.5 ㎡/人			都市公園			0.7 ㎡/人			
	都市公園等			4.6 ㎡/人			都市公園等			5.0 ㎡/人			

目標水準で使用した値

## 8-2 施策の推進に向けて

### 1. 市民協働によるまちづくり

緑の基本計画（緑の将来像：緑・農・人がつながり 楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市）を総合的かつ計画的に推進するためには、取組みの主体となる行政・市民・事業者がそれぞれの役割を認識しつつ、協働体制をつくり実行していきます。



#### ■緑のまちづくりにおける役割分担

##### 市民

市民は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自らが緑づくりの主体であることを認識し、積極的に地域の緑の保全・整備・維持管理活動に参加します。また、自治会や子ども会などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

##### 事業者

事業者は、駐車場緑化、工場外周部の緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑化の推進が求められています。

##### 行政

行政は、本計画の具体的な施策を推進するとともに、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動促進の機会提供などを図り、将来像の実現に向け環境整備を進めます。

---

## 2. 計画の進行管理

計画の進行管理は以下の事項に留意し実施します。

### (1) 計画の推進に向けての体制づくり

- 計画の推進にあたっては、担当部署である都市整備課により施策の具体展開について計画的に検討を進めるほか、庁内の関係部署との連携や調整を随時行っていきます。また、必要に応じて、有識者からのアドバイスの聞き取りや市民団体との協働など、計画の推進に向けての体制の充実を図ります。
- 市民団体との協働は、アダプトプログラム参加団体や自治会など、既存の活動団体を軸として、できるところから少しずつ輪を広げていくようにします。

### (2) 計画の進行管理

- 緑の基本計画の進行管理は、担当部署により社会動向や市民ニーズを踏まえつつ実施施策の評価を行い、次年度に向けて施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定等について検討を行います。
- 概ね5年を目安に、緑の現況や施策の進捗状況などを点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (3) 県や近隣市などとの連携

- 緑は市域外にも連続していることから、県や近隣市との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。県に対して必要な要望を行うとともに、県や近隣市が実施する各種の事業との連携を図ります。